

# 史跡小山崎遺跡 保存活用計画書



2022年3月  
山形県遊佐町  
教育委員会



# 史跡小山崎遺跡 保存活用計画書

2022年3月  
山形県遊佐町教育委員会





# 序

遊佐町は山形県の最北部に位置し、北から東は鳥海山を主とした出羽丘陵、西は庄内砂丘をへだて日本海に望む自然豊かな町です。鳥海山を水源とする豊富な水量の湧水および河川を背景に、肥沃な土壌が形成されています。このような自然環境を理由として、古くは旧石器時代より人類の足跡が確認されており、縄文時代や古代の遺跡の多さとその内容は特筆に値します。

小山崎遺跡は縄文時代早期末から晩期までの遺跡で、これまでに18次にわたって調査され、令和2(2020)年3月10日、本州日本海沿岸北部における縄文文化を解明する上で欠くことのできない遺跡であるとして、国史跡に指定されました。

悠久の時を超え、鳥海山の湧水に守られてきた縄文時代の人々の生活の痕跡、そして、丸池様をはじめとする、史跡やその周辺をとりまく景観と豊かな自然環境は、私たちに当時のくらしや風景を伝えてくれます。

遊佐町教育委員会では、この小山崎遺跡を恒久的に保護し、その価値を損なうことなく将来に継承していくため、「史跡小山崎遺跡保存活用計画」を策定しました。令和2年度に「史跡小山崎遺跡保存活用計画策定委員会」を設置し、令和2年度及び3年度の2カ年にわたり検討を進めてまいりました。今後は本計画に基づき、小山崎遺跡を確実に保存するとともに、周辺の地域資源との一体的な整備・活用、さらに町民の皆様との協働による運営体制の拡充を図り、小山崎遺跡を後世へ継承してまいります。

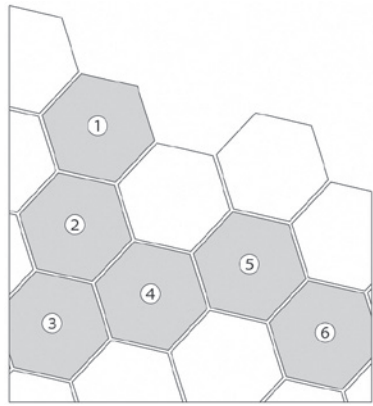
最後になりますが、本計画の策定にあたり貴重なご意見を賜りました町民の皆様、多角的な視点で協議いただきました策定委員会の皆様、細部にわたり丁寧なご指導・ご助言をいただきました文化庁及び山形県ほか関係者の皆様に深く感謝申し上げます。

令和4(2022)年3月31日

遊佐町教育委員会  
教育長 那須 栄一

# 例言

1. 本書は<sup>やまがたけんあくみぐん ゆざまち ふくらあざななまがり ななまがりせきひがし さいとうぼやし</sup>山形県飽海郡遊佐町吹浦字七曲・七曲堰東・柴燈林<sup>こやまざき</sup>ほかに所在する「史跡小山崎<sup>いせき</sup>遺跡」の保存活用計画書である。
2. 本計画書は、遊佐町教育委員会が令和2（2020）年に設置した「史跡小山崎遺跡保存活用計画策定委員会」（岡村道雄委員長）における2カ年の協議により取りまとめられ、遊佐町教育委員会が編集・刊行する。
3. 本計画の策定にあたっては、文化庁文化財第二課及び山形県観光文化スポーツ部文化振興・文化財活用課の指導・助言を得た。なお、本計画はアンケート調査等を通して町民の意見を反映させたものである。
4. 本計画の策定に係わる事務は、遊佐町教育委員会教育課文化係が担当した。体制は以下のとおりである。  
遊佐町教育委員会（令和2年度・令和3年度）  
総括 教育長 那須 栄一  
事務局長 教育課 課長 高橋 善之（令和2年度）  
菅原 三恵子（令和3年度）  
事務 同上 課長補佐兼文化係長 阿部 秀雄（令和2年度）  
渋谷 志保（令和3年度）  
同上 主事 金野 史弥  
同上 主事 渋谷 咲智  
同上 会計年度任用職員 本間 加代子  
同上 会計年度任用職員 石船 夕佳  
同上 会計年度任用職員 佐藤 静雄
5. 本計画の策定並びに本書の作成にあたり、多くの関係者や関係機関からご支援とご協力を賜った。ここに記して衷心より感謝申し上げる。

	<b>表紙写真</b>
	① 縄文食体験講座
	② 丸池（晩秋）
	③ 第1回 保存活用計画策定委員会
	④ 水辺遺構（第4次調査）
	⑤ 史跡現地見学（小学校）
⑥ 展示解説（小山崎縄文人の食卓―「遊佐ごっつお」のルーツをたどって―）	
	<b>裏表紙写真</b>
	18次出土 赤漆塗木製容器（佐藤要氏撮影）

# 目次

第1章 計画策定の目的と沿革 .....	1
第1節 計画策定の目的 .....	1
第2節 委員会の設置・経緯 .....	1
第3節 山形県及び遊佐町の諸計画との関わり .....	3
第4節 計画の実施 .....	6
第2章 史跡小山崎遺跡の概要 .....	7
第1節 指定に至る経緯 .....	7
第2節 指定に至る調査成果 .....	7
第3節 指定の状況 .....	15
第3章 史跡を取り巻く環境 .....	19
第1節 自然的環境 .....	19
第2節 歴史的環境 .....	30
第3節 社会的環境 .....	32
第4章 史跡の本質的価値 .....	44
第1節 本質的価値 .....	44
第2節 副次的な価値 .....	45
第3節 構成要素 .....	45
第5章 史跡の保存活用に関する基本的な考え方 .....	53
第1節 大綱 .....	53
第2節 基本方針 .....	53
第6章 保存 .....	54
第1節 現状と課題 .....	54
第2節 方向性と方法 .....	54
第7章 活用 .....	65
第1節 現状と課題 .....	65
第2節 方向性と方法 .....	66
第8章 整備 .....	69
第1節 現状と課題 .....	69
第2節 方向性と方法 .....	70
第9章 運営・体制 .....	74
第1節 現状と課題 .....	74
第2節 方向性と方法 .....	74

第10章 施策の実施計画 .....	76
第1節 短期計画（令和4年度～令和8年度） .....	76
第2節 中期計画（令和9年度～令和13年度） .....	76
第3節 長期計画（令和14年度以降） .....	77
第11章 今後の経過観察 .....	78
第1節 方向性 .....	78
第2節 方法 .....	78
巻末資料 .....	79
現状変更許可申請書の書式 .....	80
埋蔵文化財発掘の届出（93条届出）書式 .....	82
埋蔵文化財発掘の通知（94条通知）書式 .....	84
アンケート調査の結果 .....	86

## 図目次

図 1 計画の対象範囲 .....	1
図 2 委員会の状況 .....	3
図 3 地区名称と主要な遺構の位置 .....	9
図 4 先端が処理されたドングリ（コナラ） .....	10
図 5 貝層の上層で確認された骨角器 .....	10
図 6 貝層下で確認された人骨 .....	10
図 7 水辺遺構 .....	11
図 8 赤漆塗木製容器 .....	12
図 9 人骨ほかの炭素・窒素同位体比分析 .....	12
図 10 斜面部の居住域（人が立っている場所に1棟の竪穴建物跡） .....	13
図 11 斜面部の遺構配置図 .....	13
図 12 小山崎遺跡に運ばれてきた品々 .....	14
図 13 小山崎遺跡の集落景観イメージ（後期） .....	15
図 14 文部科学省告示第17号 .....	16
図 15 水辺遺構（4次調査） .....	17
図 16 指定範囲 .....	18
図 17 指定地内の土地所有状況 .....	18
図 18 史跡を取り巻く地理的環境 .....	20
図 19 植生図（畠中裕之委員作成協力） .....	23
図 20 絶滅危惧種の位置 .....	25
図 21 動物調査区域（畠中裕之委員作成） .....	26
図 22 遊佐町の縄文時代遺跡 .....	31
図 23 史跡周辺の縄文時代遺跡 .....	31
図 24 近隣都市からのアクセス .....	34

図 25	町内の観光地・文化財（国・県指定、国登録）・文化施設	34
図 26	ハザードマップ（史跡周辺）	38
図 27	鳥海山火山防災マップ	39
図 28	史跡周辺の法規制状況	43
図 29	指定地内のその他の要素 1	48
図 30	指定地内のその他の要素 2	49
図 31	指定地の周辺地域を構成する要素 1	51
図 32	指定地の周辺地域を構成する要素 2	52
図 33	計画対象地の地区区分	56
図 34	現状変更の手続きの流れ	61
図 35	周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等の事務手続きの流れ	62
図 36	地下水位観測位置	63
図 37	吹浦小学校での取組み	66
図 38	現況の動線と整備の方向性（イメージ）	72
図 39	ガイダンス施設候補地の位置	73

## 表目次

表 1	史跡小山崎遺跡保存活用計画策定委員会	2
表 2	年次別調査概要	8
表 3	現存植生の区分（植物群落と自然度）	22
表 4	各群落の概説 1	23
表 5	各群落の概説 2	24
表 6	環境省レッドリストカテゴリー	24
表 7	絶滅危惧種及び分布上貴重な植物種	25
表 8	動物調査結果：山形県レッドデータリスト該当種（畠中裕之委員作成）	29
表 9	国・県指定文化財一覧	35
表 10	国登録文化財一覧	35
表 11	町指定文化財一覧 1	36
表 12	町指定文化財一覧 2	37
表 13	史跡周辺の関係法令一覧	42
表 14	史跡（指定候補地含む）を構成する要素	47
表 15	指定地の周辺地域（史跡を中心に南北 500m、東西 700m）を構成する要素	50
表 16	地区区分	56
表 17	現状変更の取扱い基準	57
表 18	現状変更の許可等を必要とする行為	59
表 19	許可等を必要としない行為	60



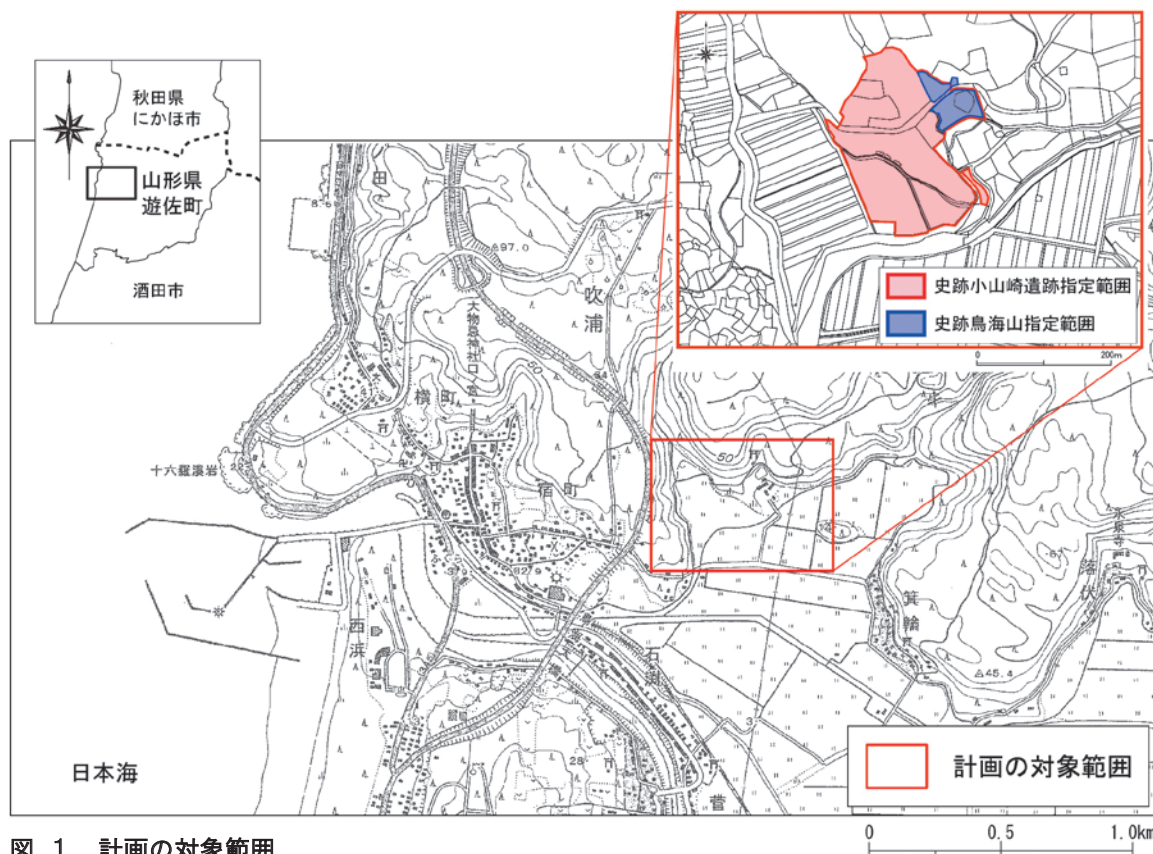
# 第1章 計画策定の目的と沿革

## 第1節 計画策定の目的

史跡小山崎遺跡（以下、「本史跡」もしくは「史跡」と表記）は、令和2（2020）年3月10日付の文部科学省告示第17号を以って国の史跡に指定され、続いて同年7月22日に文化庁告示第58号の官報告示を以って遊佐町が文化財保護法第113条に基づく管理団体の指定を受けた。

史跡指定を受け、遊佐町は史跡の本質的価値を明確にし、現状と課題を把握した上で、①適切かつ確実に史跡の保存管理を行い、次世代へ継承する、②町民が史跡をとおして郷土への愛着や誇りを育み、地域の活性化に寄与するための整備・活用を推進するべく、その基本方針を定めた「史跡小山崎遺跡保存活用計画（以下、「本計画」）」を策定することとした。

なお、本計画の直接の対象範囲は史跡指定地とする。ただし、周辺環境の保全の観点から史跡の周辺地域も取り上げ、今後の望ましい保存活用のあり方について言及する。具体的な範囲としては、史跡を中心として南北500m・東西700mとする。



## 第2節 委員会の設置・経緯

### 1. 委員会の設置

計画策定にあたっては、史跡の保存、活用及び整備に関する必要な事項を検討するために、「史跡小山崎遺跡保存活用計画策定委員会（以下、委員会）」を設置した。委員は各分野の専



門家、地元小学校長、まちづくり関係者等で構成されている。また、委員会開催時には山形県観光文化スポーツ部文化振興・文化財活用課職員にオブザーバーとして出席を依頼し、助言を得た。委員会後には協議結果を文化庁文化財第二課に報告し、指導を受けている。委員・オブザーバーは次のとおりである。

表 1 史跡小山崎遺跡保存活用計画策定委員会

氏名	所属
◎岡村 道雄	元文化庁主任文化財調査官
○渋谷 孝雄	山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館 館長
小林 克	元秋田県埋蔵文化財センター 所長
小林 敬一	東北芸術工科大学 基盤教育研究センター 教授
菅原 善子	遊佐町文化財保護審議会 委員
高橋 共之（令和2年度） 梶原 勝（令和3年度）	遊佐町立吹浦小学校 校長
佐藤 勇司	吹浦地区まちづくり協議会 会長
畠中 裕之	環境省希少野生動植物種保存推進員
※野木 雄大	文化庁文化財第二課
※竹田 純子	山形県観光文化スポーツ部 文化振興・文化財活用課

◎委員長 ○副委員長 ※オブザーバー

## 2. 委員会の経緯

本計画は令和2年度及び3年度の2カ年で策定した。委員会は全4回開催し、以下のことについて意見交換及び検討を行った。

### 第1回委員会 令和2年7月16日(委員会)・17日(現地視察)

委員の互選により委員長として岡村道雄氏、副委員長として渋谷孝雄氏が選任された。事務局より本史跡の概要を説明後、計画骨子（案）等について協議された。翌日には史跡現地及び出土品保管施設の視察を行った。

### 第2回委員会 令和2年10月23日

本史跡の本質的価値をまとめ、周辺地域を加えた史跡の構成要素を抽出した。また、保存・活用・整備・運営体制の各項目について、現状と課題を整理した。

### 第3回委員会 令和3年5月21日(Zoom併用)

保存・活用・整備・運営体制の方向性と方法について協議を行った。また、町民の意見を取り入れた計画にするために、アンケートを実施することが決定した。

### アンケートの送付・回収 令和3年11月

町内における本史跡の認知度や今後の整備・活用に期待することを把握するべく、年代別・地区別・性別に無作為に抽出した2,400人を対象にアンケートを実施した。結果は86ページ以降に記載している。

### 第4回委員会 令和4年2月8日(Zoom併用)

アンケート結果を報告し、計画全体の検討を行った。



第1回委員会



現地視察



第2回委員会



第3回委員会（Zoomを併用しての開催）

図 2 委員会の状況

### 第3節 山形県及び遊佐町の諸計画との関わり

#### 1. 山形県の諸計画

##### (1) 山形県文化推進基本計画

文化芸術基本法第7条の2に規定する地方文化芸術推進基本計画のもと、山形県が定めた文化基本条例第9条に規定する、文化に関する施策の基本的計画である。以下の趣旨が盛り込まれる。

県民一人ひとりが文化活動の主役であることを再認識し、県民共通の財産である文化の未来への継承、発展、創造に取り組み、その多様な可能性を人づくり、社会づくりに生かし、心豊かな県民生活及び活力ある地域社会の実現を目指すことを基本目標とし、山形県の特徴ある文化資源を地域や経済の活性化、観光振興に活かす取り組みの促進をはかる。

本史跡の保存・活用もこの計画の趣旨に沿うことが求められる。

##### (2) 酒田都市計画区域、八幡都市計画区域及び遊佐都市計画区域の整備、開発及び保全の方針～庄内圏域（北部）都市計画区域マスタープラン～

都市計画法第6条の2に基づき、「山形県都市計画基本指針」を踏まえ、山形県内の都市計画区域を8圏域に分けて策定された方針である。

遊佐町は恵まれた自然環境・景観のほか、文化的な観光資源、県内有数の観光客数を誇る道の駅があることが強みとして挙げられている。各都市が連携した医療・福祉・教育・文化

施設の相互利用に加えて、鳥海山・飛鳥ジオパークや日本海きらきら羽越観光圏など、広域観光推進の方針が示されている。また、様々な災害リスクが想定されることから、観光客も含めた災害情報の提供や警戒避難体制の整備促進が求められている。

本史跡の活用・整備においても、恵まれた周辺環境を活かして、広く文化・観光施設と連携するとともに、防災上の配慮が必要である。

### (3) 第3期山形県ツキノワグマ管理計画

近年、山形県でもツキノワグマの生息数増加と分布域の拡大がみられ、人身被害や農林業被害を発生させていることから、鳥獣保護管理法第7条の2に基づき第二種特定鳥獣管理計画として策定されている。

本史跡周辺は農地等が広がる防除地域にあたる。農作物等の物的被害やそこで活動する人への被害発生を防止すべき地域であり、ツキノワグマを誘引しない環境創出および整備を意識する必要がある。加えて、「近くに河川が流れ、若しくは連坦した林又は平地に突き出した山林等がある」という地理的条件により、人身被害防止の観点から見た重点警戒地域にあたると考えられ、県内で市街地等への出没が増えるなど、人身被害発生の危険が高まった場合には、警察署、総合支庁、市町村、猟友会、学校関係者、地域住民等が連携し、安全確保に努めるものとされている。

## 2. 遊佐町の計画・施策

### (1) 遊佐町総合発展計画―第8次遊佐町振興計画―

「オール遊佐の英知（町民力）を結集」という理念のもと、「子供たちの夢を育むまち～子供たちに夢を～」 「働き場・若者・賑わいのあるまち～いきいきゆぎの構築～」 「自然と調和した安全・安心・快適なまち～鳥海山との共生～」を将来像として設定し、実現を目指す計画である。6つの分野の基本目標が掲げられているが、本史跡の保存・活用を検討する上で関連する分野及び計画目標・施策は以下のとおりである。

- 教育・文化分野では「ふるさとを愛し、未来を拓く、いのち輝く町民の育成」を目標とし、「歴史・文化遺産の継承と活用」を基本施策の1つとしている。鳥海山・飛鳥ジオパークにも触れながら、講座等の企画を通して、町内外の人々に学習の機会を提供するとともに、学校教育では身近な歴史に学びながら興味関心を高め、探究する意欲を育むとしている。
- 産業・振興分野では「地域の特性を生かした産業振興と多彩な働き場の構築」を目標とし、基本施策の「地域資源を活かした観光振興」では、鳥海山の豊かな自然資源を有効に活用し、観光客に対する情報発信に努めながら観光資源の商品力を高めていくとしている。
- くらし・防災・環境分野では「鳥海山の自然と調和した快適な暮らしの創造」を目標とし、基本施策の「良好な地域環境の保全」では、鳥海山の湧水保全活動を継続しながら鳥海山の自然生態系を維持することはもちろん、環境保全に対する町民意識の啓発に努めるとしている。
- 町民参画・連携分野では「人のきずなで織りなす賑わいあふれる街づくり」を目標とし、



基本施策の「協働によるまちづくりの推進」では地域活動により多くの町民が参加できる機会や仕組みづくり、交流の場づくりを進めることで、地域の連帯意識を醸成し、地域活動の充実を図っていくとしている。

本史跡の保存・活用にあたってはこれらを踏まえて進めていく必要がある。

## **(2) 第4次遊佐町国土利用計画**

国土利用計画法第8条の規定に基づき、「山形県国土利用計画」を基本とするとともに、遊佐町新総合発展計画に係る基本構想に即して策定された、本町の土地利用に関する指針となる計画である。

基本構想では、生態系を含めた環境保全を図るとともに、文化・歴史・民俗芸能・町内各地に点在する歴史的遺産等の保存・保全や、自然との共生に努めていく旨を示す。同時にまちづくりに関する基本的な方針と具体的な方向性を提示した「遊佐町土地利用マスタープラン」も策定され、本史跡は低地部以外が自然環境保全ゾーンにあたる。湧水地や貴重な動植物が多い当町にあって、森林の持つ諸機能の維持は重要な財産であることから、将来にわたり保全を図り、学習交流フィールドとして利活用を図っていく地域である。

すでにジオパークの学習などでの取り組みがあるが、本史跡の活用事業においても同様に学習の場所として利活用を図る必要がある。

## **(3) 遊佐町国土強靱化地域計画**

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第13条に基づき、今後想定される大規模自然災害から町民の生命と財産を守り、持続的な成長を実現するため、遊佐町における国土強靱化に関する施策を総合的に推進する基本的な計画である。

文化財については危機管理分野において「文化財の所有者に適切な文化財の保存や防災対策を進めるよう啓発する」「文化財の喪失を防ぐために、平時から町民の文化財保護意識を醸成する必要がある」「文化財をまちづくりに活かしつつ、町民の文化財に関連する様々な活動に参画する機会を創出し、担い手の育成と確保に取り組む」との施策推進方針が挙げられている。

本史跡においても、管理運営や活用事業に参加する機会を設けることで、町民の文化財保護に関する意識の向上に努めることが求められる。

## **(4) 第2次遊佐町教育振興基本計画**

遊佐町における教育振興のための施策に関する基本的な計画である。第8次遊佐町振興計画の教育・文化分野と同様、「ふるさとを愛し、未来を拓く、「いのち」輝く町民の育成」を基本目標に掲げ、より具体的に掘り下げて遊佐町の教育が向かうべき基本的方向と、16の基本施策に基づく60の具体的施策を示している。

学校（園）教育の基本的方向「未来にはばたく「いのち」輝く子どもの育成」では、基本施策3「よりよい生き方を育む教育の推進」の具体的施策の1つに「地域に根差す自然、歴史、文化等に学ぶふるさと教育の推進」が掲げられ、基本施策4「確かな学力を育む教育の推進」の具体的施策の1つには「自然や文化、人材等の地域素材を活かす体験的な学習の推

進」を位置づけている。また、社会教育の基本的方向「心豊かに「いのち」輝く町民の育成」では、基本施策13「文化財等の調査・保存と継承・活用」および基本施策14「歴史・文化遺産の保存と継承・活用」を掲げ、どちらの基本施策でも資料館的な保存・展示の場の整備について触れている。また、町内外に貴重な歴史資料や文化遺産に関する発信を進めて理解を促し、身近な歴史に学びながら探究的な学習活動やまちづくり、さらには観光資源として生かしていくと謳っている。

#### **(5) 第5次遊佐町生涯学習推進計画**

遊佐町総合発展計画を上位計画とし、第2次遊佐町教育振興基本計画における生涯学習分野の具体的な推進に資する個別計画である。

計画の基本方針となる4つの施策の柱それぞれに、文化財の保護・活用および歴史や文化に関する学習の機会や場の提供とその推進等が盛り込まれている。特に、施策の柱IV「次世代につなぐ地域活動の推進」では「地域の歴史や文化等を学ぶ機会の充実」を目指す方向に掲げ、また、私たちが生まれ育った故郷（地域）への愛着を持ち、魅力あるまちづくりを推進していくため、歴史や地域に伝わる伝統芸能等を学ぶ機会の充実を図り、地域についての理解を深めるとしている。

史跡を活用した講座等の開催を通して、地域への愛着を醸成し、まちづくりに活かしていくことが望まれる。

#### **(6) 史跡鳥海山保存管理計画**

史跡鳥海山の本質的価値を明らかにし、それらを次世代に継承していくために、遊佐町内にある指定地の適切な保存管理の方針等を定めている。

本史跡には史跡鳥海山丸池地区が一部を除き含まれており、鳥海山の湧水に由来する丸池と丸池神社境内地とが一体となり、歴史的風致景観を形成する本殿や拝殿のほか、歴史的な信仰の在り方を顕す石造物が存在する。これらを保持するため、人々の生業に配慮しながら構成資産の価値の確実な保存・管理を行うこととしている。特に町指定天然記念物「丸池神社の池・社叢」については、現状維持を基本とするとしている。

### **第4節 計画の実施**

本計画は令和4（2022）年3月31日の本書の刊行を以って効力を発し、翌4月1日から施行する。なお、定期的に見直しを図り、必要に応じて改定していく。

## 第2章 史跡小山崎遺跡の概要

### 第1節 指定に至る経緯

小山崎遺跡は、隣接する牛渡川の川底で石鏃などが見つかることから、地元では子供たちの遊び場として親しまれてきた場所である（山形県立博物館1999）。学術的な意味での周知化は『日本石器時代遺物発見地名表（第5版）』（東京大学理学部人類学教室編1928）で取上げられたことに始まる。

本格的な調査は、県営のほ場整備事業を契機に平成7（1995）年から山形県教育委員会によって開始された。調査が始まってすぐに、大量の縄文時代後期の土器・石器等が発見され、その下に中期や前期の層が植物遺存体を伴って続いていることが判明した。加えて、別地点では動物遺存体も良好な状態で確認された。そのため、山形県教育委員会は情報量が多い上に長期間にわたる、県内で類をみない遺跡であるとして文化庁の指導を仰いだ。その結果、記録保存調査から一転、現状のまま保護する方針に変更された。ほ場整備の目的は、安定的な乾田化のために山際からの湧水を遮断することにあった。しかし、動植物遺存体等はその湧水によって保存されており、事業計画と遺跡の保護は両立しない。そのため、遺跡低地部をほ場整備事業地区から除外し、町が土地を取得した。これ以降、国史跡指定をめざし、遺跡の価値を明らかにするため、18次にわたる保存目的調査が進められた。なお、当初、遊佐町には文化財専門職員が配置されていなかったため、山形県立博物館と山形県教育委員会から委託を受けた（財）山形県埋蔵文化財センターが調査を行い、平成15（2003）年以降は遊佐町が体制を整え、調査を継続した。

その後、平成22（2010）年には、総括報告書作成に向けて「小山崎遺跡調査指導委員会（岡村道雄委員長）」が組織された。その指導により山形県立博物館所蔵遺物の資料化や、ボーリング調査を進め、翌年には18次となる水辺遺構周辺の補足調査を行った。これらの調査成果を踏まえ、平成27（2015）年6月に『小山崎遺跡発掘調査報告書-総括編-』（以下、『総括編』）を刊行した。同年には、調査・報告書作成の拠点であった遊佐町埋蔵文化財調査室を廃校となった西遊佐小学校に移転し、遺物の整理・収納作業と本格的な活用事業を開始した。並行して、文化庁・山形県教育委員会の指導を受け、保管していた土壌や遺物の分析、低湿地遺跡・水辺遺構の類例の情報収集を進めた。平成30（2018）年には、集めた情報を基に再検討し、遺跡の評価として加えるべき要点を得たため、文化庁に報告した。この要点を踏まえ、翌年7月には国史跡指定に係る意見具申書を提出し、9月に『小山崎遺跡発掘調査報告書-総括編2-』を刊行した。この結果、11月に開催された国の文化審議会において、国史跡に指定するよう答申され、翌年3月には官報告示を以って正式に指定された。

### 第2節 指定に至る調査成果

#### 1. 調査の履歴

主な調査履歴及び調査報告書は表2のとおりである。

表 2 年次別調査概要

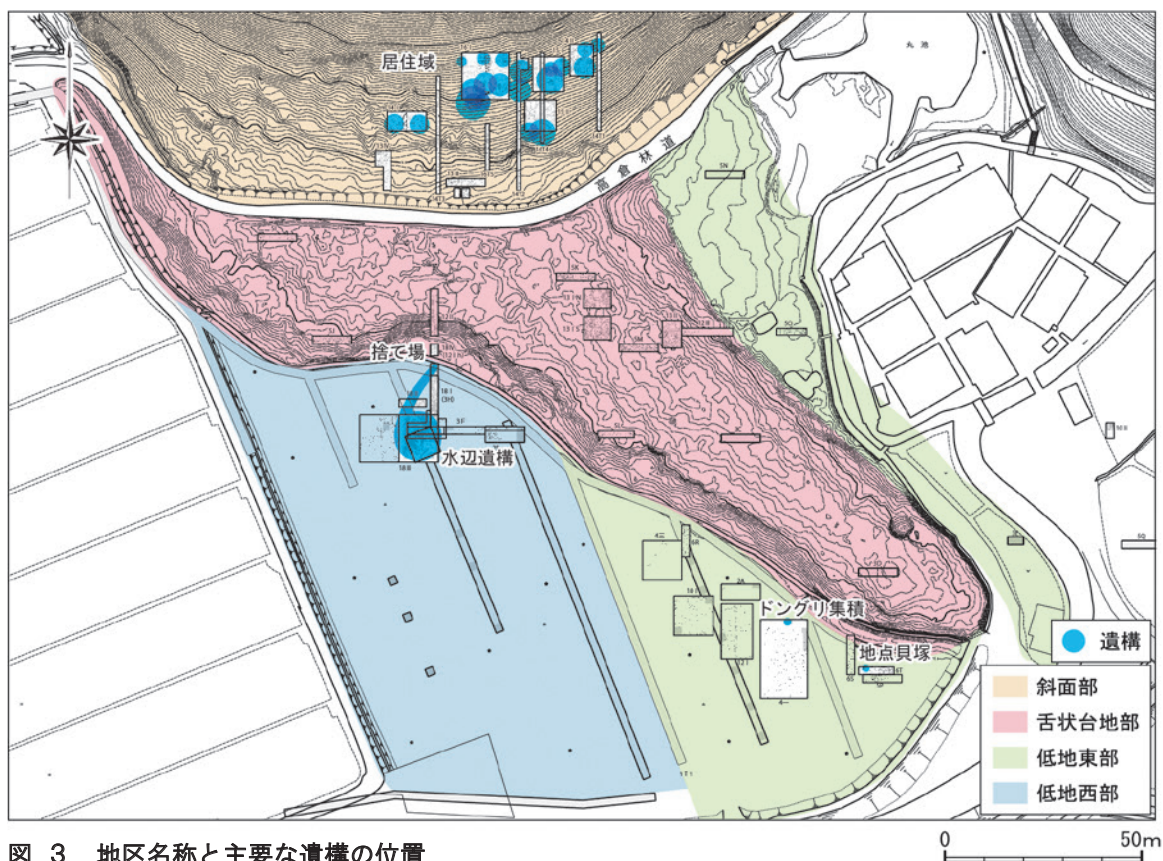
調査	調査年	調査地 (調査法)	調査の概要・主な成果	面積 (㎡)	調査主体 (担当)	文献
分布	平成2年 (1990)	山麓部・低地部 (表面踏査)	当初の周知範囲より遺跡の範囲を拡大修正。 (東西260m×南北250m)		山形県教育委員会	山形県教育委員会 平成3年(1991) 「分布調査報告書(18)」 山形県埋蔵文化財調査報告書第182集
分布	平成4年 (1992)	水田部 (試掘)	遺跡範囲の拡大修正。 (東西・南北300×300m)	41.25	山形県教育委員会	山形県教育委員会 平成5年(1993) 「分布調査報告書(20)」 山形県埋蔵文化財調査報告書第182集
1次	平成7年 (1995)	低地部	動植物遺存体の包蔵と水辺遺構を確認。 遺跡中核部を事業地区から除外。	2,412	山形県教育委員会	山形県教育委員会 平成9(1997)～11 (1999)年「分布報告書(23)～(26)」 山形県埋蔵文化財調査報告書第197～200集
2次	平成10年 (1998)	低地部	遺跡の年代が早期未まで遡ることを確認。 寄生虫卵に汚染された後期の捨て場と別地点 で後期以前の動植物遺存体を確認。	80	山形県教育委員会(山形県立博物館)	山形県立博物館 平成11年(1999) 「小山崎遺跡 第2次発掘調査概報」
3次	平成11年 (1999)	台地と低地部	台地南東部や低地東部で包含層確認。 水辺遺構の調査で石敷遺構や木製品を確認。	102	山形県教育委員会(山形県立博物館)	山形県立博物館 平成12年(2000) 「小山崎遺跡 第3次発掘調査概報」
4次	平成12年 (2000)	低地部	水辺遺構(後～晩期)全容を確認。低地東部 で前期のドングリ集積や建築部材等を確認	580	山形県教育委員会(財)山形県埋蔵文化財センター	(財)山形県埋蔵文化財センター 平成13年(2001) 「小山崎遺跡 第4次発掘調査報告書」 山形県埋蔵文化財センター報告書第91集
5次	平成12年 (2000)	台地と低地部	低地東部で焼土遺構、多量の遺物を確認。 古環境変遷把握のための自然科学分析や 丸池周辺の現生植物調査も実施。	180	山形県教育委員会(山形県立博物館)	山形県立博物館 平成13年(2001) 「小山崎遺跡 第5次発掘調査概要報告書」
6次	平成13年 (2001)	低地部	低地東部で小規模な地点貝塚と骨角器、 人骨片を発見。ボーリング結果から低地部の 環境変遷を確認(B1～B5地点)。	60	山形県教育委員会(山形県立博物館)	山形県立博物館 平成14年(2002) 「小山崎遺跡 第6次発掘調査概要報告書」
7次	平成14年 (2002)	低地部 (ボーリング)	ボーリング探査を4カ所で実施し、環境変遷 を確認(B6～B9地点)。		山形県教育委員会(山形県立博物館)	山形県立博物館 平成15年(2003) 「小山崎遺跡発掘調査報告書」
8次	平成15年 (2003)	山間部 (分布調査)	柴燈林遺跡で大木8a式土器中心の良好な遺構 と遺物の保存を確認。火焔型土器が出土。中 期の拠点的な集落と判明。柴燈林2遺跡(縄 文時代)を新規登録。	71	遊佐町教育委員会	遊佐町教育委員会 平成17年(2005) 「小山崎遺跡第8～11次調査概要報告書」 遊佐町埋蔵文化財調査報告書 第4集
9次	平成15年 (2003)	山間部 (分布調査)	牛渡1～2遺跡・柴燈林3遺跡・七曲道ノ上 遺跡(縄文時代)を新規登録。	153	遊佐町教育委員会	
10次	平成16年 (2004)	低地東部	低地東部で後期後半の土器片が出土。	116	遊佐町教育委員会	
11次	平成16年 (2004)	山間部 (分布調査)	柴燈林4遺跡(縄文時代)、柴燈林5遺跡 (弥生時代)を新規登録。	31	遊佐町教育委員会	遊佐町教育委員会 平成18年(2006) 「小山崎遺跡第12次発掘調査報告書」 遊佐町埋蔵文化財調査報告書 第5集
12次	平成17年 (2005)	台地・低地部 丘陵部 (分布調査)	台地で、集落の存在を示す遺物が出土。低地 部で中期末～後期前葉の捨て場を発見。 物見峠C遺跡(縄文時代)新規登録。	168 6	遊佐町教育委員会	
13次	平成18年 (2006)	舌状台地 斜面部	土取りがなされていた高倉林道南部の台地上 で遺構・遺物が残存することを確認。 遺構・遺物から山林内に集落域の存在が予想 される。	95 267	遊佐町教育委員会	遊佐町教育委員会 平成19年(2007) 「小山崎遺跡第13次調査報告書」 遊佐町埋蔵文化財調査報告書 第6集
14次	平成19年 (2007)	丸池北方谷部 (試掘) 斜面部	隣接する柴燈林遺跡の範囲が拡大することを 確認。 斜面部で竪穴建物跡壁面の立上りなどを検出。 大木9～10式期の外、後期の建物跡も確認。	50 218	遊佐町教育委員会	遊佐町教育委員会 平成20年(2008) 「小山崎遺跡第14次発掘調査報告書」 遊佐町埋蔵文化財調査報告書 第7集
15次	平成20年 (2008)	斜面部	比高差のある斜面部のⅠ区・Ⅱ区では階段状 に竪穴建物跡群が立ち並ぶことを確認。	136 7	遊佐町教育委員会	遊佐町教育委員会 平成21年(2009) 「小山崎遺跡第15次発掘調査報告書」 遊佐町埋蔵文化財調査報告書 第8集
16次	平成21年 (2009)	斜面部	調査区上部(高標高地)に中期末、下部(低 標高地)に後期の居住域が判明。	144 12	遊佐町教育委員会	遊佐町教育委員会 平成22年(2010) 「小山崎遺跡第16次発掘調査報告書」 遊佐町埋蔵文化財調査報告書 第9集
17次	平成22年 (2010)	低地部 ボーリング	既存のボーリングデータと合わせ、同時平面 の起伏の様相、古牛渡川の流路等についての 知見を得た。		遊佐町教育委員会	遊佐町教育委員会 平成27年(2015) 「小山崎遺跡発掘調査報告書-総括編-」 遊佐町埋蔵文化財調査報告書 第10集
18次	平成23年 (2011)	低地部	水辺遺構の木材の樹種や石敷の延長部の確認。 土壌洗浄による栽培種近似のヒエ属の検出等、 生業活動にかかる知見を得た。	166		
	～ 令和元年 (2019)	土壌・出土資料 の分析、資料収 集、再整理	気候変動に伴う低地部の環境変化に合わせ、 居住域の移動と水辺環境の整備が行われたこ とが推定できる。後期人骨のC/N分析から前 期との食性の変化について情報を得た。		遊佐町教育委員会	遊佐町教育委員会 令和元年(2019) 「小山崎遺跡発掘調査報告書-総括編2-」 遊佐町埋蔵文化財調査報告書 第11集
調査面積合計(小山崎遺跡および、周囲の関連分布調査含む)				5,095		
小山崎遺跡調査面積合計				4,784.3		



## 2. 指定に至る調査成果の概要

小山崎遺跡は縄文時代早期から晩期までの長期間にわたり繰り返し営まれた遺跡である。これまでの調査により、遺跡内での人間活動は時期によって地点が異なることがわかっている。おおよそ1次調査トレンチ1を基準として、東側では早期末から晩期前葉、西側では中期末葉から晩期中葉の遺構・遺物が検出される。そのため図3のように、低地部を東西に分けて低地東部と低地西部と呼称する。また、斜面部では中期末葉から後期後葉の遺構・遺物が確認できる。

遺跡低地部は堆積層や珪藻化石などの分析結果から、環境が変化したことが推定されている。そのため、活動範囲の変遷は、低地部の環境変化に対応して行われたものと考えられる。長期の気候変動に伴う環境変化に合わせて、居住域の移動と、水辺環境の整備が行われたことがうかがわれる。



### (1) 低地東部の調査成果

縄文時代前期のドングリ（コナラ）集積と地点貝塚が検出され、縄文時代前期の食糧保存の方法や埋葬に関連する情報が得られた。

#### ① 遺構

4次調査ではドングリ（コナラ）集積が確認された。出土土器型式からみて、最終層形成期は前期初頭の上川名2式期であり、採取されたドングリの<sup>14</sup>C年代測定結果もその範囲に

おさまった。また、発見されたドングリの多くが、人為的に先端をつぶすような処理がされていた(図4)。

6次調査ではヤマトシジミ主体の地点貝塚が3カ所確認されたが、巨大な安山岩塊の隙間に形成せざるを得ない地形的な制約を受けたと考えられる。出土土器の型式から、前期前葉から中葉に形成されたとみられる。2カ所の出土貝殻の年代は、ともに縄文時代前期中葉の暦年代範囲におさまった。また、貝層の下から男女複数体の人骨片(図6)、上層から装身具とみられる骨角器(図5)が出土し、縄文時代前期の埋葬の可能性が考えられる。

## ② 遺物

特筆すべき遺物としては、上記の遺構から確認されたドングリ(コナラ)と骨角器、人骨片が挙げられる。

ドングリ(コナラ)の先端処理については、発根を抑制し、長期的に保存するための工夫であった可能性が指摘されている。東北日本のドングリは渋みが強く、食料とするには灰汁抜きが必要であるため、ドングリの出土は中期以降の後・晩期に集中し、1遺跡あたりの出土量も多くない。そのため、当遺跡で前期初頭の資料がまわって出土した状況は、東日本の中では稀有な事例といえる。

貝層の上層からは骨角器が4点確認され、2点は髪針と判断したが、残り2点は頂部が欠損していることから装身具か生産用具かの区別はつかない。

人骨片は14点確認されたが、うち2点について炭素・窒素安定同位体比による食性分析を行ったところ、かなり強く海産物に依存していた特徴が示された(図9)(米田2017)。

## (2) 低地西部の調査成果

縄文時代後期の水辺遺構と捨て場が確認されている。水辺遺構は、水辺環境整備のためと考えられる敷石と打込杭列、木敷による大規模な構築物である。小山崎遺跡の縄文人は長期にわたる居住のために、環境変化に応じ積極的な水域利用を図ったと推測される。



図4 先端が処理されたドングリ(コナラ)



図5 貝層の上層で確認された骨角器



図6 貝層下で確認された人骨



## ① 遺構

水辺遺構は主に、道路状遺構と石敷作業場、木敷遺構、杭列により構成される（図7）。

道路状遺構は、河原石の平坦面を上にそろえて敷設された2列の敷石列である。現状約23mの長さで検出され、幅は南端部で約2m、中央部では約0.6～1mを測る。一部では、敷石下に潜り込む木材や敷石上に厚さ15cmで貼られた粘土が確認されている。これは地盤を安定させるための基礎構造と、歩行上の措置としての舗装と考えられる。後述する石敷作業場と斜面の居住域をつなぐように伸びていることから、水辺作業域と居住域とを結ぶ道の機能を持つと想定される。

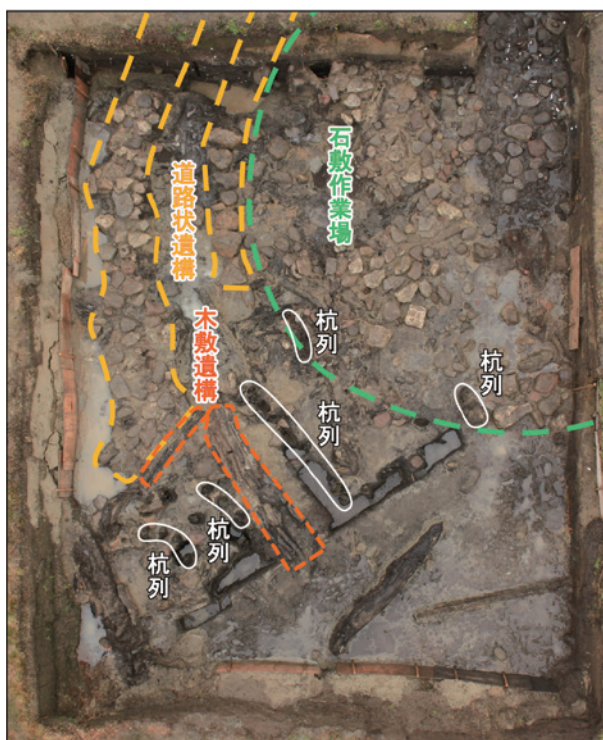


図7 水辺遺構

石敷作業場は南北6m・東西4m程に広がる敷石群である。一角では敷石下に複数の木材が確認され、道路状遺構と同様に基礎として敷かれた可能性がある。作業場付近で木製品の未成品が多数出土するため、この場の機能として木製品の水漬け保存が推測できる。また、磨石が載った状態の石皿が出土したことから、日常の生業活動も考えられる。いずれにせよ水辺・水を利用する作業が行われたと推定される。

木敷遺構は杭列に挟まれた丸太で、長さ2.9m、幅約0.6～0.7mを測る。比較的太さが揃い、直線的な丸太材が選択されている。遺構の大部分が砂質土層の直上にみられることから、流水部における足場と考えられる。

杭列は直径10cm以上の太杭、10cm未満の細杭からなる。太杭は敷石列に添う、もしくは、旧河道を横切るように設置される傾向があり、道路状遺構の土留め・路肩補強の機能が推測される。細杭は比較的大型の材に接するように打込まれ、敷石や杭の固定・土留めなどの役目が考えられる。どちらもクリ材が多用されるが、特に太杭は9割近くの使用率となっている。意図的に水に強いクリ材を使用したことがうかがえる。

遺構は後期前葉に台地に近い地点から基礎構造の可能性のある木材や敷石の敷設により造られ始め、後期中葉に石敷作業場や道路状遺構に加え、打込杭等の整備が完了する。この時期の出土遺物は多量であり、最も盛んに利用された時期といえる。水辺遺構全体としては、晩期中葉まで保たれるが、湿潤な環境が消える時期に衰退、終焉を迎える。水辺遺構では湿地での作業が後期前葉以降、継続的になされていた。

周囲の遺物包含層に比べて、多量の遺物がまとまって出土する「捨て場」と、特に動物遺存体と植物遺存体の両方を包含する層がある「低湿地捨て場」がある。「捨て場」はトレン

チ内では計17カ所確認され、そのうち「低湿地捨て場」は12カ所ある。これらは、低地部でも舌状台地寄りで確認されることから、舌状台地と低地部の境に、広く帯状に形成されていることが予想される。骨角器や漆工関連資料、人骨、大量の動植物遺存体が発見された。

## ② 遺物

特筆すべき資料として、漆工関連資料や人骨片等が挙げられる。漆工関連資料としては、漆塗製品のほか、漆貯蔵容器やパレットなど、漆の精製から塗布の工程を示す一連の用具が出土した。遺跡内で塗料を精製し、塗布した漆器が製作・使用されていたとみられる。特に注目すべきは赤漆塗木製容器で、両側2カ所ずつにくびれを持つ特徴的な形状である(図8)。加えて、外面は生漆・ベンガラ漆・水銀朱漆で3層の重ね塗りが施され、内面はさらに水銀朱漆が1層重なる計4層の塗膜構成が確認された。石器で成形したとは思えないほど薄い作りで、最薄の箇所は3mmに満たない。他の遺跡ではみられない特異な形状であり、かつ、高い技術により製作されたことがうかがえる。



図8 赤漆塗木製容器

また、捨て場やその周辺からは、縄文時代後期の人骨が複数確認されている。このうち3点について、炭素・窒素同位体比による食性分析を行った結果、前期人骨よりも陸上資源に近い特徴を示していた。加えて、イヌ骨の同位体比はヒトに近い結果が得られ、海産物を含んだ餌を与えられたか、ヒトの残飯を食べていたことが報告された(図9)(米田2019)。

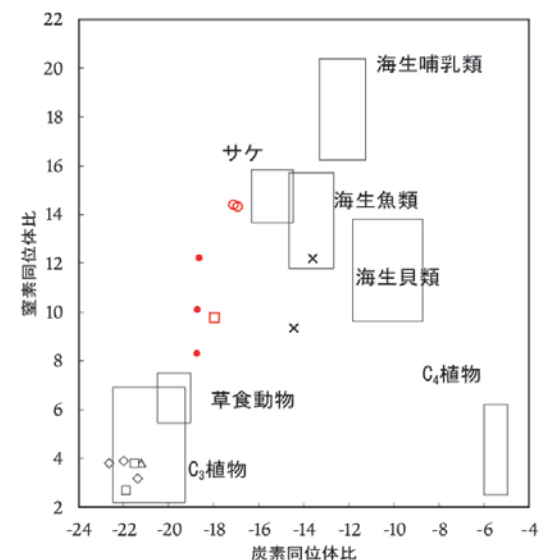


図9 人骨ほかの炭素・窒素同位体比分析

## (3) 斜面部の調査成果

平均斜度16度の斜面部居住域では、中期末葉と後期前葉から後葉までの竪穴建物跡が確認された(図10)。狭い範囲で建替えながら、継続して居住していたと考えられる。

### ① 遺構

計510㎡の調査で中期末葉の竪穴建物跡が9棟、後期前葉が5棟、中葉が5棟、後葉が3棟と計22棟が確認されている。これらの中期と後期の遺構群の位置を比較すると、後期の遺構群がやや標高を落とし西方に移動する傾向が確認できる(図11)。それ以前に行われた分布調査では、隣接する柴燈林遺跡で中期中葉の竪穴建物跡と考えられる遺構や、土器捨て場が確認されている。これらを踏まえると、中期中葉から末葉にかけては柴燈林遺跡から小山崎遺跡の斜面部へ居住域を移動し、その後、水辺遺構の整備・利用が活発化する後期の集



落については、水辺遺構の概ね正面にあたるさらに標高の低い西側へ展開する傾向をとらえることができる。居住域と水辺遺構が密接に関係したことを示している。

## ② 遺物

斜面部では、土器・土製品・石器・石製品・動物遺存体（焼骨）が出土した。

出土した土器は概ね竪穴建物跡に伴う中期末葉から後期後葉までの資料であるが、遺構に伴わない中期後葉（大木9式期）や晚期中葉の遺物も確認できる。14～16次調査全体を通して、標高の高い場所では中期末葉の資料が、低い場所では後期の資料が多く出土した。

## (4) 古環境分析と土地利用

低地部では古環境変遷を明らかにするために、採取した土壌の珪藻化石分析が行われた。低地の東部と西部では時期別に環境が大きく異なっている上、それぞれの内部でも微地形によって同じ環境ではなかった。

### ① 低地東部

早期は海水が流れ込む河口付近のような汽水域であったと考えられる。前期から中期になると、海水の影響を受ける沼沢地～湿地→周囲からの流れ込みの多い沼沢地～湿地→沼沢～湿地と環境を変えている。同じ層準で、表層が乾くこともある沼沢地～湿地が想定される地点もある。これらは、微地形の違いがもたらした結果と考えられる（パリノ・サーヴェイ 1996）。また、遺物包含層の標高から、縄文時代前期中葉では、土地利用が可能な陸地は、低地東部でも舌状台地の先端に近いところに限られていたと考えられる。後期になると、しばしば乾燥することもある湿地～沼沢地のような環境で堆積した様子がうかがわれる。河川の後背湿地などの環境が想定される。

### ② 低地西部

早期には水深の浅い海域～干潟のような環境であった。種類ごとの珪藻化石の割合からは日本海に直接開いていたのではなく汽水干潟に類した環境が想定される。前期から中期においては、塩水湖のような水域が存在した可能性がある。海退と河川堆積が潟湖を縮小させたことも考えられるが、攪乱の影響の可能性もあり判断できない。5,000年から4,500年前頃と考えられる層では淡水化が進行し、池沼～沼沢地のような止水域を推測させる結果が出ている（パリノ・サーヴェイ 1999）。また、4,000年から3,000年前頃までに止水域は消滅し、河道に比較的近い後背湿地のような氾濫原での堆積環境が推定され（パリノ・サーヴェイ 1999）、かつ、地点によっては流水の影響を受ける池沼～沼沢湿地であったことが推測され



図 10 斜面部の居住域（人が立っている場所に1棟の竪穴建物跡）

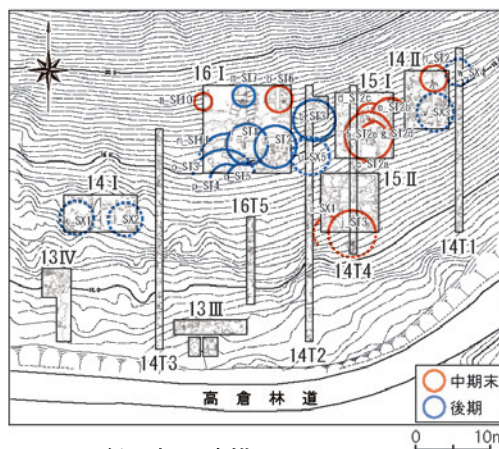


図 11 斜面部の遺構配置図

る（パリノ・サーヴェイ 2011）。

また、後期は低地西部に湿潤環境を利用した水辺遺構が構築されるが、遺物包含層の標高から見ると水辺遺構周辺は周囲よりやや低い。そのため、水辺遺構より東側、もしくは台地に近い場所は利用可能な地域であり、場所によっては時々乾くこともあったと予想できる。しかし、遺物の出土状況から、低地西部に活動の中心があることは明らかで、湿潤な環境を保った範囲を選択して活動していたことが推定できる。

### ③ 環境変化のまとめ

河口に近い当遺跡では、縄文時代の気候変動の影響を直接的に受けた。水域の拡大・縮小により低地の環境が変化したが、その変化は地点ごとに異なっていた。また、縄文時代後期の低地利用は、湿潤さを保った範囲で行われていた。

### (5) 交流を示す出土品（図12）

遺跡からは北陸系土器、山形県月山産のほか、長野県星ヶ塔産と秋田県脇本産の黒曜石、南海産のココヤシ片などが出土している。また、隣接する柴燈林遺跡からは、新潟県の信濃川流域に濃密に分布する火焰型土器が発掘されている。これらは、当時日本海に面し、ランドマークの役割を果たした鳥海山の麓での物流の実態、日本海沿岸の海上交通をうかがい知る上で重要である。



図12 小山崎遺跡に運ばれてきた品々

### (6) 小山崎遺跡の本州日本海沿岸北部における位置づけ

小山崎遺跡は鳥海山麓に集中する縄文時代遺跡の中でも、長期にわたって営まれた遺跡である。地点を変えつつも、早期から晩期にわたる遺構・遺物が確認されている。その長い縄文時代の気候変動を背景として、遺跡を取り巻く環境や景観は様々に変化を遂げた。しかし、生活自体はほとんど絶えることなく続いた。

河口に近い立地のため、潟湖から湿地へと水域の拡大・縮小を伴う変化が認められ、それに応じた土地利用変遷の重要な情報が提供された。特に、最温暖期（縄文時代早期末）以後の海退に伴う低地部の変化-潟湖から湿地への変化-は、水辺遺構を作る契機となった。低地利用を開始する中期末以降の斜面部居住域も水辺遺構の正面へと次第に移動し、水辺の利用最盛期を過ぎた後期末にかけて継続した。両者の一体性を示している。

また、水辺遺構では、地盤の状況に合わせて道や作業場が整備された。多量の礫や大型木材は、搬入と素材の選択・加工などに様々な技術を駆使し、多くの労働力が投下されたことを示す。遺構が集団的・組織的かつ計画的に構築されたものであったことを物語る。縄文時代の同種の遺構のなかでも、多様な環境とそれぞれの条件に応じた土地の改変方法を熟知し

た上での工事と評価でき、豊富な経験と知識を備えた高い技術があったことをよく伝えている。

さらに、常時一定の低水温を保った鳥海山の湧水は、有機質の遺構・遺物を良好な状態で保存した。食料残滓や水辺遺構の部材だけでなく、木製品、骨角器など多種多様な道具が出土している。土壌中には花粉・珪藻などの微化石も豊富に残り、その間の一連の環境変遷をたどることができる。1980年代以降、全国的に低湿地遺跡の調査が進み、動植物遺存体を出土する遺跡は増えつつあるが、その両者ともに多量に出土した縄文時代遺跡は十数カ所にとどまる。被熱痕が確認されない微小な魚骨までもが湿潤な環境で残る点は、貝塚の少ない北陸から東北地方日本海側の遺跡としてきわめて貴重である。

また、出土品には遠隔地との交流を示す資料が含まれ、広く他地域と交流したことがうかがえる。気候変動や沖積作用の影響を受けつつも、長期にわたって繰り返し利用されたことは、ランドマークとなった鳥海山の麓で、物流の大動脈である日本海にほど近い立地条件があつてのことであろう。

このように、小山崎遺跡では、斜面部の居住域と低地部の水辺作業域が道によって結ばれ一体的な集落を構成し、これらが周辺の景観・環境と一緒に良好に残されている。また、環境変化とともに縄文時代の人々の歴史を捉えることができ、かつ、本州日本海沿岸北部における文化動態を解明する上で、欠くことのできない遺跡である。

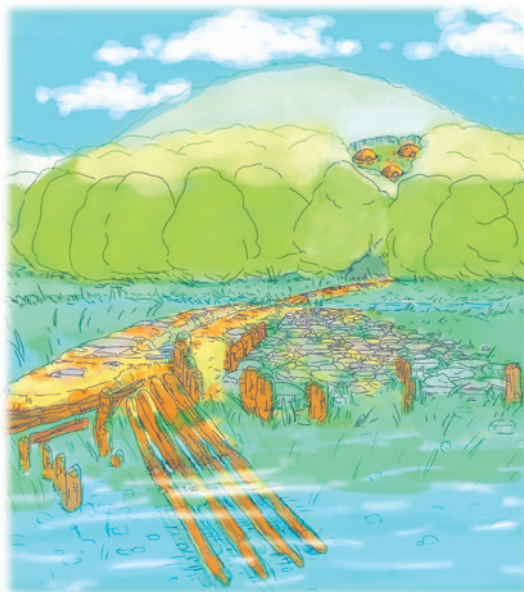


図 13 小山崎遺跡の集落景観イメージ（後期）

### 第3節 指定の状況

#### 1. 指定告示

名称：小山崎遺跡 種別：史跡

指定年月日：令和2（2020）年3月10日（文部科学省告示第17号（官報号外第45号））

指定基準：特別史跡及び史跡天然記念物指定基準 史跡1（集落跡）による

#### 2. 指定説明文とその範囲

##### (1) 指定説明文

小山崎遺跡は山形県の県北、秋田県に接する遊佐町に所在する縄文時代中期末から後期を中心とした集落遺跡である。東北地方日本海側最高峰の鳥海山の南西麓、庄内平野北端に位置する。遺跡東側には縄文時代から存在する「丸池」があり、南側を毎年サケが遡上する牛渡川が流れている。



名 称	所 在 地	地 域	関 係 告 示
小山崎遺跡	山形県海部郡遊佐町吹浦字七曲	三〇番、四二番	昭和十二年文部省告示第二百九十二号、昭和二十二年文部省告示第五十二号、昭和二十三年文部省告示第八号、平成二十五年文部科学省告示第九十五号
同 字 柴 燈 林	同 字 柴 燈 林	三四番一、三四番二、五一番、五五番、五六番、五七番、五八番、九番九五、九番九六、九番九七、九番四〇七	右の地域に介在する道路敷及び水路敷を含む。
磯浜古墳群	茨城県茨城郡大洗町磯浜町字磯浜	二八六番一、二八六番二、二八六番三、二八六番四、二八六番五、二八六番六、二八六番七、二八六番八、二八六番九、二八六番一〇番	
同 字 權 現 堂	同 字 權 現 堂	二八三番一、二八三番二、二八三番三	
同 字 諏 訪	同 字 諏 訪	二八七番一、二八七番二、二八七番三	
同 字 諏 訪 脇	同 字 諏 訪 脇	二八八番一、二八八番二、二八八番三、二八八番四	
同 字 日 下 塚	同 字 日 下 塚	二八六番一、二八六番二、二八六番三、二八六番四、二八六番五、二八六番六、二八六番七、二八六番八、二八六番九、二八六番一〇番	
同 字 米 藏 地	同 字 米 藏 地	三五一〇番一	
正野郡多胡郡 上野郷多胡郡 正野郷	群馬県高崎市吉井町池字新井	三六五番一、三六五番二、三六五番三、三六五番四、三六五番五、三六五番六、三六五番七、三六五番八、三六五番九、三六五番一〇番	
同 字 鍛 冶 田	同 字 鍛 冶 田	四八五番一、四八五番二、四八五番三、四八五番四、四八五番五、四八五番六、四八五番七、四八五番八、四八五番九、四八五番一〇番	
同 字 岡 ノ 西	同 字 岡 ノ 西	四八七番一、四八七番二、四八七番三、四八七番四、四八七番五、四八七番六、四八七番七、四八七番八、四八七番九、四八七番一〇番	
同 字 岡	同 字 岡	五〇七番一、五〇七番二、五〇七番三、五〇七番四、五〇七番五、五〇七番六、五〇七番七、五〇七番八、五〇七番九、五〇七番一〇番	

○文部科学省告示第十六号  
文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第九十九条第二項の規定に基づき、次の表に掲げる史跡を特別史跡に指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。  
令和二年三月十日  
文部科学大臣 萩生田光一

○文部科学省告示第十七号  
文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第九十九条第一項の規定に基づき、次の表に掲げる記念物を史跡に指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。  
令和二年三月十日  
文部科学大臣 萩生田光一

図 14 文部科学省告示第17号

本遺跡は昭和3年の『日本石器時代遺物発見地名表（第五版）』にも取り上げられ、存在が知られていたが、平成7年に県営圃場整備事業に伴って山形県教育委員会による本格的な発掘調査が開始された。その結果、完形を含む大量の縄文土器が出土し、また、その下層からもおびただしい植物遺存体を伴う包含層が存在することが判明するとともに、動物遺存体も良好な状態で残されていることが明らかとなったことから、現状保存が図られている。その後は山形県教育委員会により遺跡の範囲と内容を明らかにするための発掘調査が継続され、平成15年以降は遊佐町教育委員会が調査体制を整備して発掘調査を継続してきた。その成果を、平成27年に『小山崎遺跡発掘調査報告書-総括編-』として取りまとめ、また令和元年にその後の追加分析結果等を収録した『小山崎遺跡発掘調査報告書-総括編2-』を刊行している。

小山崎遺跡では丘陵斜面とその南側の低地を中心として、縄文時代早期から晩期までの活動痕跡が確認されている。このうち、低地東部では前期の地点貝塚が3か所、ドングリ（コナラ）集積1か所が残されている。コナラは先端を取り除く処理がなされており、長期保存のための工夫であったと考えられている。

遺跡の最盛期は中期末から後期後葉で、中期末に斜面地において竪穴建物が営まれ始め、後期前葉にはその南側の低地において水辺遺構が形成された。低地にはこのほか広域に捨て場が残されている。水辺遺構は水辺環境を利用するために、敷石と打ち込み杭列、木敷等によって構築された施設で、居住域と水辺をつなぐ道、付設した作業場からなる。

材料となる多量の石材や木材を集め、加工し、軟弱地盤の上に基礎地業を伴う安定した構造物を作り上げる作業は、その労働力や計画的な遺構配置、居住域との関係性等からみても、集落に居住する人々が協働して行ったものと考えられる。また長期にわたってこれを維持していることから、組織的かつ計画的な集団行動によるものであったと推定できる。捨て場は

この周囲に広く形成されている。時期が下り、水辺遺構の整備が進むとともに居住域の中心が斜面西側下方の水辺寄りに移ることは、居住域と水辺遺構が密接に関連して営まれていたことを示唆している。

ボーリング調査の成果によると、遺跡低地部は縄文時代の海進・海退の影響を受け、早期から前期までは潟湖もしくは干潟であったが、中期末以降は湿地に変化したことが分かっている。後期前葉に始まる水辺遺構の構築は、こうした環境変化に対応した人々の活動を示すものである。

水辺遺構や捨て場からは、土器・石器のほか木製品・骨角器・漆製品とともに大量の動植物遺存体が出土した。木製品には樺末成品、石斧の膝柄の一部、小型弓などの生活道具が、骨角器には刺突具や単式釣針のほか髪針や垂飾が認められる。漆製品には土器・木胎漆器・糸玉などがあるほか、漆貯蔵容器やパレットなど漆工関連遺物も出土した。特に、2段のくびれをもつ4層塗りの赤漆塗木製容器の存在が注目される。

動物遺存体の約8割はニホンジカとイノシシで占められている。動物骨には細片化したものが多く、四肢骨にはらせん状の剥離が認められるなど、加工の痕跡が認められる。魚類にはタイ科が多く、スズキやボラ科など汽水域を好む種、コイ科といった淡水魚のほか、サケ科も認められる。サケの椎骨は多くが被熱し白色化している。イヌ骨の炭素・窒素安定同位体比分析では人骨と近い同位体比が得られていることから、人の残飯・廃棄物を食べた家畜であった可能性が指摘されている。植物遺存体にはオニグルミ、トチノキ、クリ等の種実のほか、栽培可能性のある植物のアサやヒエ属、ゴボウ近似種が確認された。

このように、小山崎遺跡は縄文時代中期末から後期の居住域とともに、後期に入って周辺の水辺環境の利用を目的に構築された土木構造物である水辺遺構が、良好な状態で保存されている数少ない遺跡である。また、「丸池」を含む周辺景観がよく保全されているとともに、自然遺物を含め古環境に関する知見も豊富であり、縄文時代の人々がどのように環境適応を果たしてきたのかを知る上でも貴重な遺跡である。本州日本海沿岸北部における縄文文化を解明する上で欠くことのできない遺跡と評することができることから、史跡に指定し、保護を図ろうとするものである。(『月刊文化財』677号より転載)



図 15 水辺遺構 (4次調査)

## (2) 指定範囲とその状況

### ① 指定範囲 (図16)

史跡小山崎遺跡は、山形県飽海郡遊佐町吹浦字七曲30番1外(全21筆等)であり、総面積は39,099.96㎡である。史跡は低地部・斜面部・舌状台地部・丸池周辺の4つの地区で構成され、このうち、丸池周辺は一部を除き史跡鳥海山丸池地区と重複している。



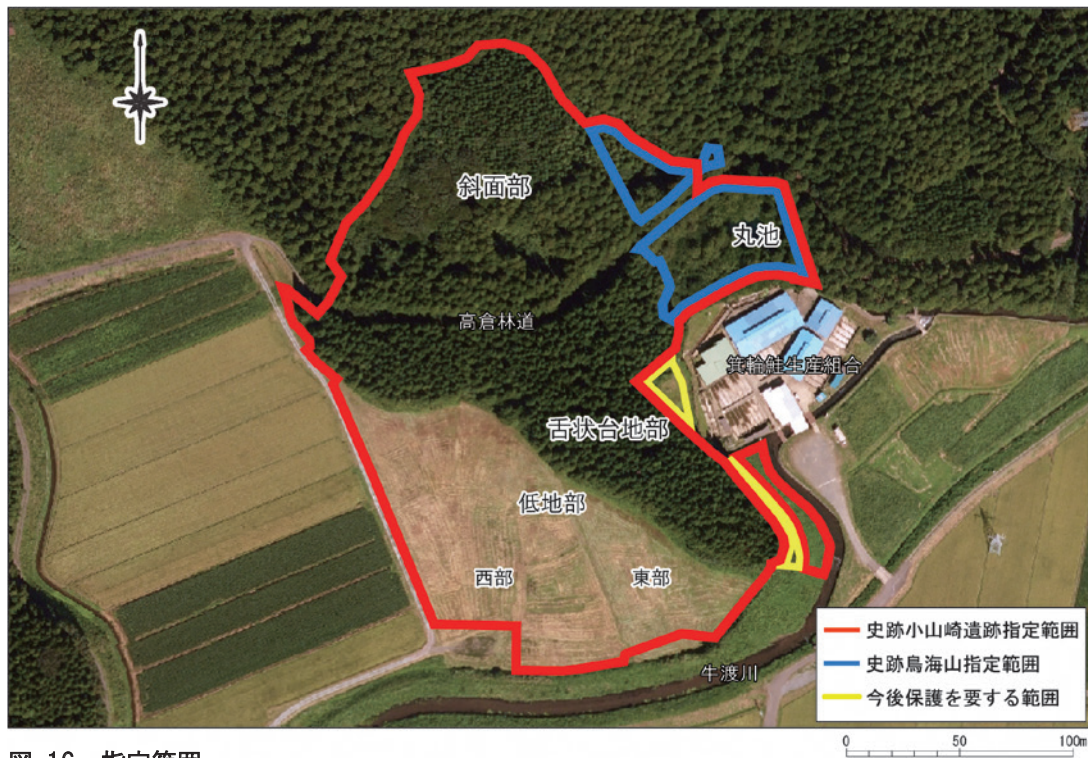


図 16 指定範囲

② 土地の所有状況 (図17)

史跡内の土地は、低地部と舌状台地部の一部が町有地、舌状台地部の大部分と斜面部が民有地、丸池周辺は鳥海山大物忌神社の社有地である。斜面部と舌状台地部の間には高倉林道、丸池周辺と舌状台地部の間には水路が存在する。

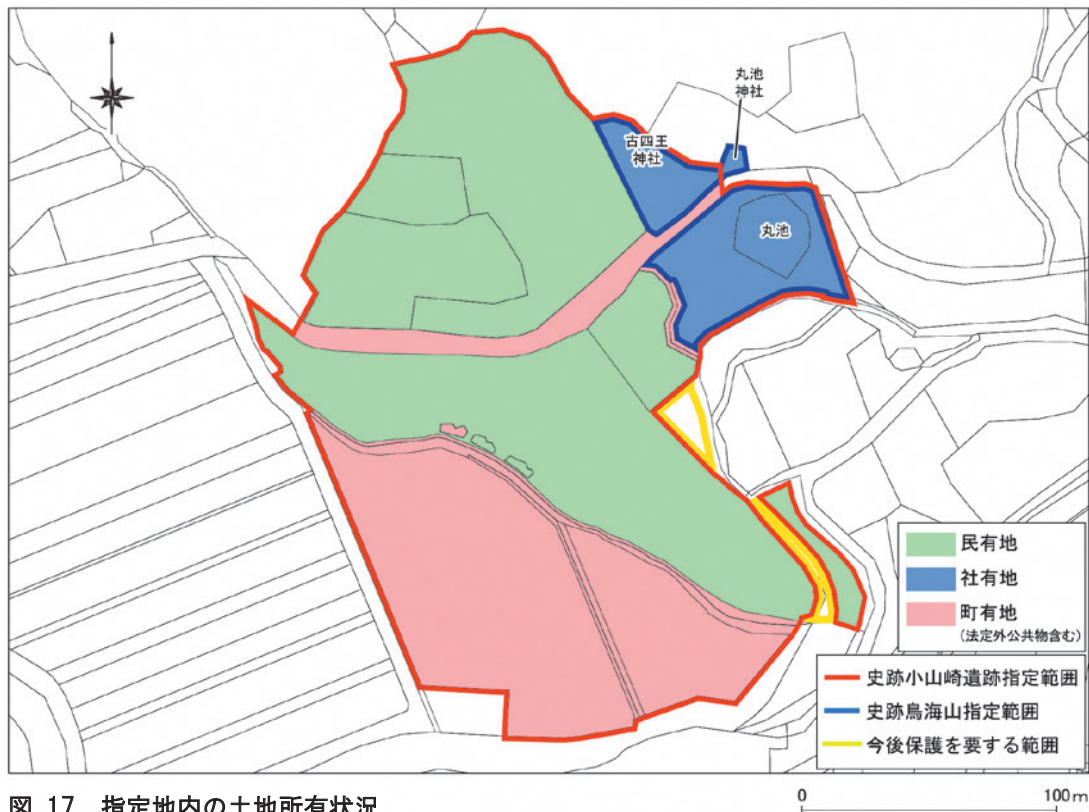


図 17 指定地内の土地所有状況

## 第3章 史跡を取り巻く環境

### 第1節 自然的環境

#### 1. 概要（図18）

遊佐町は、山形県庄内地域の北西端に位置し、西側は日本海に面する。北は秋田県にかほ市、東から南は山形県酒田市に隣接する。東西16.6km、南北15.9kmで、総面積は208.39km<sup>2</sup>である。町域は山間・平野・砂丘地帯に大別され、平坦地は町域の28%程度である。

秋田県境には出羽山地（丘陵）の一部を構成する、東北地方日本海側最高峰の鳥海山（標高2,236m）がそびえ、町域の約半分を占める山間地帯を構成している。町全体を横切るように月光川水系の河川が流れるが、南端には酒田市と境界を接する日向川が流れる。鳥海山に源を發し日本海へ注ぐこれらの河川は、急峻な地形のために流路が短く、滝も見られる。河川により運ばれてきた土砂によって町中央から南部にかけては肥沃な沖積平野となり、庄内平野の北側を形成している。河口付近で吹浦川と呼ばれる流域面積154.2km<sup>2</sup>の月光川は、町内のほぼ全ての川を合流し、日本海に注ぐ。吹浦川以北の海岸部は鳥海山から流れ込んだ溶岩による岩礁が広がり、吹浦川河口から日向川河口に至るまでの南北約10kmは、標高の異なる2列の並行した砂丘（庄内砂丘）が続いている。

本史跡は、秋田県境に接する吹浦地区に所在する。平野部に張り出した小山崎（通称）と呼ばれる標高5m前後の平坦な舌状台地が遺跡名称の由来となっている。この場所は鳥海山の裾野と庄内平野の北端が接する場所であり、遺跡の南を牛渡川が流れる。また、吹浦川の河口から約1.5kmにあたり、遺跡周辺は庄内の地形的要素である海・山・川・砂丘・平野が狭い範囲で凝縮されている地域である。山間の植物や動物のほか、海や河川からも潤沢な食材が得られる環境であり、これらが小山崎遺跡で活動した縄文人の生活の支えとなったことは想像に難くない。

#### 2. 気候

遊佐町の気候は、日本海式気候（日本海側気候）あるいは日本海型の東北・北海道型に区分される。日本海沿岸を北上する対馬海流の影響を強く受ける海洋性気候を示し、多雨多湿が特徴である。平均気温は13.2°Cと県内陸部より全般的に高く日較差・年較差が小さい。年間降水量は約2,075mmとなっている。冬季は北西の季節風、夏季は南東の季節風が卓越する。庄内地方沿岸の強風は特徴的である。

四季を通してみると、春先には日本海低気圧が発達し気温の急激な変動、暴風などの気象変化が激しい。夏季は晴天が多いがフェーン現象によって高温・乾燥となることもある。秋の初めにはさわやかな晴天が続くが、11月になると寒気の影響で雨やみぞれが増える。冬季は平均気温が内陸部と比べて高く沿岸部から平野部にかけての積雪量は少ない。山間部は平野部よりやや多くなり、鳥海山山頂にかけては2mを超す積雪があり、万年雪もある。

#### 3. 湧水環境

遊佐町のシンボルとなっている鳥海山は町に豊かな水の恵みをもたらしてきた。山に降った雨や雪の一部は清流となって町を流れ、またその一部は森林の良好な涵養機能によって





遊佐町位置図



丸池



牛渡川 (サケの遡上)



地理的環境

図 18 史跡を取り巻く地理的環境

豊富な地下水となり、町の至るところで湧き出している。特に吹浦地区に多く、女鹿の「神泉の水」、滝ノ浦の「瀧の水」、宿町の「大清水」、釜磯の「浜湧水」などは、水量が多く著名であり現在も生活用水として利用されているものもある。また、鳥海山周辺のサケ漁のほかハタハタ漁やイワガキ漁は、ブナ樹林帯の湧水や小河川あるいは海底湧水の恩恵とされている。

史跡の脇を流れる牛渡川は、鳥海山の溶岩の縁に沿って流れる全長4kmあまりの小河川で、流路で集めた湧水を流水の全てとしている。その流量は24t/分で、水温は年間を通してほぼ11°Cで一定している。夏に小さな純白の可憐な花を水面に浮べるキンポウゲ科の梅花藻（バイカモ）が自生しており、イバラトミヨが生息しているほか、サケが遡上する基にもなっている。史跡内には湧水を湛え、底まで青緑に透き通る丸池があり、地元住民の信仰の対象となっている。以上のように、史跡周辺は地下水の豊富な地域である。

#### 4. 植生

##### (1) 縄文時代の植生

小山崎遺跡の縄文時代の植生については、『小山崎遺跡発掘調査報告書-総括編-』において、これまでの花粉分析・植物種実遺体及び木材の植物種調査を総合し、まとめた結果が述べられている。鈴木三男氏・吉川昌伸氏・吉川純子氏・秋山綾子氏によると「遺跡が立地する丘陵地と台地には縄文時代早期～前期にはブナの優先する森林が広がっていた。縄文人の活動が活発となる中期にはブナ林は衰退し、コナラの優先する落葉樹林となり、やがてクリが増加してくる。このブナ林の衰退は縄文人による森林の伐開、即ち開発行為によるものであり、クリの増加は自然林あるいは二次林の中にだんだんと増えてくると言うよりはむしろ自然林を伐開した土地に「クリ林」をつくることによってもたらされたものと考えられる。この遺跡での人間活動がピークとなる後期には集落の周囲の丘陵地、台地上ともクリ林が大きく広がり、そのクリ林とモザイク状にコナラ、ケヤキを主とする落葉樹二次林があり、遺跡から離れた丘陵地にはブナ林が残存していたことだろう。晩期になり人間活動の低下などによりクリ林は急速に縮小し、再び、コナラを主体とする落葉樹林が遺跡周辺を覆うようになった。一方、それまで開放水面あるいはヨシなどの湿性草地であった低地は徐々に陸化し、ハンノキ林が成立した。」と縄文時代早期から晩期にかけての変遷が推定されている。

##### (2) 現在の植生

現在の植生については、令和2年に土門尚三氏（フロラ山形会長）により植物相調査が行われた。ここでは、その結果を基に概要を記載する。調査地域内の維管束植物の出現数は、189種、16亜種、52変種、3品種、2雑種を記録した（合計262種・変種以上は257種）。詳細及び植物リストについては、『史跡小山崎遺跡植生調査報告書』（2022）を参照願いたい。

##### ① 植生外観

調査地一帯は植物社会学的な定義からすると、植生区分はヤブツバキクラス域に広くおおわれている。

丸池西側の傾斜地には、30年ほど前にはタブノキの林分があったが、現在は皆伐されてスギ植林地に置き代わっている。しかし、原植生のタブノキの林分が丸池の周りにわずかに

残存しており、スギ植林地の林床にもタブノキの稚苗、低木、亜高木がそれぞれ単木状に見られる。このことは、海岸部から約2kmの距離にありながら、なお常緑広葉樹が成立する可能性があることを示唆している。調査地が冬期間の卓越風をさける地形にあることも踏まえると、山の傾斜地のいわゆる潜在自然植生は、タブノキの照葉樹林であると言える。

林分だけを概観すると、今回の調査地も含め、この辺一帯は、いわゆる閉鎖性水域（カサスゲ群集）とその周りにわずかに残存するタブノキの高木だけが原植生の面影を残す。それ以外は人の手が加えられた人工林で、面積的にも優占しているスギの常緑針葉樹植林と植栽されたマダケ林（放置林）からなっている。なお、丸池には湧水が湧出して流出もしているが、池であることからあえて閉鎖性水域とした。

また、本地域にスギを植林したために、光環境も変化した。スギ植林地に置き代わったために、タブ林に比べて明るくなり、ムラサキニガナ（絶滅危惧種）や、ヤブタバコ、クサギ、ハエドクソウ、ヒヨドリジョウゴなどが出現し、林床の種組成にも影響があったと考えられる。落ち葉についても、タブノキやヤブツバキなどの常緑広葉樹から、常緑針葉樹のスギに変わったことで、林床に生える種組成も大きく人為的影響下で変化したとみられる。例えば、タブ林では落ち葉が腐敗しにくいために、こういった環境を嫌うシダ植物は、種類や被度も限定的になるが、スギ林の林床はシダ植物が好む環境下にあり、被度も多くなる。

本調査地域は、丸池の閉鎖性水域とタブノキ群落以外すべて人為的影響下での代償植生域になっている。以下に、現存植生と植生自然度をまとめた（表3）。「第2回自然環境保全基礎調査報告書」（1983・環境庁）に準拠して本調査地を概観すると、自然度は「10～4」になる。

表 3 現存植生の区分（植物群落と自然度）

現存植生の区分		植物群落名	自然度
自然植生	閉鎖性水域	カサスゲ群集	10
	常緑広葉樹林	タブノキ群落	9
		カラコギカエデ群落	9
代償植生	落葉広葉樹二次林	カスミザクラ-コナラ群落	7
	常緑針葉樹植林	スギ植林	6
	竹林	マダケ植林（放置林）	6
	耕作地植生	畑放棄地雑草群落	4
		水田放棄地雑草群落	4

## ② 植物群落

調査地の植物群落を調査した結果、自然植生は常緑広葉樹林：タブノキ群落・カラコギカエデ群落と、閉鎖性水域：カサスゲ群集の3群落に区分された。一方、人為的影響下にある代償植生は、落葉広葉樹二次林：カスミザクラ-コナラ群落、常緑針葉樹植林：スギ植林、竹林：マダケ植林（放置林）、耕作地植生：畑放棄地雑草群落・水田放棄地雑草群落の5群落に区分され、合計8群落にまとめられた。それぞれの群落の位置は図19、概説については表4～5のとおりである。



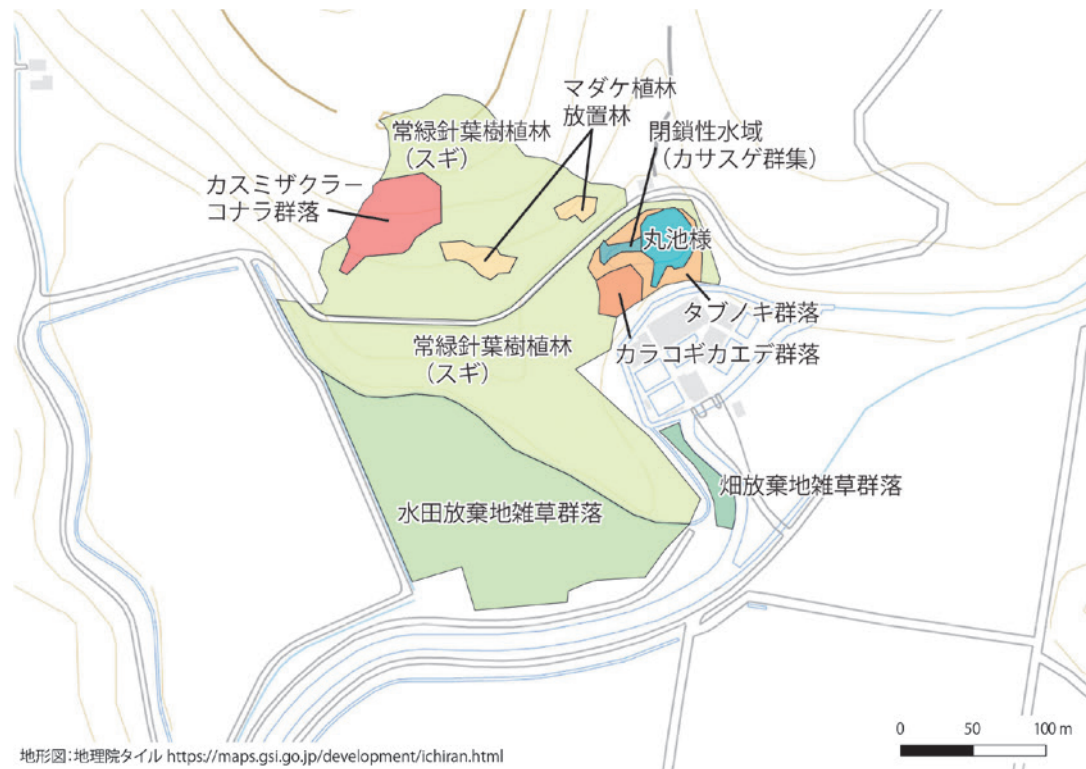


図 19 植生図 (畠中裕之委員作成協力)

表 4 各群落の概説 1

植物群落名	高木層	亜高木層	低木層	草本層
カササゲ群集 	本群落は、丸池の南側のほぼ半分を占める。カササゲは低層湿原の一例としてスゲ型湿原のもっとも代表的な構成種として知られている。カササゲを優占種、また標徴種として、その植分はカササゲ群集にまとめられる。湧き水による池の水温や林冠による日照不足などが種組成に反映されたためか、調査地のカササゲ群集の種組成は単純であり、カササゲとネコノメソウやハイハマボスが優占して、アオウキクサが水面に浮いている。また、池の西側に流入する湧き水の流れがあるが、そこにはナガエミクリの沈水葉が確認される。なお、池の保護上の観点から、池に入っの詳細な調査は行わなかった。			
タブノキ群落 	この調査地域の原植生及び潜在植生でもあるタブ林が、丸池の周りにわずかに残されており、タブノキ群落を確認できる。正確には、タブノキ-イノデ群集とすべきものであるが、本調査地では、皆伐を免れたタブノキが丸池の周囲に単木状に残されているので、あえてタブノキ群落とした。調査地のスギ植林内やマダケ植林内のいたるところで、被食散布によるタブノキの種子が発芽して自然繁茂しており、この地域の潜在自然植生もヤブツバキクラス域のタブノキ-イノデ群集であると言える。			
カラコギカエデ群落 	タブノキ、フジ	タブノキ、ヒサカキ(逸出)、フジ	アサクラザンショウ、ヤツデ、ヒメアオキ	イヌワラビ、ウワバミソウ、オニグルミ、サトメシダ、ホソバナライシダ、ケヤキ、ヤマモミジ、ツルアジサイなど
カスミザクラ-コナラ群落 	コナラ群落のなかでも日本海側に見られるのが、カスミザクラ-コナラ群落である。調査地の南西側にある斜面に本群落の林分がある。この林分は、自然林に見えるようであるが、薪炭林として過去に定期的に伐採や下刈りなどを人為的管理のもとに維持されて来た、いわば持続群落でもある。			
カスミザクラ、コナラ、ホオノキ	タブノキ、アオハダ、フジ	タブノキ、ツノハシバミ、オオバクロモジ、ムラサキシキブなど	オオバジャノヒゲ、カササゲ、キタコブシ、ヤマグワ、サイハイラン、ヤマユリ、アカソ、エゾノクロウメモドキ、タブノキ、キツタ、ジャノヒゲ、ドクゼリ、トラノオシダ、オオタチツボスミレ、ヒメアオキ、イボタノキ、フユノハナワラビ、ヘクソカズラ、ヤブコウジなど	
カスミザクラ、コナラ、ホオノキ	タブノキ、アオハダ、フジ	タブノキ、ツノハシバミ、オオバクロモジ、ムラサキシキブなど	タブノキ、チュウゴクザサ、チマキザサ、ヒメアオキ、ヤブコウジ、ミチノクホンモンジスゲ、チゴユリ、ガマズミ、ムラサキシキブ、フジ、ミツバアケビ、キツタ、オモト、ケテイカカズラ、アオハダ、コケイラン、オオバジャノヒゲなど	

表 5 各群落の概説 2

植物群落名	高木層	亜高木層	低木層	草本層
<p>スギ植林</p>  	調査地域の多くを占めるスギ植林は丸池の西側斜面と南東に見られ、平均胸高直径は 30cm である。丸池神社付近のスギは古くから植樹され、大木がめだつ。			
スギ	なし		<p>県内では庄内地 方特有の暖地性の タブノキ、ヤブツ バキ、アカメガシ ワ、ヤツデなどの 他に、クサギ、タ ラノキ、フジ、ヒ メコウゾ、ヤマグ ワ、クリ、ヌルデ、 カシミザクラ、ホ オノキ、ミズナラ、 イタヤカエデ、ム ラサキシキブ、ヒ ノキアスナロ（植 栽）、カキノキ（逸 出）、エノキ、ク ララ、ツノハシバ ミ、マタタビなど</p>	<p>暖地性の植物も多く、タブノキ、テイカカズラ、イノデ、 ナワシログミ、ベニシダ、ヤマアイなどが見られる。一方、 日本海要素植物では、ヒメアオキ、ハイイヌツグ、ミチノ クホンモンジスゲ、オオバタチツボスミレ、オオサワハコ ベ、チマキザサ、オクノカンスゲ、ヒロバスゲなどが生育 している。その他、ダキバヒメアザミ、ミズヒキ、ヨモギ、 オオバコ、ヤブジラミ、ヒナタイノコヅチ、トボシガラ、 ヒオウギズイセン（逸出）、アキタブキ、ヤマノイモ、チ ゴユリ、アカソ、ミヤマカンスゲ、フジ、ミツバアケビ、 ウワバミソウ、キツタ、クサギ、チヂミザサ、オオバクロ モジ、オオウバユリ、ジュウモンジシダ、イワガネゼンマ イ、ヤブハギ、シロダモ、コウライテンナンショウ、モミ ジイチゴ、ヒシュウザサ、エゾフユノハナワラビ、オカト ラノオ、イタヤカエデ、トウゲシバ、ヤブソテツ、ヒトリ シズカ、ムカゴイラクサ、コウモリカズラ、マツブサ、ア マチャヅル、ツタウルシ、ミヤマシシウド、ミノボロスゲ、 シケシダ、アマドコロ、ハリガネワラビ、オトコエシ、サ ルトリイバラ、トウゴクシダ、ワラビ、ヤマユリ、ノブド ウ、ノダケ、ナルコユリ、キンミズヒキ、ウド、ヘクソカ ズラ、カブダチジャノヒゲ、ミズタマソウ、スギナ、ヨウ シュヤマゴボウ（帰化）など</p>
<p>マダケ植林</p> 	丸池の西側斜面のスギの植林地の中にマダケの植栽があり、放置されている状態である。			
なし	<p>マダケが優占 し、アカメガ シワがわずか に生育</p>	<p>マダケ、オオバク ロモジ、アサクラ ザンショウ、ツノ ハシバミ、ヤマウ ルシ、ヘクソカズ ラなど</p>	<p>タブノキ、スギ、イノデ、ベニシダ、ハリガネワラビ、 サカゲイノデ、テリハヤブソテツ、オクノカンスゲ、ツ ユクサ、コウライテンナンショウ、ヒメアオキ、チマキ ザサ、ヒカゲイノコヅチ、オクモミジハグマ、モミジイ チゴ、ヤブコウジ、サワグルミなど</p>	
<p>畑放棄地雑草群落</p> 	かつて畑のあったところで、カナムグラが優占しており、コウヤワラビ、カキドオシ、アオミズ、ミゾソバ、イヌタデ、ヨモギ、ヒナタイノコヅチ、ツユクサ、ヒメクラマゴケ、アキタブキ、オニタビラコ、ユウガギク、ナルコビエ、セリ、アキノエノコログサ、クズ、ワラビ、ドクゼリ、ヤマハッカ、アカネ、キタササガヤ、ダキバヒメアザミ、スギナ、カモジグサ、シオン（逸出）、ススキ、ヒルガオ、イガホオズキ、オオネズミガヤなどが生育、イガホオズキ、ナガバギシグサ、マルバノホロシ、ヒメシオン、セイタカアワダチソウなどの帰化植物も多い。ヒシュウザサの小群落が確認された。			
<p>水田放棄地雑草群落</p> 	かつて水田のあったところで、コウヤワラビやアキノエノコログサなどが優占している。その他に、絶滅危惧種のレンリソウやノウルシをはじめ、ワラビ、イヌタデ、アキタブキ、ヘクソカズラ、スギナ、ミゾソバ、エノキグサ、ヒメジソ、オオジシバリ、ヤノネグサ、メヒシバ、スイバ、タマガヤツリ、ヒメググ、イヌビエ、ノチドメ、ヒナタイノコヅチ、アゼナ、タネツケバナ、チャガヤツリ、アゼムシロ、ムラサキサギゴケ、ノハナシヨウブ、ヨシなどが生育している。イヌビエなど水田に生える雑草も多く見られる。草刈などの人為的影響を加えなければ、数年後には、やや湿地気味な場所ではヨシ群落、乾燥気味な場所ではススキ群落に遷移するものと推察される。			

③ 絶滅危惧種及び分布上貴重な植物

本調査地域では表 7 のとおり、分布上貴重と思われる植物 3 種と絶滅危惧種 5 種が確認された。これらの位置については図 20 に示したとおりである。

表 6 環境省レッドリストカテゴリー

ランク	説明
絶滅危惧 I 類 (CR+EN)	絶滅の危機に瀕している種
絶滅危惧 IA 類 (Critically Endangered, CR)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高い種
絶滅危惧 IB 類 (Endangered, EN)	I A 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高い種
絶滅危惧 II 類 (Vulnerable, VU)	絶滅の危険が増大している種
準絶滅危惧 (Near Threatened, NT)	現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種

表 7 絶滅危惧種及び分布上貴重な植物種

植物名	絶滅危惧種	備考
レンリソウ	国：－ 県：CR	調査地の水田放棄地雑草群落の数カ所に小群落をつくっていた。県内では稀にみられ、庄内地方では初記録となる（『新山形県野生植物目録』フロラ山形・2019）。
ムラサキニガナ	国：－ 県：VU	県内でも庄内地方の林内に多く、庄内砂丘地のクロマツ植林内にも近年殖えている。
ナガエミクリ	国：NT 県：NT	土地区画整理事業などによって、減少している絶滅危惧種である。調査地では、一番東側の水路と、丸池に流入する湧き水の流れに生えている。
ハイハマボッサ	国：NT 県：NT	本種も土地区画整理事業などによって、減少している絶滅危惧種である。調査地では西側水路と丸池の中心部にかなりの個体数を確認した。
ノウルシ	国：NT 県：NT	県内では庄内地方のみに分布している。なお、庄内地方では水田地帯や河川敷などの湿潤地に案外広く分布している。
ヤマアイ		県内ではやや稀に分布し、庄内地方では比較的多くみられる暖地性の植物である。
ケテイカカズラ		暖地性の植物で、県内では比較的温暖な庄内地方の沿岸部に限られまれに分布する。日本海側では秋田県まで北上分布しているが、山形県ではこの地が北限であり、植物地理学上、北限地帯のケテイカカズラとして貴重である。
ヒシュウザサ		『原色植物分類図鑑・日本のタケ亜科植物』では山形県の分布を欠き、今回調査地で分布が確認されたことから日本海側での北限自生地が本史跡一帯であることが明らかになった。

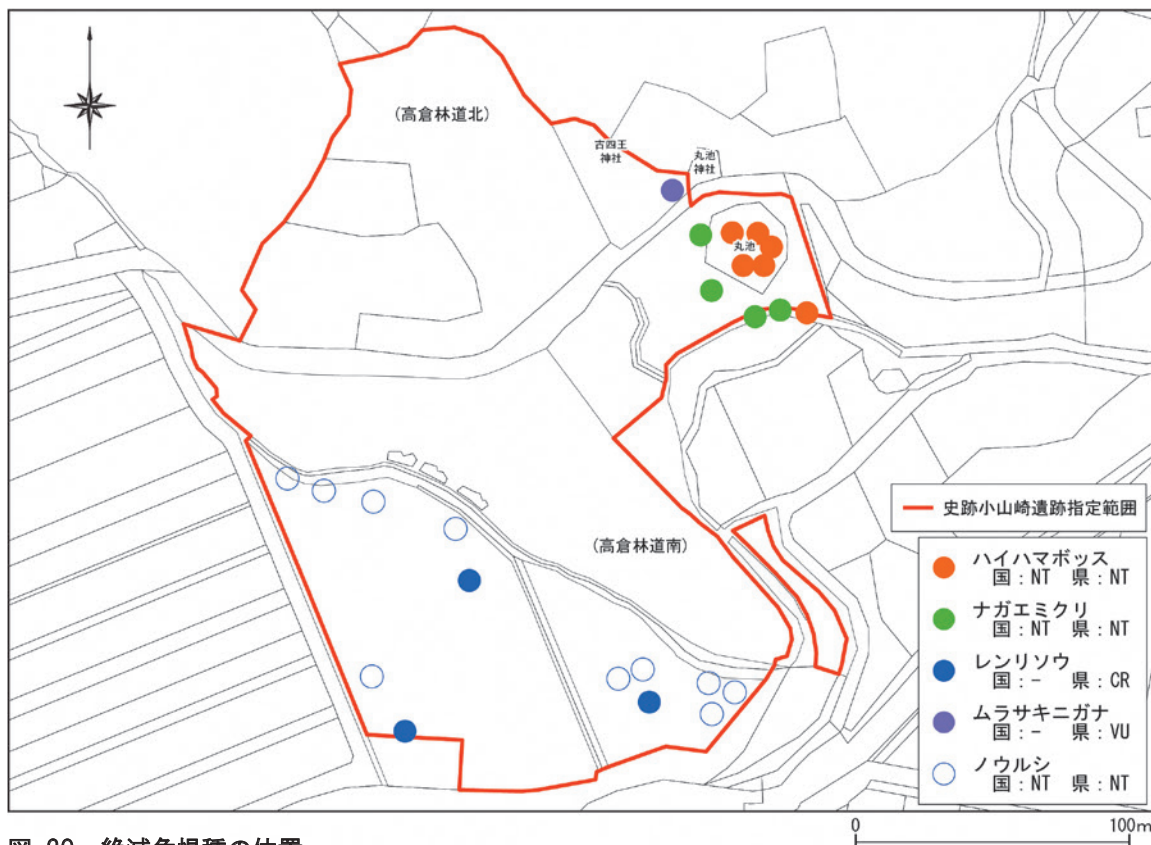


図 20 絶滅危惧種の位置

#### ④ 調査地内における「山菜」

令和3年は豪雪であったにもかかわらず、まだ早春とも呼べない2月27日に、調査地域内にある牛渡川の岸边には、フキノトウ、ヤブカンゾウ、シャクの3種類が発芽しており、山菜として食用になる状態であった。このことは、湧き水を集めて流れる牛渡川岸边が冬期



間は温暖であることを物語る。山形県内で一番早く山菜が発芽する地理的環境であることが推察される。

## 5. 動物

本史跡及びその周辺の野生生物種について、令和2年4月から9月にかけて本計画策定委員の畠中裕之氏が調査を行った。調査地区は、1.本史跡指定エリア内、2.隣接地：史跡エリアに隣接する丸池様からの排水ルート、3.周辺地域：牛渡川や周辺のスギ植林地・落葉広葉樹二次林・水田である（図21）。

ここでは、文献に記載されている鳥海山一帯・町内で確認された主な生物種のほか、畠中氏による現地調査で確認された生物種を取り上げた。なお、調査結果に基づいた畠中氏の考察を（6）に、確認された種のうち山形県レッドデータリスト該当種を表8に記載した。



図 21 動物調査区域（畠中裕之委員作成）

### (1) 哺乳類

『鳥海山・飛鳥学術調査報告書』（昭和47年、山形県総合学術調査会）では、鳥海山一帯で確認された哺乳類6目12科21種が記載されている。国指定特別天然記念物であるニホンカモシカや国指定天然記念物であるヤマネのほか、ニッポンツキノワグマ、ホンシュウジカ、ホンドタヌキ、ニホンアナグマ、ホンドテン、ホンドキツネ、ホンドザル、ホンドオコジョ、ホンシュウモモンガ、ヤマネ、ニッコウムササビ、トウホクノウサギ、ニホンリス、ホンシュウヒミズ、トウホクヤチネズミ、ホンドアカネズミ、ホンドヒメネズミ、ホンドハタネズミ、ニホンドブネズミである。

## (2) 鳥類

主な鳥類相については本町の町史では、ハクセキレイ、セグロセキレイ、キセキレイ、シジュウカラ、カワラヒワ、ウグイス、ミソサザイ、ツバメ、スズメ、カラス、ツクミグロ、ヤマガラ、ノジコ、カシラダカ、サンコウチョウ、オオシギ、カワセミ、シラサギ、アオサギ、ヤブサメ、オオルリ、コルリ、キビタキ、クロジ、アオジ、キジバト、シメ、ジョウビタキ、イワツバメ、ヒヨドリ、ムクドリ、コムクドリ、メジロ、モズ、コヨシキリ、ノゴマ、アカゲラ、ウソ、エゾムシクイ、キクイタダキ群、キレンジャク、エゾビタキ、センダイムシクイ、ヒガラ、マヒワ群、メボソムシクイ、コサメビタキ、オオヨシキリ、カルガモ、コガモ、ウミネコが確認されている。

環境省レッドデータブック掲載種としては、遊佐町ではオオワシ、ハヤブサ、コハクチョウ、ウミウ、ヒクイナ、ケリ、ヤマシギ、コノハズク、イワヒバリ、ホシガラス、ハクガン、ヨタカ、コマドリ、トラツグミ、オナガ、イソヒヨドリなどの記載がある。

## (3) 魚類

『鳥海山の水と暮らし』(2010)の「牛渡川の淡水魚相にみる湧水生態系」によると、牛渡川で生息が確認されている淡水魚類は、スナヤツメ北方種、スナヤツメ南方種、カワヤツメ、アメマス(降海型)／エゾイワナ(陸封型)、ニッコウイワナ、サケ、サクラマス(降海型)／ヤマメ(陸封型)、ニジマス、アユ、ウグイ(河川型／降海型)、マルタ、アブラハヤ、オイカワ、ニゴイ、コイ、ギンブナ、ドジョウ、シマドジョウ、ホトケドジョウ、ナマズ、メダカ北日本集団、トミヨ属淡水型(イバラトミヨ)、ボラ、メナダ、ヌマチチブ、ビリンゴ、シマウキゴリ、マハゼ、カジカ大卵型、カジカ中卵型、カンキョウカジカ、ハナカジカ、アユカケ、ヌマガレイの計35種で、このうち90%以上(32種)が在来種である。また、5種のカジカ類が生息する国内唯一の河川であるほか、スナヤツメの北方型と南方型の両種が生息しているなどの特徴に触れられている。

## (4) 爬虫類・両生類

今回の調査では、ニホンアカガエル、ツチガエル、モリアオガエル、アマガエル、シマヘビを確認した。

過去の日撃情報として、調査地区内でアカハライモリ、マムシ、アオダイショウ、ヤマカガシ、また調査地区を含む3次メッシュ(1kmメッシュ)を中心とした計9メッシュ(3メッシュ×3メッシュ、1辺およそ3kmの範囲)では、ヤマアカガエル、ヒキガエル、シロマダラ、ヒバカリ、ジムグリ、ヒガシニホントカゲ、クサガメがある。

## (5) 昆虫

今回の調査及び過去15年内の日撃情報として以下の種がある。

(ハチ目) トラマルハナバチ、キアシナガバチ、セグロアシナガバチ

(甲虫目) ニワハンミョウ、オオイチモンジシマゲンゴロウ、シロスジカミキリ、ゲンジボタル、カブトムシ、コクワガタ、ノコギリクワガタ、ガムシ

(チョウ目) ウスバシロチョウ、アオスジアゲハ、ナミアゲハ、キアゲハ、クロアゲハ、オナガアゲハ、カラスアゲハ、モンシロチョウ、スジグロシロチョウ、キタキチョウ、モ

ンキチョウ、ツバメシジミ、ベニシジミ、ルリシジミ、イチモンジチョウ、コムスジ、サカハチチョウ、ウラギンスジヒョウモン、ミドリヒョウモン、アカタテハ、キタテハ、ルリタテハ、ヒメアカタテハ、クロヒカゲ、ジャノメチョウ、ヒメウラナミジャノメ、ヒメジャノメ、ヤマキマダラヒカゲ、イチモンジセセリ、オオチャバネセセリ、コチャバネセセリ、ダイミョウセセリ、アオバセセリ、クスサン、カノコガ、イカリモンガ（トンボ目）アジアイトトンボ、ニホンカワトンボ、ミヤマカワトンボ、ハグロトンボ、ウスバキトンボ、アキアカネ、ノシメトンボ、オオシオカラトンボ、シオヤトンボ、モイワサナエ、オニヤンマ、クロスジギンヤンマ、サラサヤンマ（セミ目）ミズカマキリ、ヒメアメンボ、アメンボ、オオアメンボ、ノコギリカメムシ、クサギカメムシ、ツマジロカメムシ、アブラゼミ、ヒグラシ（カマキリ目）オオカマキリ、コカマキリ（バッタ目）トゲヒシバッタ、ハネナガヒシバッタ、クルマバッタモドキ、オンブバッタ、エンマコオロギ、オナガササキリ、ヤブキリ

## (6) 考察

### ① 特徴的な種

トミヨ属淡水型（「イバラトミヨ」）、ハナカジカ山形型、カンキョウカジカ、チョウセンコツブムシなど、水温の低い環境を好む（湧き水への依存度が高い）種が多数確認された。これらは縄文時代以前の氷期の遺存種とされる。

チョウセンコツブムシは、氷期に水温・塩分濃度が低かった日本海に生息し、後氷期の水温・塩分濃度上昇に伴い生息場所を水温の低い淡水に変えた海跡種と考えられる。

カンキョウカジカは、中・下流で産卵・孵化し、仔魚が河口まで降河して遊泳力のある稚魚に成長後、遡上し成魚まで成長する。そのため河口近くまで水温の低い川でのみ生息が確認される。

その他、モイワサナエやスナヤツメ（北方種あるいは南方種）など湧き水の豊富な水系で多く見られる種も確認された。

### ② 縄文時代当時の周辺環境と生物

本史跡では、縄文時代の気候変動により低地部の環境が大きく変化したと推定される。遺跡の最盛期である縄文時代後期には、低地部の湿地に水辺遺構を構築し、周辺には河道があったと推定される。

この河道（流量・流速が大きく、ある程度水深が深い）には、「対象地域3.周辺地域」牛渡川の生物が、また、流量・流速の小さいワンドや抽水植物が多く水深の浅い岸や湿地には「対象地域2.隣接地」丸池様排水ルート of 生物が生息していたと考えられる。

表 8 動物調査結果：山形県レッドデータリスト該当種（島中裕之委員作成）

種名	分類群(大)	分類群(小)	レッドデータ県ランク	レッドデータ国ランク	確認箇所	確認時期(*1)
1. 指定エリア内						
1 ニホンアマガエル	両生類	無尾目アマガエル科	絶滅危惧 I B 類 (EN)		丸池様・水田跡	現存確認
2 ツチガエル	両生類	無尾目アマガエル科	準絶滅危惧 (NT)		丸池様・水田跡	現存確認
3 モリアオガエル	両生類	無尾目アマガエル科	準絶滅危惧 (NT)		丸池様・林内	現存確認
4 オシドリ	鳥類	カモ科	準絶滅危惧 (NT)		丸池様	過去に生息確認 (飛来)
5 ムササビ	哺乳類	齧歯目(ネズミ目) リス科	準絶滅危惧 (NT)		林内	過去に生息確認
6 オオイチモンジマゲングロウ	昆虫類	コウチュウ目 ゲンゴロウ科	絶滅危惧 II 類 (VU)	絶滅危惧 I B 類 (EN)	丸池様	過去に生息確認
7 ウラギンズジヒョウモン	昆虫類	チョウ目 タテハチョウ科	準絶滅危惧 (NT)	絶滅危惧 II 類 (VU)	水田跡	過去に生息確認
8 ショウリョウバッタモドキ	昆虫類	バッタ目バッタ科	準絶滅危惧 (NT)		水田跡	文献等記録
2. 隣接地						
9 トミヨ属淡水型(「イバラトミヨ」)	淡水魚類	トゲウオ目トゲウオ科	絶滅危惧 I B 類 (EN)	絶滅の恐れのある 地域個体群 (LP)	丸池様排水ルート	現存確認
10 チョウセンコンツブムシ	甲殻類	等脚目ツブムシ科	情報不足 (DD)		丸池様排水ルート	現存確認
11 モイワサナエ	昆虫類	トンボ目 サナエトシボ科	準絶滅危惧 (NT)		丸池様排水ルート	現存確認
12 ガムシ	昆虫類	コウチュウ目ガムシ科	準絶滅危惧 (NT)	準絶滅危惧 (NT)	丸池様排水ルート	現存確認
13 ミズカマキリ	昆虫類	カメムシ目 タイコウチ科	準絶滅危惧 (NT)		丸池様排水ルート	過去に生息確認
3. 周辺地域						
14 ハナカジカ山形型	淡水魚類	スズキ目カジカ科	絶滅危惧 I A 類 (CR)	絶滅の恐れのある 地域個体群 (LP)	牛渡川	現存確認
15 カンキョウカジカ	淡水魚類	スズキ目カジカ科	絶滅危惧 I B 類 (EN)	絶滅の恐れのある 地域個体群 (LP)	牛渡川	現存確認
16 スナヤツメ(北方種)(*2)	淡水魚類	ヤツメウナギ目 ヤツメウナギ科	絶滅危惧 I B 類 (EN)	絶滅危惧 I B 類 (EN)	牛渡川	現存確認
17 スナヤツメ(南方種)(*2)	淡水魚類	ヤツメウナギ目 ヤツメウナギ科	絶滅危惧 II 類 (VU)	絶滅危惧 I B 類 (EN)	牛渡川	現存確認
18 カマキリ(アユカケ)	淡水魚類	スズキ目カジカ科	絶滅危惧 I B 類 (EN)	絶滅危惧 II 類 (VU)	牛渡川	現存確認
19 カジカ中卵型	淡水魚類	スズキ目カジカ科	絶滅危惧 II 類 (VU)	絶滅危惧 I B 類 (EN)	牛渡川	文献等記録
20 フクロウ	鳥類	フクロウ目フクロウ科	絶滅危惧 I B 類 (EN)		周辺林内	過去に生息確認
21 トラツグミ	鳥類	スズメ目ヒタキ科	準絶滅危惧 (NT)		周辺林内	過去に生息確認
22 アマサギ	鳥類	ペリカニ目サギ科	準絶滅危惧 (NT)		周辺林内	過去に生息確認 (飛来)
23 シロマダラ	爬虫類	有鱗目ナミヘビ科	準絶滅危惧 (NT)		周辺林内	過去に生息確認
24 ヤマカガシ	爬虫類	有鱗目ナミヘビ科	準絶滅危惧 (NT)		周辺林内	過去に生息確認
25 アカハライモリ	両生類	有尾目イモリ科	準絶滅危惧 (NT)	準絶滅危惧 (NT)	水田排水路	過去に生息確認

\* 1 「現存確認」は2020年4~9月の現認

\* 2 北方型と南方型は外部形態での同定が困難なため、両種を併記



## 第2節 歴史的環境

遊佐町では210カ所を数える遺跡の存在が知られている。時期別にみると縄文時代と平安時代の遺跡にほぼ二分され、縄文時代の遺跡が全体の半数を超えている。基本的に旧石器・縄文時代の遺跡は山麓部に、奈良時代以降の遺跡は平野部に多く分布している。庄内砂丘とその東部1km以内に、遺跡の分布状態は稀薄である。以下、主要な遺跡を取り上げる。

### 1. 旧石器時代

現在までに、庄内地方で確認された中では最も古い懐ノ内F遺跡がある。後期旧石器時代前半期の遺跡で、石刃と米ヶ森型台形石器と呼ばれる特徴的な台形石器が出土している。

### 2. 縄文時代 (図22.23)

小山崎遺跡から西南800mには県指定史跡の吹浦遺跡がある。1919年の長谷部言人博士の一本木貝塚(吹浦遺跡の旧名)調査に始まり、1951～1953年まで本県での最初の科学的な発掘調査が行われ、1983～1986年にも国道建設による緊急発掘調査が行われた前期末の拠点集落である(柏倉ほか1955、山形県教育委員会1984.85.86ほか)。小山崎遺跡と箕輪鮭ふ化場を挟んだ東側の山麓には柴燈林遺跡がある。起伏のある山腹にかなりの広がりをもつと考えられる中期の集落跡で、分布調査では大木8a式期の深鉢数個体とともに、新潟県信濃川流域に主体的な火焰型土器が出土した。吹浦遺跡に後続する拠点的集落と考えられる。鳥海山南西麓は、縄文時代遺跡が密集した地域であるが、特にこの2つの遺跡は小山崎遺跡との深い関係が推測される(遊佐町教育委員会2005)。

鳥海山麓にはほかにも、東南5kmには後晩期主体の神矢田遺跡が、北方4.5kmには中国殷代と考えられている北方系青銅刀子(東京国立博物館所蔵)が出土した後期～晩期の三崎山A遺跡がある。また、東南9.5kmには遮光器系の中空土偶(奈良国立博物館所蔵)が石囲いの中に埋納された状態で出土した晩期の杉沢A遺跡がある。

なお、遊佐町を含む古代出羽国には考古学に関わる古くからの記録がある。『続日本後紀』『日本三代実録』には長雨の後に浜辺で石鏃が発見される、いわゆる「石鏃雨降」の記事があり兵乱などの前兆を示す異変として報告された。石鏃の出土地の中でも月山・大物忌両神社前、飽海郡海浜、飽海郡神宮寺西浜、飽海郡諸神社辺については、遊佐町内の特に吹浦地区の可能性が高い。

### 3. 平安時代

吹浦遺跡は、縄文時代のほか平安時代の遺構が確認されている。竪穴建物跡・掘立柱建物跡・土坑などが検出された。掘立柱建物跡のほぼ全ての軸線が南北に沿っていることから、方位が規制された計画的な建物群であったと推測でき、大物忌神社に関連する建物、あるいは神宮寺のようなものとも考えられる(山形県教育委員会1988)。

### 4. 鎌倉時代

平野部には、平安時代末から鎌倉時代にかけての居館跡である大楯遺跡がある。出土品の半数以上が土師質土器(かわらけ)で、次いで陶磁器が多く国内産のほか、青磁・白磁などの輸入陶磁器が700以上に及んでいる。摂関家藤原氏の荘園「遊佐荘」に関連する荘家や出羽国留守所であった可能性が指摘されている(遊佐町教育委員会1991)。

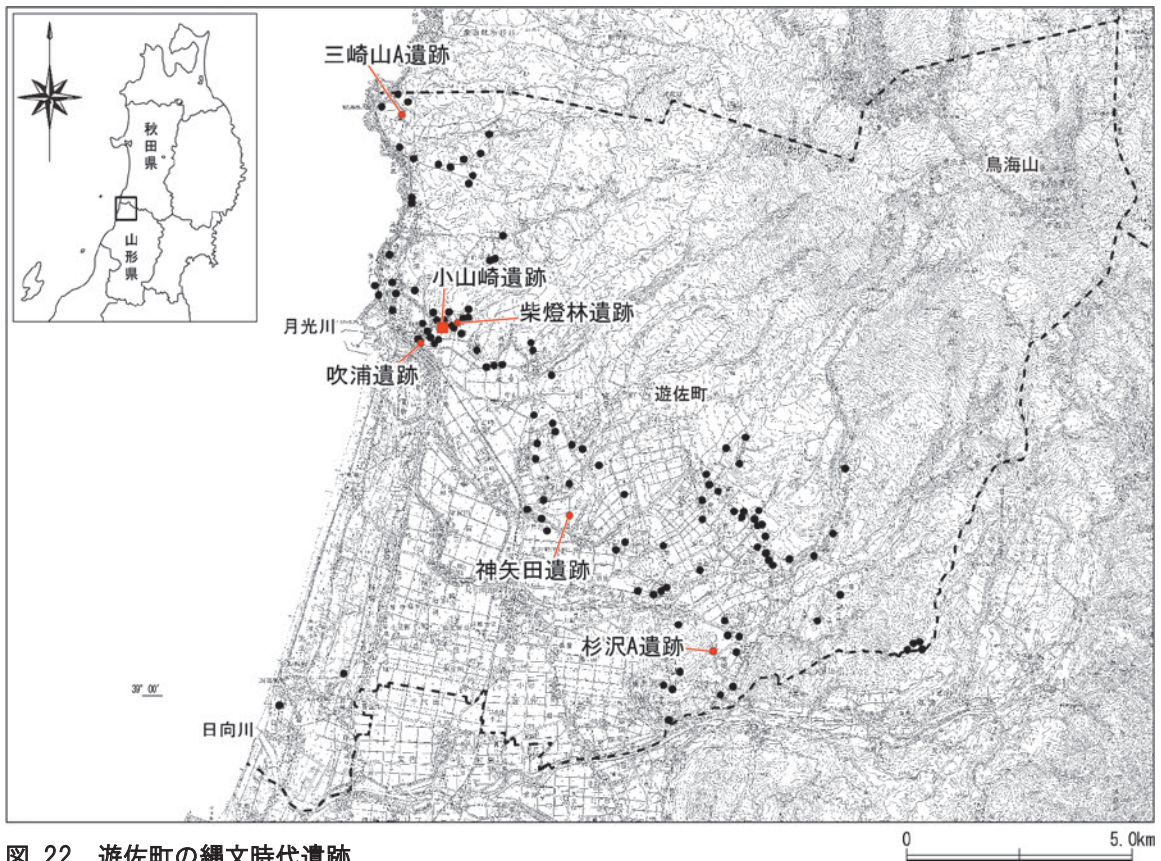


図 22 遊佐町の縄文時代遺跡

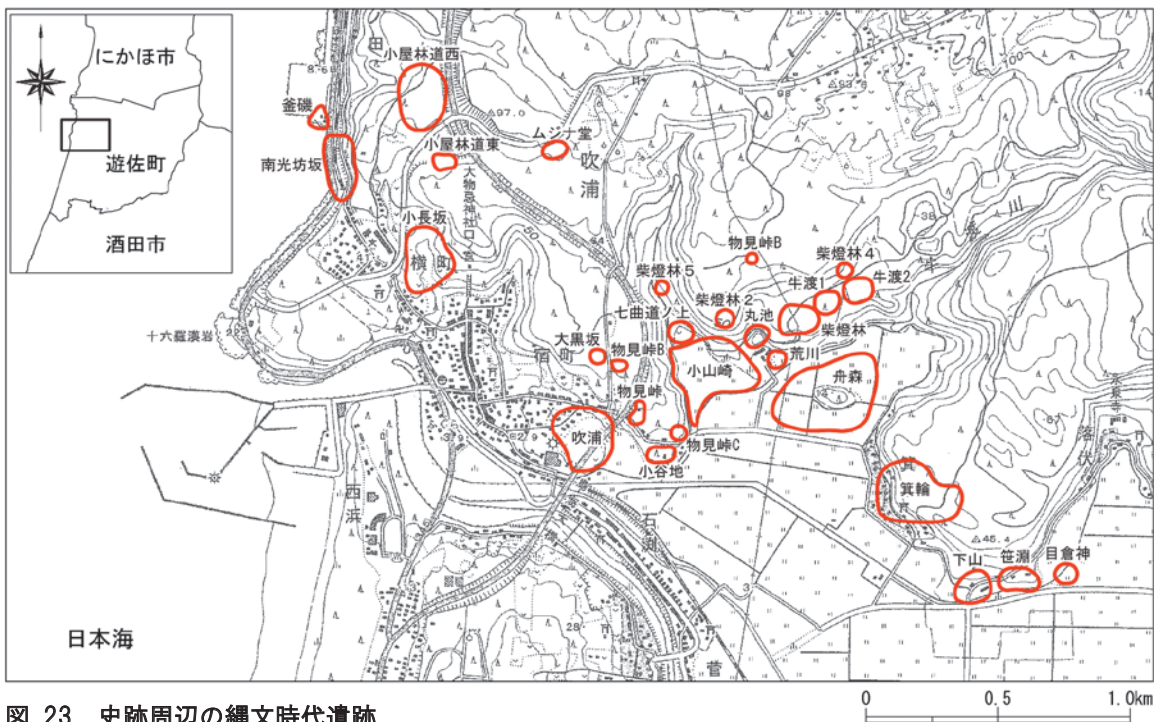


図 23 史跡周辺の縄文時代遺跡



## 第3節 社会的環境

### 1. 交通・アクセス（図24）

小山崎遺跡は最寄り駅であるJR羽越本線吹浦駅から車で5分、町の中心部にある遊佐駅からは車で15分の距離に位置している。本県の県庁所在地の山形市にある山形駅から遊佐駅まではJR東日本の新幹線つばさ、および在来線を利用して2時間半を要する。近隣の県庁所在地から遊佐駅までの移動時間は、秋田市にある秋田駅からJR特急いなほを利用した場合は1時間半、新潟市の新潟駅から同じくJR特急いなほを利用した場合は2時間半である。

遊佐町では町営バスは運行していないが、スクールバスに一般客が乗車することは可能である。遊佐駅前停留所で乗車すると30分程度で史跡近くの中谷地停留所まで移動できる。ただし、あくまでスクールバスであることから、児童優先であり、便数も限られている。

牛渡川・丸池の現状をみるに、中心となる交通手段は自家用車や観光バスになると予想され、海岸沿いを走る国道7号線や今後開通予定の日本海沿岸東北自動車道が主なアクセス道路となる。現状では山形市（県庁を基点として）から史跡までの距離は138kmあり、日本海東北自動車道を利用して2時間、また、秋田市（県庁を基点として）からは90kmあり、1時間半を要する。今後、日本海沿岸東北自動車道が全線開通された場合、近隣の遊佐鳥海I.C.から史跡までは5分程度であることから、移動時間のさらなる短縮が見込まれる。

また、都心からのアクセスとしては、隣接する酒田市に所在する庄内空港からは、1日4往復で所要時間1時間の東京便が運航している。庄内空港から史跡までは、30分程度であり、合計して2時間かからずに移動することができる。

### 2. 学校等教育施設（図25）

遊佐町内には現在小学校が5校（令和5年度に1校に統合予定）、中学校が1校、高等学校が1校ある。小中学校は町立、高等学校は県立である。小学校の児童数は町全体で510人、中学校は266人である（令和3年4月現在）。また、就学前施設としては町立保育園、認定こども園、小規模保育事業所など5施設が運営され、321人が在籍している。その他、県立鳥海学園（児童自立支援施設）では、16人が生活している。

### 3. 観光地・文化財（図25）

#### (1) 観光施設・観光地

当町の主な観光地としては、鳥海山や西浜・釜磯・十里塚海水浴場、西浜キャンプ場、十六羅漢岩、三崎公園、湯ノ田・鳥海温泉、一ノ滝、二ノ滝、高瀬峡、胴腹の滝、牛渡川、丸池が挙げられる。その他、鳥海山の利用拠点施設ともなる遊楽里や道の駅鳥海ふらっとなどもある。これらは全体的に7月から9月にかけて観光客が増加する傾向がみられる。その一方、丸池や牛渡川は、サケ加工品購入を目的として箕輪鮭生産組合に訪れる観光客を含めて、春先からサケの遡上が終わる12月末ごろまで訪れる人が絶えない。

また、平成28年9月に遊佐町・酒田市・にかほ市・由利本荘市の3市1町で構成する「鳥海山・飛鳥ジオパーク」が日本ジオパークに認定された。これによりジオサイトの教育現場での活用や観光客が増加し、秋田空港と庄内空港を結んだ環鳥海地域を視野に入れ、周辺市と連携した広域観光を模索していくこととしている。

その他、7月下旬開催のゆぎ町夕日まつりや9月初旬に開催される奥の細道鳥海ツーデーマーチは町をあげてのイベントとなっている。

## (2) 文化財（表9～12）

日本海に面し、鳥海山を仰ぐ気候風土に恵まれたこの地域では、古くから文化が栄え、史跡や天然記念物に限らず、民俗芸能等も豊富である。

国指定文化財は建造物1件、記念物3件、無形民俗文化財2件、古文書1件の計7件であり、さらに10件の県指定文化財、106件の町指定文化財、14件の国登録文化財を有する。これらのうち、国・県指定文化財、国登録文化財の半数程度は吹浦地区に所在し、文化財が密集した地域となっている。また、平成30（2018）年には吹浦地区の女鹿・鳥崎・滝ノ浦集落で行われる遊佐の小正月行事（アマハゲ）が「来訪神 仮面仮装の神々」としてユネスコ無形文化遺産に登録された。

文化財の保管・展示施設としては、博物館類似施設で国指定重要文化財の旧青山家住宅のほか、町指定文化財の刺し子や、昔の生活用具や農機具など約4,000点を収蔵・展示している遊佐町歴史民俗学習館、史跡小山崎遺跡を含む町内遺跡の出土品を収蔵・展示している遊佐町埋蔵文化財調査室がある。これらの施設は学校の校外学習等でも活用されている。

## 4. 災害（図26.27）

第1次調査開始時（1995年）から現在（2022年）まで、災害による史跡のき損は確認されていないが、指定地には低湿地や斜面地が含まれ、川に隣接している上、河口から近いことから、以下の災害が予測される。

### (1) 洪水

水防法の規定により指定された想定しうる最大規模の降雨に伴う洪水があった場合、月光川および庄内高瀬川の氾濫により、低地部及び丸池周辺部では0.5m以上～3.0m未満の浸水が想定される。ただし、牛渡川は水位周知河川ではないため、氾濫が推定された範囲外においても浸水は発生し得る。

### (2) 津波

山形県の津波災害警戒区域に指定されており、山形県沖で最大クラスの津波が発生した場合、指定地内においては牛渡川沿いの限られた範囲に、0.3m以上～1.0m未満の浸水が想定されている。

### (3) 土砂災害

丸池北側の範囲が土石流の発生する危険性がある区域とされ、低地部を除いて土石流が氾濫する危険性がある区域とされている。

### (4) 噴火

火山泥流の最大水深が1.0m～3.0m、鳥海山の火山灰が3cm積もる範囲と予測されている。





図 24 近隣都市からのアクセス

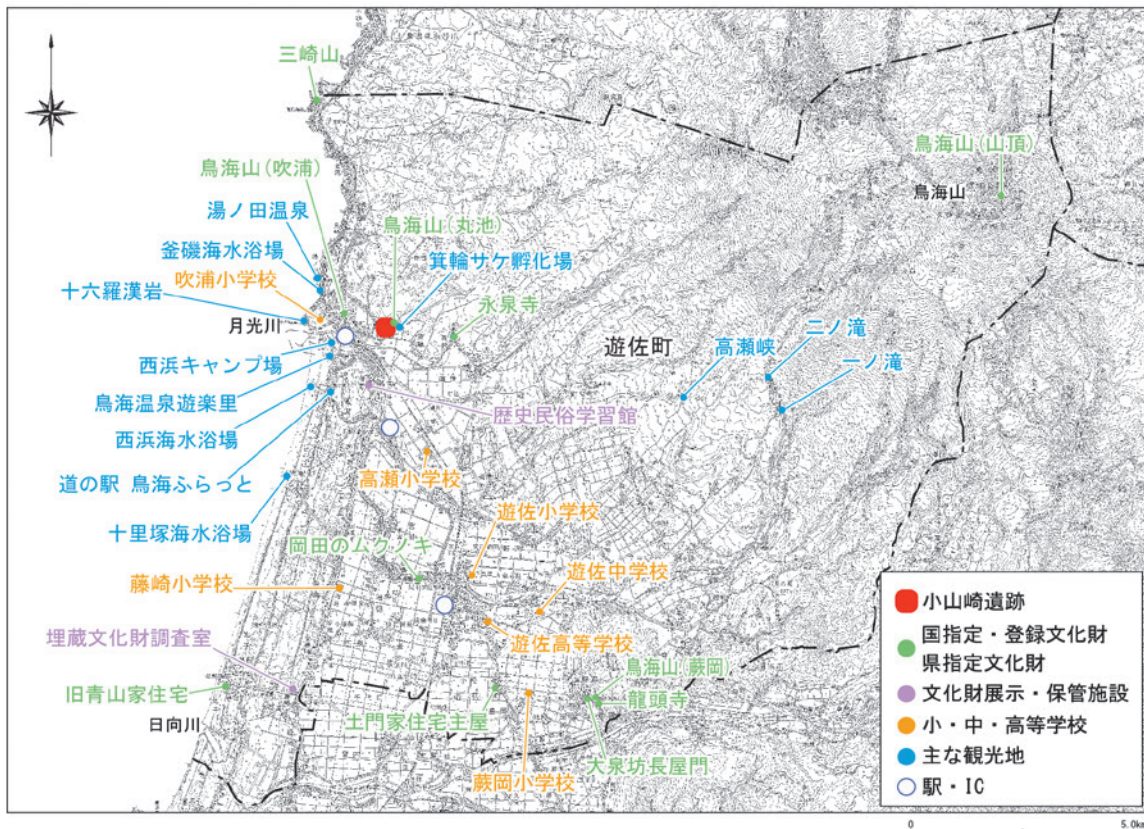


図 25 町内の観光地・文化財（国・県指定、国登録）・文化施設



表 9 国・県指定文化財一覧

番号	指定区分	種別	指定年月日	指定の名称	図 25 での標記 (無形民俗文化財・絵画除く)
1	国	古文書	昭和 12.7.29	鳥海山大物忌神社文書 正平十三年八月三十日 北畠顕信寄進状 1 通 承久二年十二月三日 鎌倉幕府奉行人連署奉書 1 通	鳥海山 (吹浦)
2	国	無形民俗	昭和 53.5.22	杉沢比山	
3	国	無形民俗	平成 11.12.21	遊佐の小正月行事	
4	国	建造物	平成 12.12.4	旧青山家住宅	旧青山家住宅
5	国	史跡	平成 20.3.28	鳥海山	鳥海山 (山頂)・鳥海山 (蕨岡) 鳥海山 (吹浦)・鳥海山 (丸池)
6	国	名勝	平成 27.3.10	おくのほそ道の風景地 三崎 (大師崎)	三崎山
7	国	史跡	令和 2.3.10	小山崎遺跡	
1	県	建造物	昭和 28.8.31	石造九重層塔	永泉寺
2	県	工芸品	昭和 30.10.25	鰐口 暦応五年壬午七月二十六日の銘がある	鳥海山 (吹浦)
3	県	史跡	昭和 28.5.25	吹浦石器時代遺跡	
4	県	天然記念物	昭和 33.3.4	岡田のムクノキ	岡田のムクノキ
5	県	天然記念物	昭和 33.3.4	吹浦三崎山のタブ林	三崎山
6	県	絵画	昭和 38.1.22	紙本著色花鳥図 狩野直信筆	
7	県	絵画	昭和 38.12.20	絹本著色古岳上人像 冷泉為恭筆	
8	県	無形民俗	平成 5.12.3	吹浦田楽舞	
9	県	無形民俗	平成 5.12.3	蕨岡延年	
10	県	天然記念物	平成 26.3.28	永泉寺のハリモミ	永泉寺

表 10 国登録文化財一覧

番号	登録	種別	指定年月日	指定の名称	図 25 での標記
1	国	建造物	平成 10.9.2	土門家住宅主屋	土門家住宅主屋
2	国	建造物	平成 16.6.9	大泉坊長屋門	大泉坊長屋門
3	国	建造物	平成 19.10.2	鳥海山大物忌神社蕨岡口ノ宮 本殿	鳥海山 (蕨岡)
4	国	建造物	平成 19.10.2	鳥海山大物忌神社蕨岡口ノ宮 随神門	
5	国	建造物	平成 19.12.5	鳥海山大物忌神社蕨岡口ノ宮 神楽殿	鳥海山 (吹浦)
6	国	建造物	平成 24.2.23	鳥海山大物忌神社吹浦口ノ宮 本殿	
7	国	建造物	平成 24.2.23	鳥海山大物忌神社吹浦口ノ宮 摂社月山神社本殿	
8	国	建造物	平成 24.2.23	鳥海山大物忌神社吹浦口ノ宮 中門及び廻廊	
9	国	建造物	平成 24.2.23	鳥海山大物忌神社吹浦口ノ宮 後神門及び玉垣	
10	国	建造物	平成 24.2.23	鳥海山大物忌神社吹浦口ノ宮 拝殿及び登廊	
11	国	建造物	平成 24.2.23	鳥海山大物忌神社吹浦口ノ宮 下拝殿	
12	国	建造物	平成 27.11.17	龍頭寺 本殿	龍頭寺
13	国	建造物	平成 27.11.17	龍頭寺 開山堂	
14	国	建造物	平成 27.11.17	龍頭寺 観音堂	

※  は吹浦地区に所在する文化財

表 11 町指定文化財一覧 1

番号	指定区分	種別	指定年月日	指定の名称
1	町	彫刻	昭和 49.10.1	御嶽神社の仏頭
2	町	彫刻	昭和 49.10.1	御嶽神社の神立像
3	町	彫刻	昭和 49.10.1	松葉寺の薬師如来座像
4	町	彫刻	昭和 49.10.1	松葉寺の阿弥陀如来座像
5	町	彫刻	昭和 49.10.1	十二天版木
6	町	考古資料	昭和 49.10.1	佐藤藤蔵翁収集の石鏃類
7	町	考古資料	昭和 49.10.1	村上専之助の石器類
8	町	考古資料	昭和 49.10.1	須恵器波状文片口（祝部式）
9	町	考古資料	昭和 49.10.1	古瀬戸水滴
10	町	工芸品	昭和 49.10.1	鉄製あぶみ
11	町	史跡	昭和 49.10.1	神矢田遺跡
12	町	天然記念物	昭和 49.10.1	下居堂のトチノキ
13	町	天然記念物	昭和 49.10.1	山崎のハゴイタマノキ
14	町	天然記念物	昭和 49.10.1	小野曾の千本杉
15	町	天然記念物	昭和 49.10.1	御嶽神社のシロダモの自然林
16	町	彫刻	昭和 49.12.22	龍頭寺の阿弥陀如来座像
17	町	彫刻	昭和 49.12.22	安養寺の阿弥陀如来座像
18	町	工芸品	昭和 49.12.22	安養寺の雲版
19	町	考古資料	昭和 49.12.22	須恵器叩き文横瓶
20	町	考古資料	昭和 49.12.22	須恵器波状文水差
21	町	天然記念物	昭和 49.12.22	岡田のモチノキ
22	町	天然記念物	昭和 51.7.21	女鹿のタブノキとヤブツバキの混生林
23	町	無形民俗	昭和 51.10.1	女鹿日山
24	町	無形民俗	昭和 51.10.1	樽川神代神楽
25	町	無形民俗	昭和 51.10.1	内ノ目おかめ神楽
26	町	考古資料	昭和 56.8.1	上寺の蔵王権現碑
27	町	考古資料	昭和 56.8.1	杉沢の松木塔
28	町	建造物	昭和 56.8.1	八日町の享保梵字 大日如来真言塔
29	町	建造物	昭和 56.8.1	石燈籠
30	町	天然記念物	昭和 56.8.1	白井新田のハツショウトンボ棲息地
31	町	天然記念物	昭和 56.8.1	丸池神社の池・社叢
32	町	工芸品	平成 4.3.25	氷心子秀世鍛刀
33	町	書跡	平成 6.6.20	勝海舟書扁額
34	町	古文書	平成 6.6.20	御嶽神社の最上義光寄進状
35	町	天然記念物	平成 6.6.20	岩野のツバキ
36	町	天然記念物	平成 6.6.20	藤井のエドヒガン
37	町	史跡	平成 7.6.22	大楯遺跡
38	町	天然記念物	平成 7.12.22	上寺山本坊のツバキ
39	町	建造物	平成 8.7.17	大組頭齋藤家住宅
40	町	古文書	平成 11.4.26	武藤義興裁許状北目長中宛
41	町	古文書	平成 11.4.26	北目修理進宛土佐林禅棟書状
42	町	歴史資料	平成 11.4.26	鳥海山領境争い絵図並びに裁決文
43	町	歴史資料	平成 11.4.26	鳥海山張抜
44	町	典籍	平成 12.4.8	大宝積経（不動如来会）
45	町	彫刻	平成 14.1.16	龍頭寺の地藏菩薩立像
46	町	彫刻	平成 14.1.16	龍頭寺の薬師如来坐像
47	町	彫刻	平成 14.1.16	龍頭寺の金剛力士（仁王）立像
48	町	彫刻	平成 14.1.16	龍頭寺の十一面観音立像
49	町	彫刻	平成 14.1.16	龍頭寺の毘沙門天立像
50	町	彫刻	平成 14.1.16	龍頭寺の不動明王立像
51	町	工芸品	平成 14.1.16	黒漆厨子
52	町	絵画	平成 15.3.25	諏訪神社の船絵馬
53	町	絵画	平成 15.3.25	鳥海山大物忌神社の船絵馬

※  は吹浦地区に所在する文化財

表 12 町指定文化財一覧 2

番号	指定区分	種別	指定年月日	指定の名称
54	町	絵画	平成 15.3.25	薬師神社の船絵馬
55	町	工芸品	平成 15.3.25	龍頭
56	町	工芸品	平成 15.3.25	二十四孝（格天井絵）
57	町	史跡	平成 15.3.25	蚕桑の養蚕長屋跡
58	町	史跡	平成 15.3.25	蚕桑の御霊屋
59	町	彫刻	平成 15.3.25	永泉寺の韋駄天立像
60	町	彫刻	平成 15.3.25	永泉寺の虚空蔵菩薩立像
61	町	彫刻	平成 15.3.25	永泉寺の玄翁禪師座像
62	町	考古資料	平成 15.3.25	木製経筒
63	町	考古資料	平成 15.3.25	須恵器斜線叩き文広口壺
64	町	考古資料	平成 15.3.25	四足獣石皿
65	町	絵画	平成 16.4.28	船玉神社の船絵馬
66	町	絵画	平成 16.4.28	稻荷神社の船絵馬
67	町	彫刻	平成 16.4.28	劔積寺の薬師三尊像
68	町	工芸品	平成 16.4.28	玉藻前の簾
69	町	古文書	平成 16.4.28	永泉寺の最上義光寄進状
70	町	古文書	平成 16.4.28	慶長検地帳
71	町	考古資料	平成 16.4.28	片口
72	町	天然記念物	平成 16.4.28	丸子の社叢 ※指定解除
73	町	建造物	平成 16.12.22	荘照居成神社
74	町	絵画	平成 16.12.22	極楽曼陀羅図
75	町	絵画	平成 16.12.22	十六羅漢図
76	町	絵画	平成 16.12.22	玄翁禪師殺生石破碎図
77	町	工芸品	平成 16.12.22	玄翁禪師の御杖、御念珠、笈、下駄
78	町	工芸品	平成 16.12.22	永泉寺の雲版
79	町	工芸品	平成 16.12.22	永泉寺の魚鼓
80	町	書跡	平成 16.12.22	一休禪師御真書
81	町	古文書	平成 16.12.22	佐藤藤佐書状
82	町	古文書	平成 16.12.22	開拓神・諏訪大明神勧請に関わる文書
83	町	古文書	平成 16.12.22	鳥海山御神領帳
84	町	古文書	平成 16.12.22	両所山佛供田畠・寺居屋敷検地帳
85	町	考古資料	平成 16.12.22	擦切磨製石斧
86	町	考古資料	平成 16.12.22	縄文イヌ頭骨
87	町	歴史資料	平成 16.12.22	佐藤政養資料
88	町	天然記念物	平成 16.12.22	六日町深山神社の大櫨群
89	町	天然記念物	平成 16.12.22	大物忌神社蔵岡口ノ宮低地ブナ自然林
90	町	建造物	平成 18.3.30	宝篋印塔
91	町	彫刻	平成 18.3.30	修験行者神像（鳥海山大物忌神社蔵岡口ノ宮）
92	町	絵画	平成 18.3.30	天保お据わり祝い絵巻
93	町	天然記念物	平成 18.3.30	永泉寺の龍灯杉
94	町	無形民俗	平成 18.3.30	横町神代神楽
95	町	彫刻	平成 18.3.30	十六羅漢岩
96	町	歴史資料	平成 19.3.29	文庵日記
97	町	歴史資料	平成 19.3.29	遊月社、賞月社の文芸資料
98	町	工芸品	平成 19.3.29	新徴組肝煎 中川一の鍵
99	町	工芸品	平成 19.3.29	「羽州第一古霊場曹洞宗永泉寺真景」版木
100	町	古文書	平成 20.3.24	北目大組頭御用留帳
101	町	古文書	平成 20.3.24	天保義挙文隣記
102	町	有形民俗	平成 20.3.24	遊佐刺し子仕様 櫛曳き法被
103	町	典籍	平成 21.3.23	黄檗宗鉄眼版一切経
104	町	絵画	平成 21.3.23	堀文葦筆紙本着色飛天図
105	町	歴史資料	平成 21.3.23	「曾根原六藏翁西濱山植付之圖」折本一冊
106	町	無形民俗	平成 29.3.22	平津の弥皿行事
107	町	天然記念物	平成 31.3.28	山崎のエノキ

※   は吹浦地区に所在する文化財



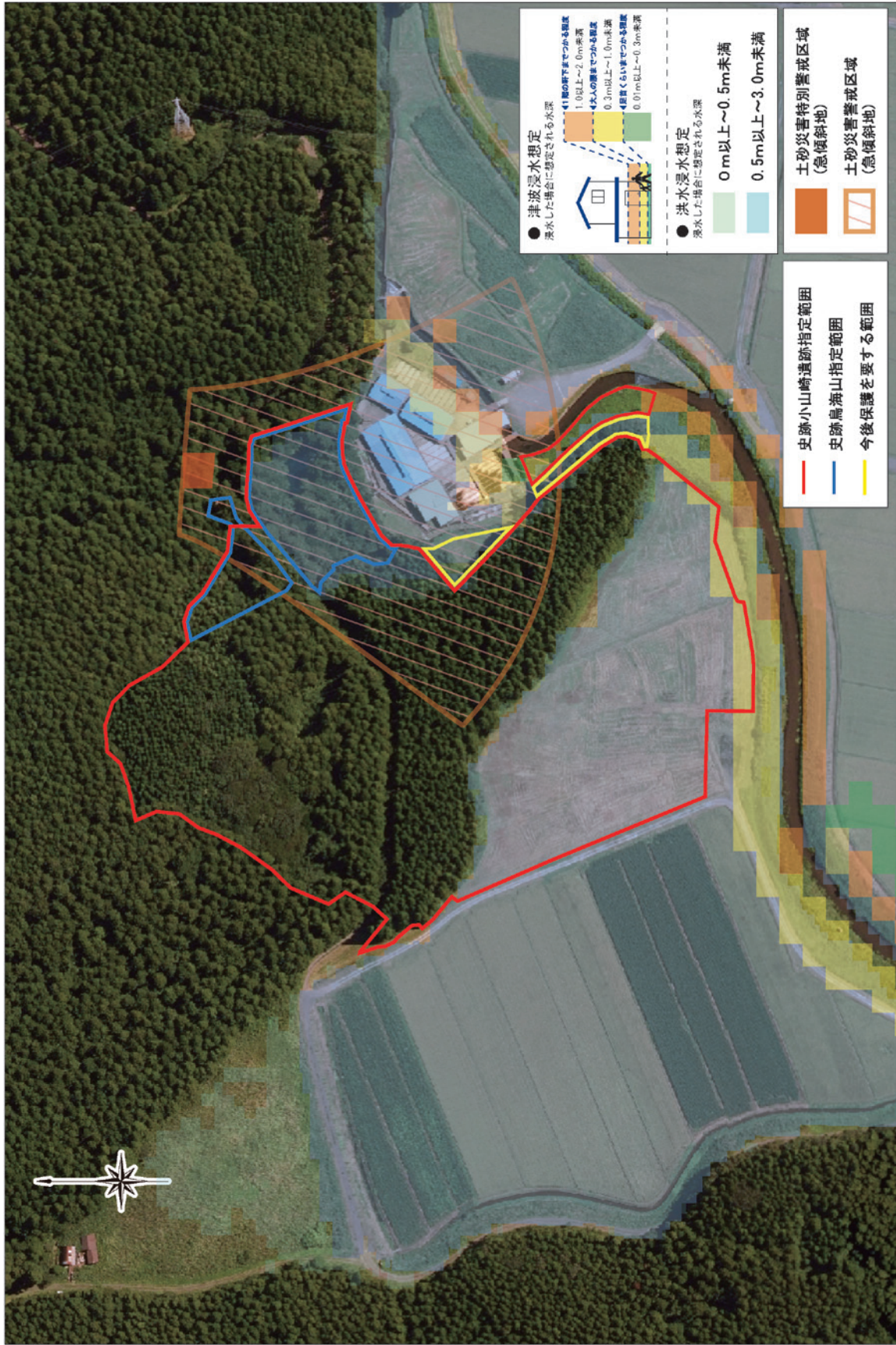


図 26 ハザードマップ (史跡周辺)







## 5. 関連法令（表 13. 図 28）

小山崎遺跡及び周辺にかかる主な法令には以下のものがある。

### (1) 文化財保護法

#### ① 史跡（小山崎遺跡、鳥海山）

法第 125 条により、史跡指定地内においてその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合は、文化庁長官等の許可が必要となる。具体的には次の事項が該当する。

- ア. 鉄道用地・道路の管理のための修繕、改修工事
- イ. 公園などの管理のための修繕、改修工事
- ウ. 建築物・構造物の新築、増築、改築、移転又は除去
- エ. 工作物の新築、増築、改築、移転又は除去
- オ. 造成（土地の掘削、盛土、切土）や水面埋め立てなどの地形の改変
- カ. 木竹の伐採、植栽
- キ. 地中埋設物の設置、撤去
- ク. 建築物・工作物などの色彩の変更
- ケ. 発掘調査及び保存整備
- コ. その他史跡の保存に影響を及ぼす行為

#### ② 周知の埋蔵文化財包蔵地

法第 92～94 条により、土木工事その他埋蔵文化財の発掘をしようとする場合、文化庁長官に届け出なければならない。

### (2) 自然公園法（鳥海国定公園）

小山崎遺跡及びその周辺は鳥海国定公園の区域内に指定されており、区域区分に応じた規制がある。

#### ① 特別地域（第 2 種・第 3 種）

丸池周辺（鳥海山大物忌神社所有地）は第 2 種特別地域に、その他史跡周辺は第 3 種特別地域に指定されており、法第 20 条により次に掲げる行為を行う場合、都道府県知事の許可を得なければならない。

- ア. 工作物の新築、改築、増築
- イ. 木竹伐採
- ウ. 指定地域での木竹の損傷
- エ. 鉱物や土石の採取
- オ. 河川、湖沼の水位・水量の増減
- カ. 指定湖沼への汚水の排出等
- キ. 広告物の設置等
- ク. 指定する物の集積又は貯蔵
- ケ. 水面の埋め立て等
- コ. 土地の形状変更

- サ. 指定植物の採取等
- シ. 指定区域での指定植物の植栽・播種
- ス. 指定動物の捕獲等
- セ. 指定区域での指定動物の放出
- ソ. 屋根・壁面等の色彩の変更
- タ. 指定する区域への立ち入り
- チ. 指定区域での車馬等の乗り入れ
- ツ. 政令（県規則）で定める行為

## ② 普通地域

小山崎遺跡周辺には普通地域に指定されている場所があり、法第33条により次に掲げる行為を行う場合、都道府県知事へ届け出なければならない。

- ア. 一定の規模を超える工作物の新築、改築、増築
- イ. 特別地域内の河川、湖沼の水位・水量に増減を及ぼすもの
- ウ. 広告物等の設置等
- エ. 水面の埋め立て、干拓
- オ. 鉱物や土石の採取
- カ. 土地の形状変更
- キ. 海底の形状変更

## ③ 森林法

地域森林計画対象民有林に指定されている森林の伐採及び造林を行う場合、法第10条の8により市町村長に届け出なければならない。

## ④ 農地法

小山崎遺跡の一部及びその周辺には、水田や登記地目が田となっている土地が存在し、農地法により次のとおり規制がある。

### ① 権利移動の制限（法第3条）

所有権移転、使用及び収益を目的とする権利を設定、若しくは移転する場合、農業委員会の許可を得なければならない。

### ② 農地転用の制限（法第4条）

農地を農地以外のものにする場合、都道府県知事の許可を得なければならない。

### ③ 農地転用のための権利移動の制限（法第5条）

農地を農地以外のものにするため、これらの土地について使用及び収益を目的とする権利を設定し、又は移転する場合、都道府県知事の許可を得なければならない。

### ④ 農業振興地域の整備に関する法律

小山崎遺跡周辺の水田地帯は、農振法により農業振興地域（農用地区域）に指定されており、法第15条の2により開発行為（宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築）をしようとする場合、都道府県知事の許可を得なければならない。

## (5) 景観法・山形県景観条例

遊佐町全域は景観法の定める景観計画区域内となっており、法第16条により、大規模行為（一定の規模以上の建築物・工作物の新・増・改築、色彩の変更等。一定の規模以上の開発行為、屋外における土石等の堆積、土地の形質の変更、水面の埋立干拓）を行う場合、都道府県知事に届け出なければならない。

## (6) 都市計画法

小山崎遺跡西側は、都市計画区域（非線引き区域）に指定されており、法第29条により、一定の規模以上の開発行為を行う場合、都道府県知事の許可が必要となる。

## (7) 遊佐町の健全な水循環を保全するための条例

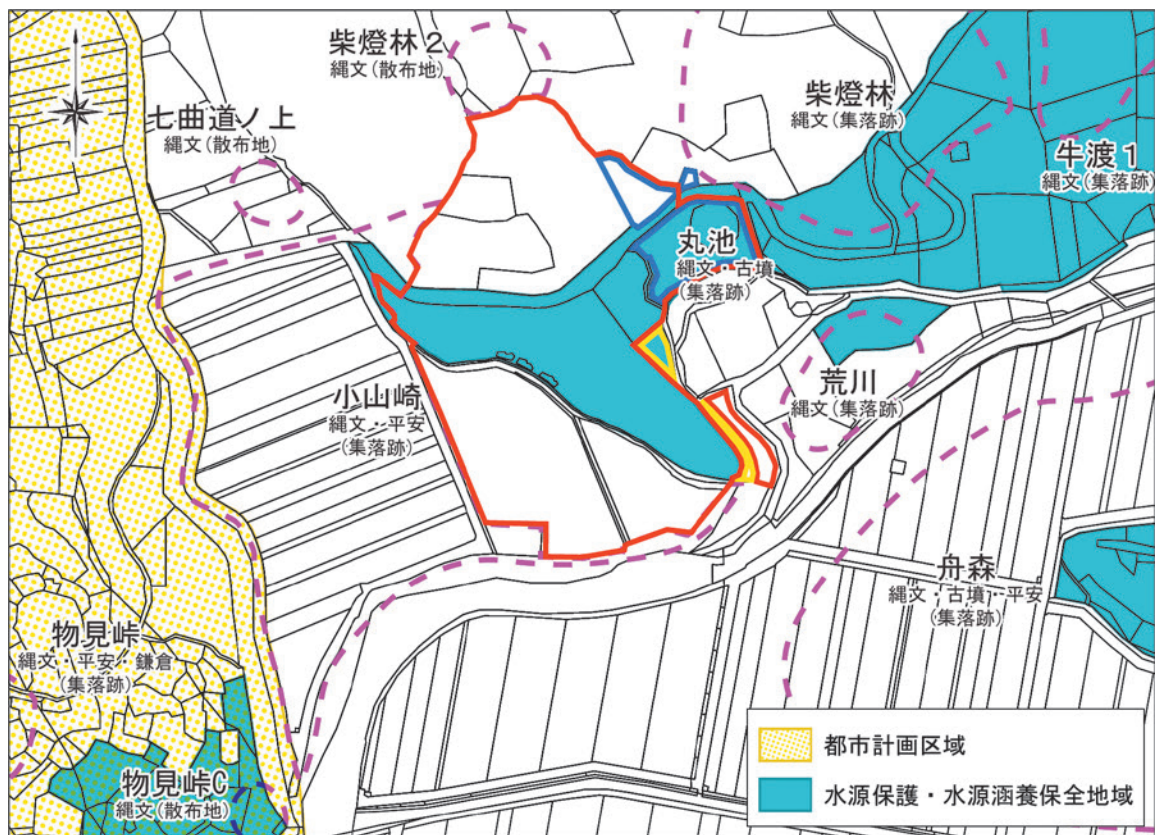
史跡内の舌状台地部及び丸池周辺のほか、遺跡周辺には水源保護地域及び水源涵養保全地域に指定されている地域があり、条例第14条により、開発行為を行おうとする場合は、事前に町長へ届け出て協議しなければならない。

表 13 史跡周辺の関係法令一覧

区域等	法令	許可等を要する行為等		許可権限者等
史跡：小山崎遺跡	文化財保護法	現状変更等の行為		文化庁長官の許可等
史跡：鳥海山	文化財保護法	現状変更等の行為		文化庁長官の許可等
周知の埋蔵文化財包蔵地	文化財保護法	発掘しようとする場合		文化庁長官に届出
国定公園（第2・3種特別地域）	自然公園法	工作物の新築・増築・改築、木竹伐採、広告物の設置、水面の埋立、土地の形状変更等		知事の許可
地域森林計画対象民有林	森林法	立木の伐採及び伐採後の造林を行う場合		町長に届出
農地	農地法	農地等の権利移動	所有権移転、使用及び収益を目的とする権利を設定、若しくは移転する場合	農業委員会の許可
		農地転用	農地を農地以外にする場合	知事の許可
		農地転用のための権利移動	農地を農地以外のものにするため、これらの土地について使用及び収益を目的とする権利を設定し、又は移転する場合	
景観計画区域	景観法 山形県景観条例	大規模行為（一定の規模以上の建築物・工作物の新・増・改築、色彩の変更等。一定の規模以上の開発行為、屋外における土石等の堆積、土地の形質の変更、水面の埋立干拓）を行う場合		知事に届出
法定外公共物（道路・水路）	遊佐町法定外公共財産の管理及び処分に関する条例	法定外公共物の敷地又はその上空若しくは地下に、工作物その他の物件の設置等の行為を行う場合		町長の許可
水源保護地域・水源涵養保全地域	山形県水資源保全条例	所有権移転	契約者の一方又は双方が国又は地方公共団体である場合、届出不要	知事に届出
	遊佐町の健全な水循環を保全するための条例	開発行為	公共事業の場合、規制等は無し	町長の許可
農業振興地域（農用地区域）	農業振興地域の整備に関する法律	開発行為（宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築）をしようとする場合		知事の許可
国定公園（普通地域）	自然公園法	一定の規模を超える工作物の新築・改築・増築、広告物の設置、水面の埋立・干拓、土地の形状変更等		知事に届出
都市計画区域（非線引き区域）	都市計画法	3000㎡以上の開発行為を行う場合		知事の許可
町道	道路法	工作物・物件・施設等の設置、継続的な道路使用行為を行う場合		町長の許可

※            は小山崎遺跡の史跡指定範囲に直接関わる法令、その他は計画範囲内に関わる法令





- 史跡（小山崎）
- 今後保護を要する範囲
- 史跡（鳥海山）
- 周知の埋蔵文化財包蔵地

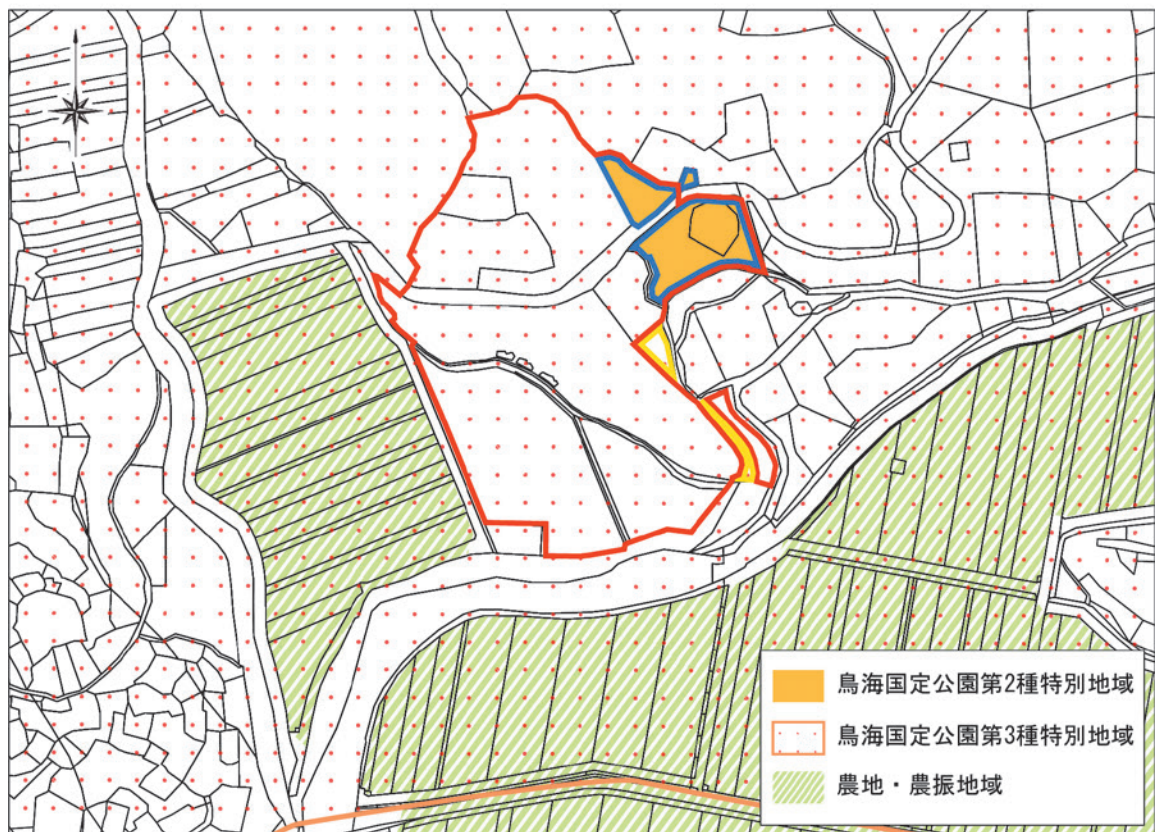


図 28 史跡周辺の法規制状況

## 第4章 史跡の本質的価値

### 第1節 本質的価値

史跡小山崎遺跡の持つ本質的価値は大きく以下の5点にまとめられる。

#### 1. 良好な保存状態の有機質遺構・遺物が豊富

地下水により有機質の遺構・遺物が良好な状態で保存されている。水辺遺構の部材のほか、漆工関連遺物、木製品・骨角器などの生活道具、動植物遺存体が出土し、花粉・珪藻の微化石も豊富である。これらの資料からは、当時の生活の細部や自然環境に関する情報を得ることができる。

動物質および植物質の遺存体がともに多量に出土する縄文時代遺跡は全国でも少なく、被熱痕がない微小魚骨までも出土する点は貝塚の少ない北陸から東北地方日本海側において、きわめて貴重な遺跡といえる。

#### 2. 古環境に連動して変化する人間活動の累積

遺跡内では地点を変えつつ、早期から晩期にわたる遺構・遺物が確認され、長期にわたり繰り返し利用されていたことがわかる。中期末以降は活動の中心が低地東部から低地西部に移り、水辺遺構の構築・利用がはじまった。

また、遺跡低地部は海進・海退の影響を受け、早期から前期までは潟湖もしくは干潟だったが、中期末以降に湿地に変化したと推定されている。

この環境変化が契機となり、居住域の移動と水辺環境の整備が行われたと想定され、古環境に連動して変化する人間活動を時期別に追うことができる。すなわち、海水準変動に縄文時代の人々がどう対応したかの実態を知る上で重要な遺跡である。

#### 3. 居住域と水辺遺構、それらをつなぐ道などの一体的な残存

斜面部居住域には、中期末と後期前葉から後葉までの竪穴建物跡がある。一方、低地部の捨て場を含む水辺では、中期末から晩期前葉までの土器が出土している。このことから、居住域と水辺遺構とがその時期を通して同時に機能したことが明らかである。特に水辺遺構の整備が進むにつれ、居住域の中心が水辺寄りに移ることは両者の一体性を示している。

また、本史跡の水辺遺構は、斜面部の居住域と低地部の水辺を結ぶ道および付設する作業場という性格が明確であり、縄文時代の好例といえる。

#### 4. 水辺における土木工事の実態

水辺遺構はその構造から地盤の状況に合わせて工事されたことがわかる。木材による基礎の上に石敷きの道と作業場を造成し、川の近傍では路肩補強・護岸のための木杭が打込まれていた。さらに道部分では、石敷きの上に一部舗装と考えられる粘土が確認されている。構築に必要な多量の石材や大型木材を集め、搬入するためには多くの労働力が必要である。加えて、規模や構造、居住域との関係からも水辺遺構が組織的かつ計画的な協働ともいえる集団行動により構築されたことが推定される。

#### 5. 指定地内の良好な景観・環境

本史跡は舌状台地を中心として、縄文時代から存在する丸池、背景となる斜面地の山林、



低地部には潜在的な水辺の風景を感じさせる湿地が広がっている。

本史跡には竪穴建物と水辺遺構などの主要な遺構とともに、一体的な集落景観を構成していた往時からの地形と湧水環境までもが良好に残されている。

## 第2節 副次的な価値

副次的な価値として、現代まで継承された立地条件と保全された周辺環境が挙げられる。

史跡付近は海・山・川・平地と異なる地形が集中する恵まれた立地であることから、植物・動物の多様性をもたらし、交流の利便性も高かったと考えられる。このことは、遺跡から出土した動植物遺存体や遠隔地産の石材等からもうかがい知ることができる。

加えて、史跡に隣接する牛渡川は、サケが遡上する河川として良好に保全されている。明治時代末期にはサケの人工ふ化がはじまるが、江戸時代に庄内藩によりサケの種川として資源管理されていた歴史もある。史跡の縄文時代の地層からも焼けたサケ骨が確認されており、縄文から現在まで連綿と続いてきたこの地域での暮らしと水、さらに湧水に依存するサケとのかかわりを伝えている。

また、遺跡低地部は、東から北に舌状台地、南西に物見峠があり、周囲より一段低くなっている。そのため、周辺に水田や牛渡川の堤防、電柱や鉄塔が数本あるものの、低地部からの眺望景観としては、豊かな緑も維持されており、それらの人工的な構造物はそれほど目立たず、大きな違和感はない。

これらの立地・環境は本史跡がこの地に営まれた背景を理解する上で重要である。

## 第3節 構成要素

本史跡は様々な要素で構成される。そのため、保存活用の方針とそれに基づく現状変更等に対する取扱い基準を策定することを目的に、史跡やその周辺地域を構成する要素を明確にし、整理する。

まず、「1. 史跡（指定候補地含む）を構成する要素」と「2. 指定地の周辺地域を構成する要素」に大別した。次に「1. 史跡（指定候補地含む）を構成する要素」を「(1) 本質的価値を構成する要素」と「(2) その他の要素」に区分し、「(2) その他の要素」をさらに「① 史跡の価値及び保存活用に寄与する要素」と、「② 史跡の価値及び保存活用に寄与しない要素」に分類した。なお、本史跡の指定地内にある史跡鳥海山丸池地区の構成要素は、本史跡の構成要素でもある。そのため、本計画書ではこれらについて、『史跡鳥海山保存管理計画書』に記載されているものから、現地で確認できないものを除いた上で、各要素を本史跡の基準に従って分類した。

また、「2. 指定地の周辺地域を構成する要素」は、「(1) 史跡の価値及び保存活用に寄与する要素」と「(2) 史跡の価値及び保存活用に寄与しない要素」に区分した。

### 1. 史跡（指定候補地含む）を構成する要素（表14. 図29.30）

#### (1) 本質的価値を構成する要素

本要素としては、縄文時代の遺構・遺物のほか、地形や豊富な地下水が挙げられる。史跡

内には水辺遺構や竪穴建物跡をはじめとした様々な遺構とともに、多数の土器・石器のほか、微化石を含めた有機質の遺物が地下に埋蔵されている。そして、それらを良好な状態で保存している地下水や、縄文時代に一体的に集落景観を構成していた丸池をはじめとした自然地形についてもまた欠くことのできない要素である。

## (2) その他の要素

### ① 史跡の価値及び保存活用に寄与する要素

本要素としては、史跡と同じ縄文時代の遺跡のほか、史跡鳥海山丸池地区の構成要素でもある神社関係の施設や工作物、高倉林道などが挙げられる。

指定地内には本史跡と同じ縄文時代の遺跡である丸池遺跡と柴燈林2遺跡の一部が含まれる。今後の調査・研究によって、本史跡との関係や、小山崎遺跡を取り巻く当時の環境に迫ることができるものと期待される。

その他、鳥海山大物忌神社末社丸池神社本殿や境内地・史跡であることを示す工作物、裸地化対策として丸池を囲むロープ、丸池から低地部へ続く道路の一部をなす高倉林道は、史跡の保存管理に有益である。

### ② 史跡の価値及び保存活用に寄与しない要素

本要素としては、指定地内にある現代的な人工物や植林されたスギ・タケが挙げられる。

指定地内には電柱のほか、現在は使われていない水路が存在する。また、植林されたスギ林は、長い間手入れがされていないことから発達した森林となっている。高標高地の一部を占めるタケ林も、ほぼ管理されていない状態である。これらは、土砂災害防止や周辺景観の緑化に一定程度寄与しているともいえる。

## 2. 指定地の周辺地域を構成する要素（表15、図31.32）

### (1) 史跡の価値及び保存活用に寄与する要素

本要素としては、史跡と同じ縄文時代遺跡や来訪者のための便益施設・看板などの構築物、史跡を取り巻く自然環境が挙げられる。

指定地周辺は縄文時代遺跡の分布が集中する地域である。なかでも、隣接する柴燈林遺跡は、本史跡と深く関連すると考えられる。これらの遺跡は今後の調査により史跡の価値を深める可能性を持つ。

遺跡以外には、来訪者のための駐車場や仮設トイレ、史跡・日本ジオパーク・周辺案内などの看板がある。また、違和感のある人工物を遮蔽し景観を保つ周辺地形やサケが遡上する牛渡川、その環境を維持している箕輪鮭漁業生産組合も本要素に含まれる。

### (2) 史跡の価値及び保存活用に寄与しない要素

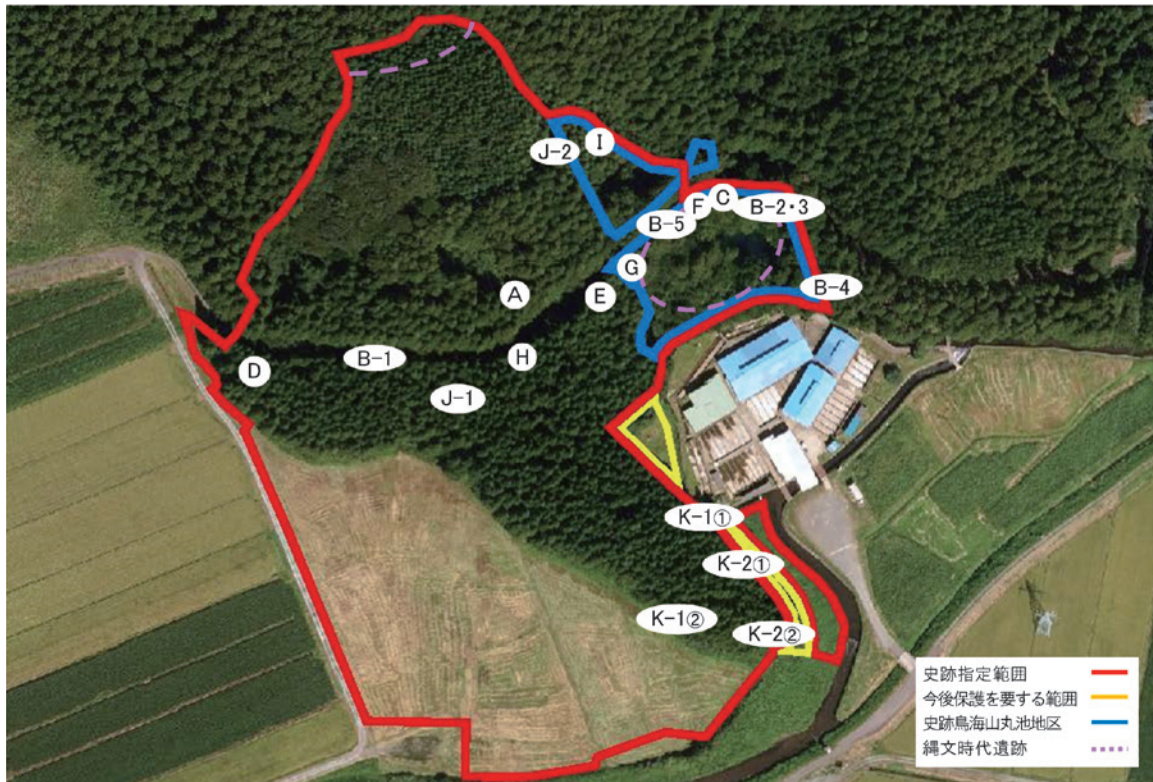
本要素としては低地部から見える水田や鉄塔、電柱などの人工物が挙げられる。さらに、遺跡西側では日本海沿岸東北自動車道の建設が予定されている。計画によると遺跡付近までは橋脚だが、物見峠以北は切土工で林の中を通る予定である。高速道路は史跡西側の視界には入らないが、南西方向の視界に入ることから、水田や鉄塔と異なり大きな違和感があることが予想される。



表 14 史跡（指定候補地含む）を構成する要素

区分	要素	具体例	
本質的価値を構成する要素	地下に埋蔵する遺構・遺物	遺構（水辺遺構・竪穴建物群・捨て場・地点貝塚・ドングリ（コナラ）集積） 遺物（土器・石器・木製品・漆製品・骨角器・動植物遺存体・微化石）	
	地形・環境	地形、 <span style="background-color: #cccccc;">丸池（丸池遺跡）</span> 、 地下水位	
その他の要素	柴燈林 2 遺跡（一部）		
	樹木	A：落葉広葉樹	
	便益施設等	B：高倉林道、解説板、標柱等	
	史跡の価値及び保存活用に寄与する要素	鳥海山大物忌神社末社 丸池神社の関連施設	C：境外末社丸池神社 本殿
			D：石灯籠
			E：社標（石柱）
			F：禁足地の杭
			G：手水場
	参道の杉並木	H	
	古四王神社	I	
史跡の価値及び保存活用に寄与しない要素	植林など	J：スギ林、タケ林	
人工物	K：旧水路、電柱		

※            は史跡鳥海山丸池地区の構成要素と重複  
 ※ A～Kは図 29. 30 上での位置を示している



各要素の位置



A 落葉広葉樹



B-1 高倉林道



B-2 丸池様の解説板



B-3 町指定天然記念物の標柱



B-4 動植物採取禁止の注意書き



B-5 裸地化対策のロープと注意書き

図 29 指定地内のその他の要素 1





C 境外末社丸池神社 本殿



D 石灯籠



E 社標(石柱)



F 禁足地の杭



G 手水場



H 参道の杉並木



I 古四王神社



J-1 スギ林



J-2 竹林



K-1 ① 旧水路(ふ化場側)



K-1 ② 旧水路(低地側)



K-2 ① 電柱



K-2 ② 電柱

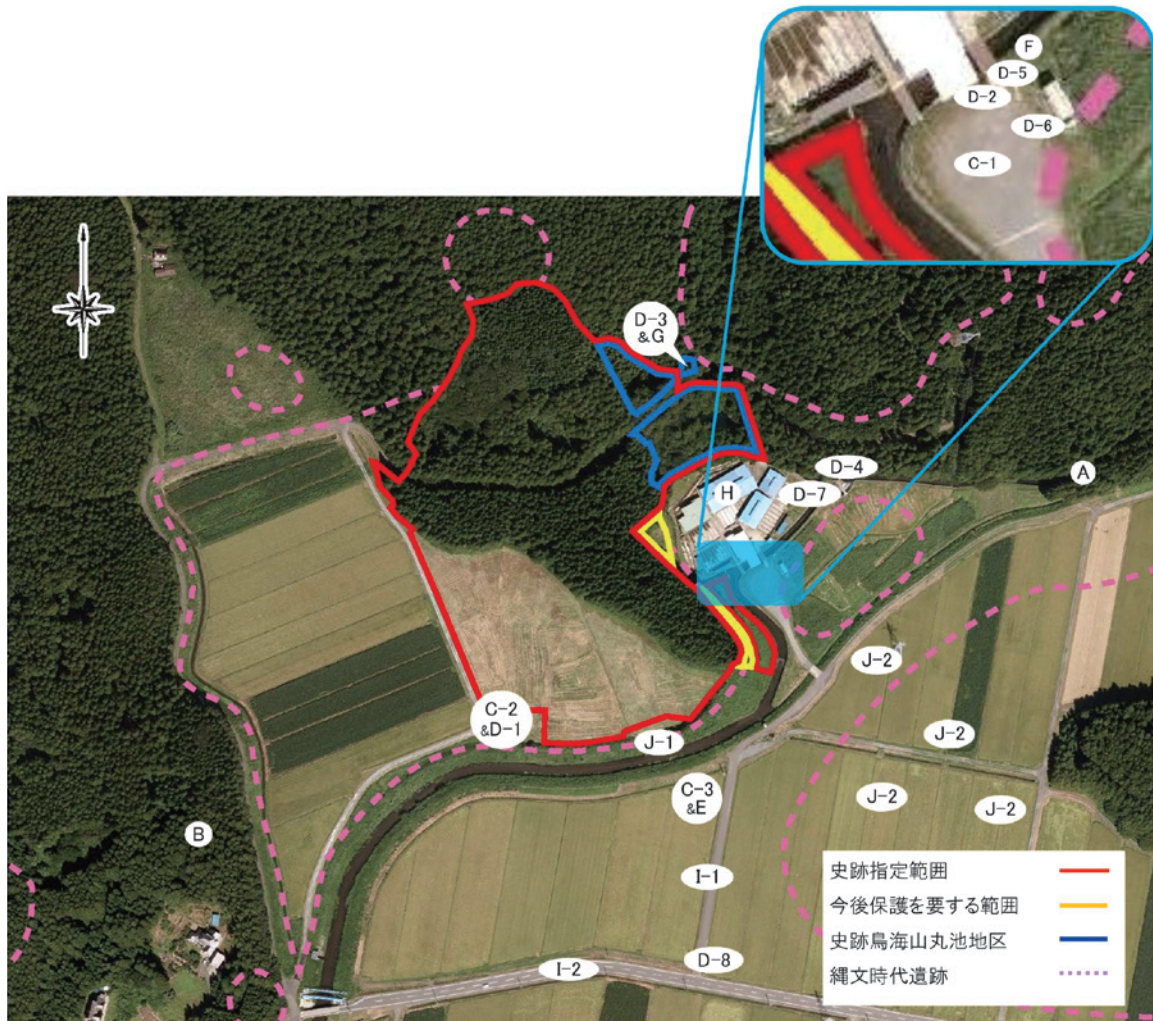
図 30 指定地内のその他の要素2



表 15 指定地の周辺地域（史跡を中心に南北500m、東西700m）を構成する要素

区分	要素	具体例
史跡の価値及び 保存活用に 寄与する要素	縄文時代遺跡	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定地外の小山崎遺跡</li> <li>・ 指定地外の柴燈林 2 遺跡</li> <li>・ 柴燈林遺跡</li> <li>・ 七曲道ノ上遺跡</li> <li>・ 物見峠 C 遺跡</li> <li>・ 物見峠遺跡</li> <li>・ 舟森遺跡</li> <li>・ 物見峠 B 遺跡</li> <li>・ 荒川遺跡</li> <li>・ 牛渡 1 遺跡</li> </ul>
		※各遺跡の位置については図 23 参照
	地形	A：牛渡川 B：物見峠
	便益施設	C：駐車場 ①箕輪鮭漁業生産組合駐車場： 個人所有地 ②遺跡低地側駐車場：町有地 ③バス駐車場：町有地 D：看板・標柱等（小山崎遺跡、牛渡川、 ジオパーク、周辺案内、丸池など） E：仮設トイレ F：赤外線カウンター
	鳥海山大物忌神社末社 丸池神社の関連施設	G：境外末社丸池神社 拜殿
	関連施設	H：箕輪鮭漁業生産組合
史跡の価値 及び保存活用に 寄与しない要素	耕作地	水田
	道路及びその他 の人工物	I：町道箕輪・赤坂線、 町道船森線、農道、 近隣を通る日本海沿岸東北 自動車道（予定） J：牛渡川堤防 鉄塔・電線・電柱

※A～Jは図31. 32上での位置を示している



各要素の位置



A 牛渡川



B 物見峠



C-1 箕輪鮭漁業生産組合駐車場



C-2 遺跡低地側駐車場



C-3 バス駐車場

図 31 指定地の周辺地域を構成する要素 1





D-1 小山崎遺跡解説板



D-2 県選定名水標柱



D-3 県選定景観看板



D-4 牛渡川への誘導看板



D-5 ジオパーク解説板



D-6 周辺案内図看板



D-7 丸池様への誘導看板



D-8 誘導看板



E 仮設トイレ



F 赤外線カウンター



G 境外末社丸池神社 拝殿



H 箕輪鮭漁業生産組合



I-1 町道船森線



I-2 町道箕輪・赤坂線



J-1 牛渡川堤防



J-2 遺跡低地部から見える鉄塔・電線・電柱

図 32 指定地の周辺地域を構成する要素2



## 第5章 史跡の保存活用に関する基本的な考え方

### 第1節 大綱

小山崎遺跡には、私たちに豊富な歴史情報を提供してくれる貴重な遺構・遺物が残され、縄文時代から存在する丸池や人工物の目立たない景観のほか、立地と環境も保全されている。これまで、その特徴から「現代に伝わる縄文のくらし・風景」をテーマに事業を展開してきた。

様々な人々の理解と支援により史跡の保存が図られてきたが、豊富な考古資料を守り伝えてきた地下水と縄文のくらし・風景を感じさせる周辺景観を維持するためにも、さらに住民の文化財保護意識の向上を図る必要がある。したがって、史跡指定後も町内外の多くの人々に積極的に小山崎遺跡の保存・活用に関わってもらい、史跡の価値・魅力を未来に残し伝えることを目指す。そのためのコンセプトを「みんなで未来に伝える 縄文のくらし・風景」とし、保存・活用・整備・運営体制についての基本方針を次節のように設定する。

### 第2節 基本方針

#### (1) 保存

調査・研究によって遺跡の内容解明を進め、保存措置を講じて、価値を確実に次世代へ伝える。また、地下に埋蔵された遺構・遺物はもとより、周辺環境と景観の保全についても、地域住民等の理解と協力を得られるように努める。

#### (2) 活用

個々の関心に応じた情報発信・普及啓発事業を行い、史跡の価値や魅力について広く人々と共有する。周辺の文化財・観光地・自然環境と関連付けた活用事業により、地域の魅力を再発見し、まちづくりに寄与する。

#### (3) 整備

自然豊かな景観を活かし、史跡の本質的価値のほか、遺跡がこの地に営まれた背景までを理解できるような表現に努める。地域住民の意見を取り入れ、誰もが利用しやすい空間となるよう、段階的に整備を進める。

#### (4) 運営・体制

関連機関との連携により円滑な事業の推進を行う。また、管理団体である遊佐町と地域住民による協働の仕組みづくりを行い、運営体制の拡充を図る。

## 第6章 保存

### 第1節 現状と課題

遊佐町が管理団体として、指定地の維持管理、遺構・遺物の保護にあたっている。

#### 1. 史跡の追加指定と町有地化

令和2年に国の史跡に指定されたが、調整が必要で未指定の場所があるため、継続した協議が必要である。また、史跡指定地の約54%が民有地であり、史跡の適切な保存と効果的な活用・整備の観点から、指定地内の民有地の町有地化が望ましい。

#### 2. 土地の取扱い基準の設定

指定地内は文化財保護法により現状変更は許可制となっている。また、指定地外の小山崎遺跡を含めた周知の埋蔵文化財包蔵地における、土木工事等の行為については届出が必要である。

指定地内及び周辺では、これまで大きな開発事業等はなく、埋蔵文化財や周辺景観が保全されてきた。しかし、現在は日本海沿岸東北自動車道の建設工事も進んでおり、今後の開発行為に備えて、現状変更等に対する取扱い基準や必要な手続きについて明確化する必要がある。その具体を本章第2節に示す。

#### 3. 出土品・調査記録の管理

出土品や調査記録は、調査主体が山形県教育委員会、山形県立博物館、(公財)山形県埋蔵文化財センター、遊佐町と複数の機関にわたり、それぞれの機関で保管されてきた。このうち、山形県立博物館所蔵分を除いた資料は、2009年までに譲渡を受けた。史跡の適切な保存と効果的な活用と併せ、当町に設ける保存活用施設でそれらの遺物や調査記録を集中管理することが望ましい。

#### 4. 保存・活用のための調査・研究

18次にわたる調査やその後の分析等により、遺跡の重要性が明らかになった。今後とも、史跡を適切に保存・活用していく上で、本質的価値を正しく把握し、より深く理解することが求められる。そのため、調査を継続していく必要がある。

また、史跡低地部の有機質遺構・遺物の保護のため、地下水位の現状を把握する必要がある。令和3年度に地下水位の観測機器を設置した。数年にわたって観測を継続する。

### 第2節 方向性と方法

史跡を適切に保存し、次世代へと確実に継承するため、保存・管理の方向性を次のように設定し、方法を検討する。

#### 方向性1 本質的価値を構成する要素の確実な保存

##### 1. 追加指定及び公有化

適切な保存を図るために、今後保護を要する範囲の追加指定を目指す。また、国庫補助を受け、指定地内の鳥海山大物忌神社境内地(社有地)を除く、全ての民有地を町有地化する。

## 2. 地区区分と取扱い基準

計画対象範囲において地区区分を設定し、地区毎に保存管理の方針を定める。

指定地内の現状変更や保存に影響を及ぼす行為等（以下「現状変更等」）に対する明確な取扱い基準を定め（表17）、必要な事務手続きの手順を示す（図34）。また、周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等の行為についても、同様に事務手続きの手順を示す（図35）。

### (1) 地区区分と保存管理方針（表16. 図33）

#### ① A-1地区

本史跡指定地と史跡鳥海山「丸池地区」が一部を除き重複する地区である。

史跡小山崎遺跡としては、最盛期に竪穴建物と水辺遺構とともに一体的な集落景観を構成した丸池が存在し、現在も信仰の対象として環境・景観が保全されている。また、史跡鳥海山としては、鳥海山の湧水に由来する丸池と丸池神社境内地とが一体となり歴史的風致景観を形成する。本殿や拝殿のほか、歴史的な信仰の在り方を示す石造物が存在している。

この地区については既刊の『史跡鳥海山保存管理計画書』（2011）で定めた現状変更等の取扱い基準に従う。

#### ② A-2地区

史跡小山崎遺跡として指定された範囲のうち、丸池周辺を除いた地区である。

史跡の本質的価値を構成する遺構・遺物等を確実に保存することを第一義とするため、原則として史跡の保存・活用以外を目的とする現状変更は認めない。ただし、公益上必要と認められるときは、遺構に影響を与えない範囲で認める場合がある。必要に応じて、史跡の内容究明や整備前の調査を実施するほか、本質的価値を損なわない範囲で整備を推進する。

#### ③ B地区

今後、史跡指定地として保護を要する地区である。

所有者から追加指定の同意をもらうよう努め、指定後は町有地化を目指す。現状では後述のC地区と同様の方針とするが、追加指定後はA-2地区の取扱い方針に準じる。

#### ④ C地区

史跡として保護を要する範囲に含まれないが、指定地と一体的に景観を保存すべき地区である。

この範囲は周知の埋蔵文化財包蔵地（小山崎遺跡・柴燈林2遺跡・柴燈林遺跡・七曲道ノ上遺跡・荒川遺跡・牛渡1遺跡・舟森遺跡・物見峠遺跡・物見峠B遺跡・物見峠C遺跡）を含んでおり、土木工事等の行為については、文化財保護法（第93・94条）の届出・通知を要し、地下遺構の保全を図ることを原則とする。

また、それ以外の範囲であっても、縄文時代遺跡の分布が集中する地域であるため、土木工事等については、未発見の埋蔵文化財包蔵地の有無に充分留意する必要がある。

その他、景観・環境については地域住民の協力が得られる範囲で指定地と一体的な保全に努める。



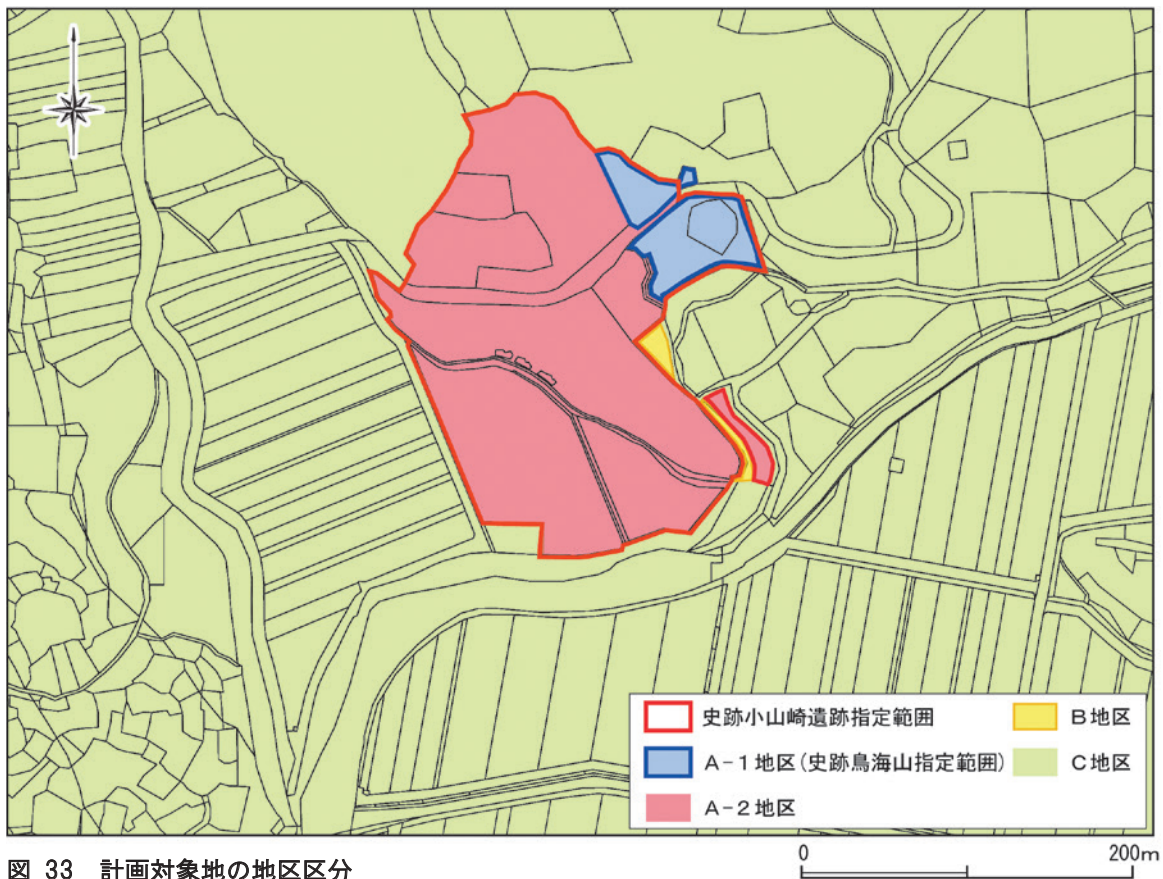


図 33 計画対象地の地区区分

表 16 地区区分

地区名	範囲	備考
A-1地区	丸池周辺	史跡鳥海山丸池地区
A-2地区	斜面部・舌状台地部・低地部	A-1地区を除く史跡小山崎遺跡の範囲
B地区	今後保護を要する範囲	
C地区	指定地と一体的に景観を保存すべき範囲	A・B地区を除く、指定地を中心に南北500m・東西700mの範囲

## (2) 史跡指定地 (A-1・A-2地区) の現状変更等に対する取扱基準

現状変更等について、文化財保護法に基づき、想定される行為とともに①現状変更として認められない行為、②現状変更の許可等を必要とする行為、③現状変更の許可等を必要としない行為、④現状変更に該当しない行為を整理する。

### ① 現状変更として認められない行為

- ・『保存活用計画 (本書)』に定められた基準に反する行為
- ・史跡の滅失、き損または衰亡の恐れがある行為
- ・史跡の景観又は価値を著しく減じると認められる行為

表 17 現状変更の取扱い基準

地区名	A-1地区 (丸池周辺) ※『史跡鳥海山保存管理計画』の管理方針より「丸池地区」の該当箇所を抜粋	A-2地区 (史跡鳥海山丸池地区を除く指定地)	B地区 (今後保護を要する範囲)	C地区 (指定地と一体的に景観を保存すべき地区)
範囲	史跡指定地内		史跡指定地外 (周知の埋蔵文化財包蔵地を含む)	
必要な手続き	現状変更許可申請		埋蔵文化財発掘の届出・通知	
前提	<p>○史跡の滅失・き損の恐れのある行為は原則として許可しない。</p> <p>○史跡の保存活用のための調査や整備を行う場合は現状変更を認めるが、発掘等調査や既存の調査記録によって、地下遺構の保存に影響がないことが確認されなければ整備は行わない。</p> <p>○現状変更を行う場合は、あらかじめ文化庁長官の許可を受けなければならない。</p>		<p>○縄文時代遺跡の分布が集中する地域であるため土木工事等においては、未発見の埋蔵文化財包蔵地の有無に充分留意する必要がある。</p> <p>○周知の埋蔵文化財包蔵地で、土木工事等を行う場合は、文化財保護法第93条・94条による届出・通知が必要である。また、工事内容や試掘調査等の結果に基づき、埋蔵文化財保護の観点から協議を行う。</p> <p>○地域住民の協力が得られる範囲で、指定地と一体的に景観を保全する。</p>	
指定地の現状変更、周知の埋蔵文化財包蔵地での土木工事等、計画対象地において土木工事等を計画する際は、教育委員会と事前に協議する。				
地形の変更	<p>○地形を変更する行為は原則許可しない。</p> <p>○ただし、安全確保及び学術研究を目的とするもの、その他公益上必要と認められるものについては、この限りではない。</p>	<p>○地形の変更は原則許可しない。</p> <p>○ただし、次の各項についてはこの限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・史跡の調査・保存・活用上必要な変更で、史跡小山崎遺跡の価値を構成する主要な要素に影響を及ぼさない、かつ、周辺の景観との調和が図られているもの。</li> <li>・防災、その他公益上必要と認められるもので、当該地区以外ではその目的を達成することができないと認められるもの。</li> </ul>	<p>○現状の地形の大規模な改変は行わないように協力を求める。</p> <p>○周知の埋蔵文化財包蔵地においては、地下遺構の保全を図ることを基本原則とし、その他、景観については地域住民の協力が得られる範囲で指定地と一体的な保全に努める。</p> <p>○特に、次のいずれかに該当する地形の変更については、事前に教育委員会とその内容を十分検討するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・史跡小山崎遺跡の価値を構成する主要な要素に影響を及ぼす恐れのあるもの。</li> <li>・周辺の景観との調和が図られていないもの。</li> </ul>	
建築物の新築・改築・増築・修繕・除却	<p>○建築物の新築・改築・増築・除却は原則として許可しない。</p> <p>○ただし、次の各項についてはこの限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の建築物の改築又は災害により消滅した建築物の復旧。</li> <li>・学術研究、防災、その他公益上必要と認められるもので、当該地区以外ではその目的を達成することができないと認められるものの新・増・改築。</li> <li>・安全確保上の増・改築。</li> <li>・構成資産の保存に悪影響を及ぼさない範囲での除却。</li> </ul>	<p>○建築物の新築・増築は史跡小山崎遺跡の価値を構成する主要な要素に影響を及ぼさない、かつ、周辺の景観との調和が図られている便益施設等については認める。</p> <p>○なお、便益施設の改修・除却は認める。</p>	<p>○周知の埋蔵文化財包蔵地においては、地下遺構の保全を図ることを基本原則とし、その他、景観については地域住民の協力が得られる範囲で指定地と一体的な保全に努める。</p> <p>○特に、次のいずれかに該当する建築物の新築・改築・増築・修繕・除却については、事前に教育委員会とその内容を十分検討するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・史跡小山崎遺跡の価値を構成する主要な要素に影響を及ぼす恐れのあるもの。</li> <li>・周辺の景観との調和が図られていないもの。</li> </ul>	
工作物の新設・改修・増設・除却	<p>○構成資産の保存を阻害するものは許可しない。</p> <p>なお、構成資産の保存を阻害している工作物は、更新時に除却又は位置・形状・規模を改良することにより構成資産の保存に努める。</p> <p>○工作物については、次の4種類に分類し、その取扱いを以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>宗教施設や鳥居などの工作物 規模・形態・色彩・材質等に関し現状を維持する。 安全確保を図る目的で強度等を向上させる場合には、現状の規模・形態・色彩を踏襲するよう努める。</li> <li>学術研究を目的として設置する工作物 計測機器類については、機能や景観等において構成資産の保存を阻害しないものとする。</li> <li>登山道等の整備に必要な工作物 安全確保、危険防止及び安全管理のための工作物については、機能の確保を前提として、構成資産の保存を阻害しない範囲で許可する。 指標等については、周辺の景観に馴染んだ形態・色彩・材質とする。</li> <li>その他の工作物 期限を限って設置する仮設工作物については、構成資産の保存を阻害しない範囲で許可する。</li> </ol>	<p>○工作物の新設・増設は原則許可しない。</p> <p>○ただし、次の各項についてはこの限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・史跡小山崎遺跡の価値を構成する主要な要素に影響を及ぼさない、かつ、周辺の景観との調和が図られているもので、史跡の保存・活用上必要なもの。</li> </ul> <p>○なお、改修・除却は認める。</p>	<p>○周知の埋蔵文化財包蔵地においては、地下遺構の保全を図ることを基本原則とし、その他、景観については地域住民の協力が得られる範囲で指定地と一体的な保全に努める。</p> <p>○特に、次のいずれかに該当する工作物の新築・改築・増築・修繕・除却については、事前に教育委員会とその内容を十分検討するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・史跡小山崎遺跡の価値を構成する主要な要素に影響を及ぼす恐れのあるもの。</li> <li>・周辺の景観との調和が図られていないもの。</li> </ul>	
木竹の植栽または伐採	<p>○木竹の伐採・植栽は許可しない。</p> <p>○ただし、次の各項についてはこの限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全確保及び学術研究を目的とするもの。</li> <li>・病虫害木の伐採及び危険木の伐採等の森林管理及び安全管理に関わるもの。</li> <li>・崩壊地に対する植栽 (原則として周辺の在来植生と調和した植物とする)。</li> <li>・その他公益上必要と認められるもの。</li> </ul>	<p>○木竹の植栽又は伐採は原則許可しない。</p> <p>○ただし、次の各項についてはこの限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理団体やその主催事業による史跡の保存・活用のための植栽・伐採であり、史跡の保存に影響を及ぼさないもの。</li> <li>・安全確保及び学術研究を目的とするもの。</li> <li>・病虫害木の伐採及び危険木の伐採等の森林管理及び安全管理に関わるもの。</li> <li>・崩壊地に対する植栽。</li> <li>・その他公益上必要と認められるもの。</li> </ul>	<p>○現状の森林の大規模な伐採は行わないように協力を求める。</p> <p>○周知の埋蔵文化財包蔵地においては、地下遺構の保全を図ることを基本原則とし、その他、景観については地域住民の協力が得られる範囲で指定地と一体的な保全に努める。</p> <p>○特に、次のいずれかに該当する木竹の植栽または伐採については、事前に教育委員会とその内容を十分検討するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・史跡小山崎遺跡の価値を構成する主要な要素に影響を及ぼす恐れのあるもの。</li> <li>・周辺の景観との調和が図られていないもの。</li> </ul>	
土壌・岩石・植物の採取	<p>○土壌・岩石・植物の採取は許可しない。</p> <p>○ただし、安全確保及び学術研究を目的とするもの、その他公益上必要と認められるものについては、この限りではない。</p>	<p>○土壌・岩石・植物の採取は原則許可しない。</p> <p>○ただし、次の各項についてはこの限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理団体やその主催事業による史跡の保存・活用のためのものであり、史跡の保存に影響を及ぼさないもの。</li> <li>・その他公益上必要と認められるもの。</li> <li>・安全確保及び学術研究を目的とするもの。</li> </ul>	<p>○周知の埋蔵文化財包蔵地においては、地下遺構の保全を図ることを基本原則とし、その他、景観については地域住民の協力が得られる範囲で指定地と一体的な保全に努める。</p> <p>○特に、次のいずれかに該当する土壌・岩石・植物の採取については、事前に教育委員会とその内容を十分検討するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・史跡小山崎遺跡の価値を構成する主要な要素に影響を及ぼす恐れのあるもの。</li> <li>・周辺の景観との調和が図られていないもの。</li> </ul>	
道路及び林道・農道・駐車場の新設・維持	<p>○道路及び林道・農道・駐車場は現状の維持に努め、新設は許可しない。</p> <p>○復旧・整備を行う場合には、構成資産との調和に努める。</p> <p>○ただし、安全確保の措置及び公益上必要と認められるものについては、この限りではない。</p>	<p>○道路及び林道・農道・駐車場は現状の維持に努め、新設は原則許可しない。</p> <p>○復旧・整備を行う場合には、構成資産との調和に努める。</p> <p>○ただし、次の各項についてはこの限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・史跡小山崎遺跡の価値を構成する主要な要素に影響を及ぼさない、かつ、周辺の景観との調和が図られているもので、史跡の保存・活用上必要なもの。</li> <li>・安全確保の措置及び公益上必要と認められるもの。</li> </ul>	<p>○周知の埋蔵文化財包蔵地においては、地下遺構の保全を図ることを基本原則とし、その他、景観については地域住民の協力が得られる範囲で指定地と一体的な保全に努める。</p> <p>○特に、次のいずれかに該当する道路及び林道・農道・駐車場の新設・維持については、事前に教育委員会とその内容を十分検討するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・史跡小山崎遺跡の価値を構成する主要な要素に影響を及ぼす恐れのあるもの。</li> <li>・周辺の景観との調和が図られていないもの。</li> </ul>	
発掘等調査	<p>○学術上の調査研究や整備に伴う遺構の確認等を目的とし、史跡小山崎遺跡の価値を構成する主要な要素に影響を及ぼさない調査については認める。</p>		<p>○調査結果によっては、史跡の価値及び保存活用に資する可能性があることから、協力が得られる範囲で遺跡の調査等の実施を検討する。</p> <p>○開発事業が計画された際には試掘調査等の結果を踏まえ、埋蔵文化財保護の観点から協議を行う。</p>	
史跡の整備 (上記以外)	<p>○『史跡小山崎遺跡整備基本計画 (仮)』に基づき、史跡小山崎遺跡の価値を構成する主要な要素に影響を及ぼさない、かつ、周辺の景観との調和が図られているもので、史跡の保存活用のために必要な整備については認める。</p>			





## ② 現状変更の許可等を必要とする行為（表18）

史跡指定地において現状変更等を行おうとする場合には、文化庁長官の許可（文化財保護法第125条第1項）が必要となる。なお、国の機関が現状変更等を行おうとする場合は、文化庁長官の同意（文化財保護法第168条）となる。また、文化財保護法施行令第5条第4項により、その一部は山形県に許可権限が移譲されている。

表 18 現状変更の許可等を必要とする行為

権限	根拠法令等と行為の内容	小山崎遺跡において想定される例
文化庁	<p>■文化財保護法第125条第1項</p> <p>史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。</p> <p>○現状変更</p> <p>・建築物その他の工作物の新築・増築・改築</p> <p>・土地の形質変更など</p> <p>○保存に影響を及ぼす行為</p>	<p>【現状を変更する行為】</p> <p>○建築物（トイレ、東屋等）の新築、除却</p> <p>○遊歩道や階段の設置及びその修繕</p> <p>○工作物（柵、水路排水関連工作物、電気配線、電柱、防災・防犯施設、案内板・説明板、地下水位観測器など）の設置・改修・撤去</p> <p>→土地の形状の変更を行う行為、設置の日から50年を経過している場合</p> <p>○地形・土地の形質の変更、掘削</p> <p>○発掘調査等各種学術調査、史跡の保存整備など</p> <p>○樹木の抜根、植栽（地下遺構に影響を及ぼす可能性のあるもの）</p> <p>【保存に影響を及ぼす行為】</p> <p>○遺構・建造物の型取り</p> <p>○地下遺構の直上における重量物の搬入や通行など、耐久構造を弱める行為</p>
山形県	<p>■法施行令第5条第4項</p> <p>○小規模建築物（階数が2以下、建築面積が120㎡以下）で2年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築</p> <p>○工作物（建築物を除く）の設置若しくは改修（改修にあっては、設置の日から50年を経過していない工作物）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないもの）</p> <p>○史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修</p> <p>○電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修</p> <p>○建築物等の除却（建築又は設置の日から50年を経過していない建築物等）</p> <p>○木竹の伐採</p> <p>○史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取 など</p>	<p>○工事等に関わる仮設建築物（2年以内）の整備（プレハブ事務所、仮設トイレなど）</p> <p>○既存道路（林道等）の修繕</p> <p>○建築物以外の工作物（フェンス、説明板、看板、電柱、赤外線センサー、照明、監視カメラなど）の設置・改修・除去</p> <p>→土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないもの</p> <p>○伐根を伴わない樹木の伐採</p>

### ③ 現状変更の許可等を必要としない行為（表19）

文化財保護法第125条第1項ただし書きは「現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りではない」としている。ただし、許可の要不要については、事前に関係機関と協議を行うものとする。

表 19 許可等を必要としない行為

区分	根拠法令等と行為の内容	小山崎遺跡において想定される例
許可不要	<p>■文化財保護法第125条（第1項ただし書き）</p> <p>○現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。</p> <p>○前項ただし書きに規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。（下記）</p> <p>■特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（省令）第4条（上記ただし書きの範囲）</p> <p>○き損等からの原状復旧史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。</p> <p>○き損等の拡大を防止する応急措置史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。</p> <p>○除去（復旧が明らかに不可能な場合）史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。</p>	<p>【き損からの原状復旧及びき損拡大を防止する応急措置】</p> <p>○き損等からの原状復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・丸池と水路の接続部の修繕</li> </ul> <p>○き損等の拡大を防止する応急処置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・き損や浸水を防ぐ土のうの設置</li> <li>・立入禁止柵などの設置</li> </ul> <p>○復旧が不可能な場合における、き損部分の除却</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・倒壊した樹木や流出した土砂の撤去など</li> </ul>

### ④ 現状変更該当しない行為

日常的な維持管理については現状変更にあたらぬ。許可の要不要については、個別具体的に判断するが、本史跡における維持管理については、清掃や除草、草刈り、枝打ち、倒木の除去、ごみ箱の設置・撤去、神社の維持管理行為（外壁または屋根の塗装、内装及び屋内諸設備の補修）等が想定される。

### (1) 現状変更における事務手続きの流れ

史跡指定地であるA-1、A-2地区で、現状変更を行う場合は、事業者は現状変更許可申請書の提出が必要となる（様式は巻末）。

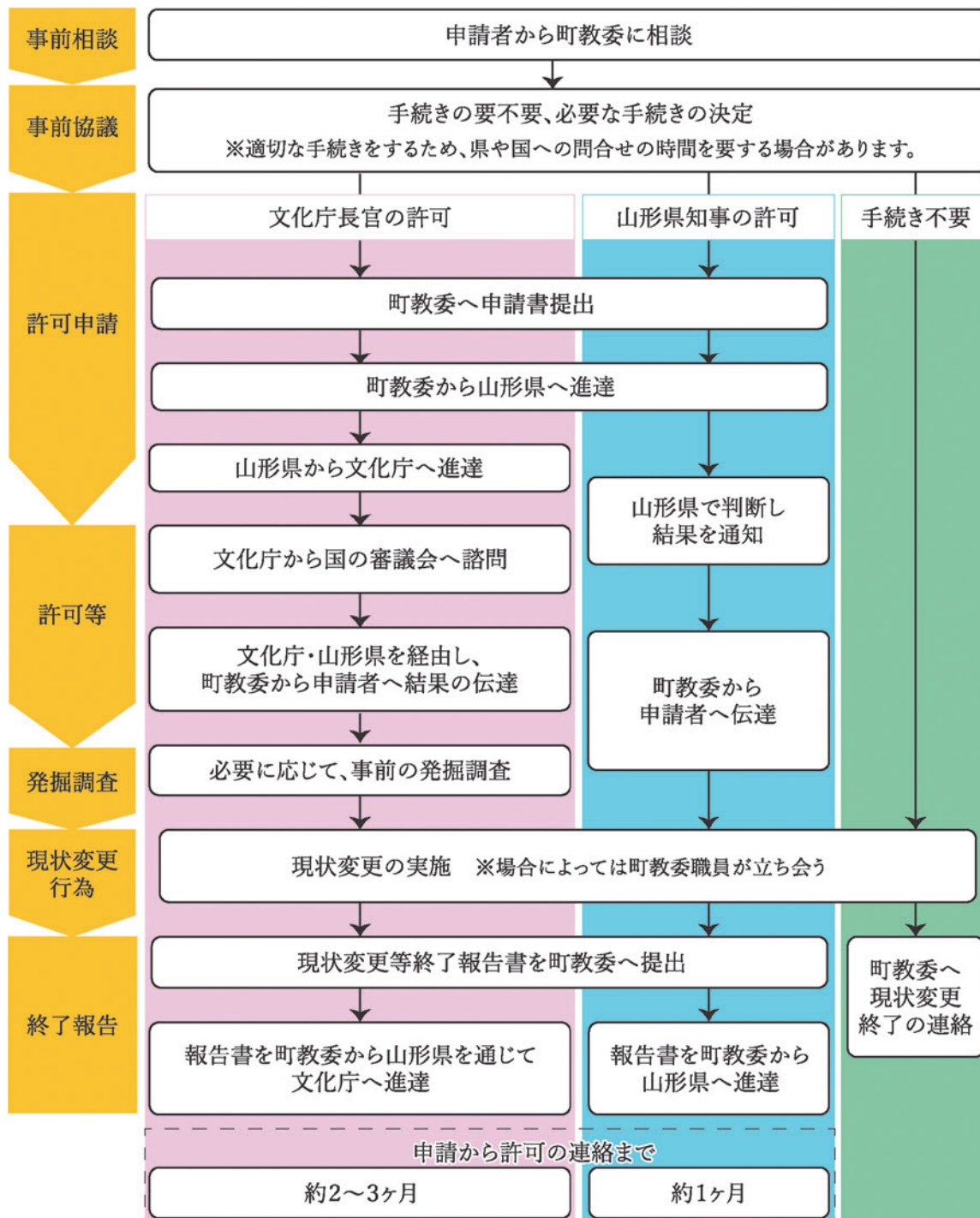


図 34 現状変更の手続きの流れ



(2) 周知の埋蔵文化財包蔵地（図28参照）における土木工事等の事務手続きの流れ

周知の埋蔵文化財包蔵地であるB地区及びC地区の該当範囲において発掘（土木工事等）をしようとする場合は埋蔵文化財保護の観点から調整を必要とし、事業者は事業着手の60日前までに町教育委員会に「埋蔵文化財発掘の届出」（文化財保護法第93条）の提出が必要となる。なお、国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるものが事業を行う場合は「埋蔵文化財発掘の通知」（文化財保護法第94条）の提出が必要となる（様式は巻末）。

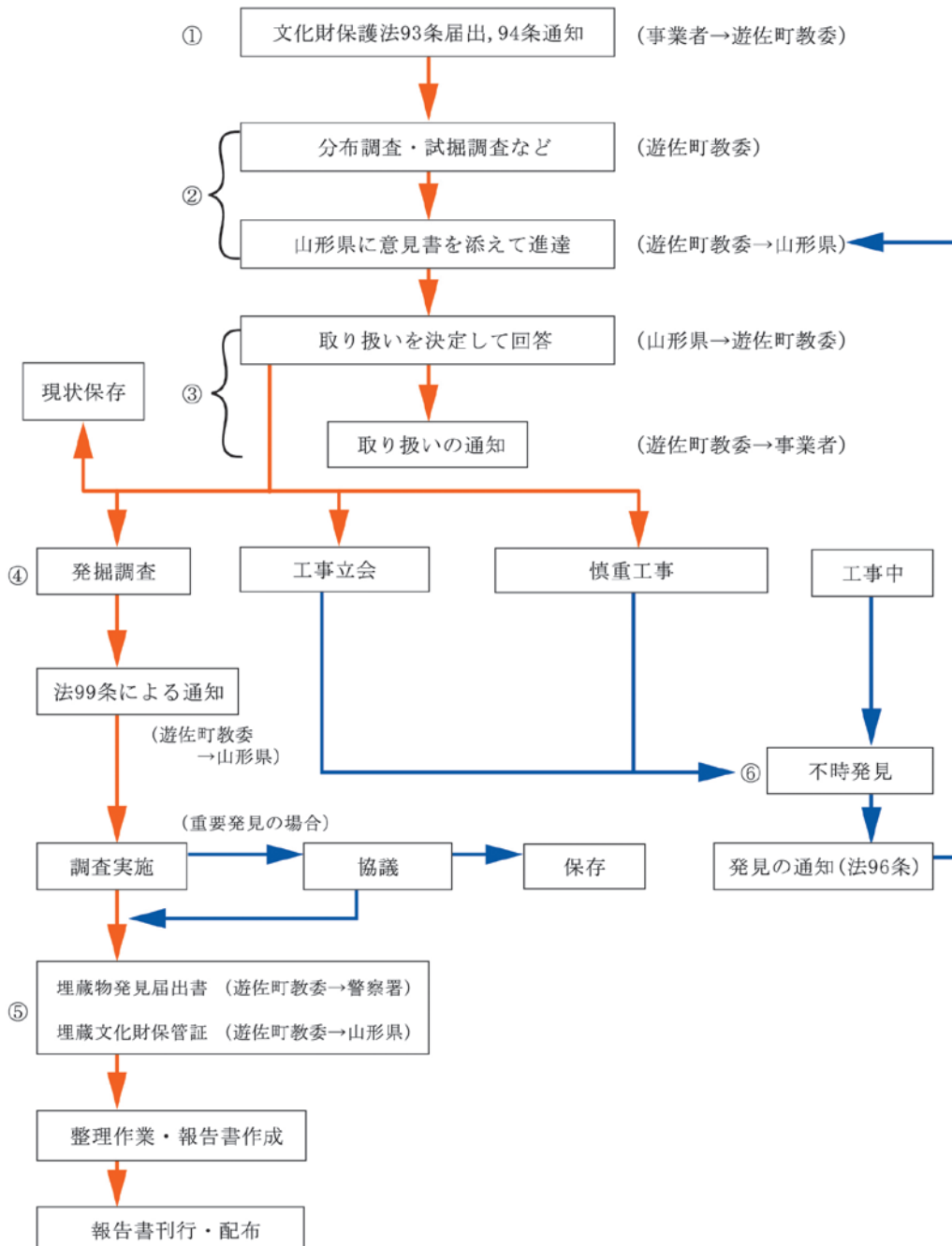


図 35 周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等の事務手続きの流れ

## 方向性2 史跡の現状把握と内容説明

### 1. 地下水位の観測

地下水位の観測機器を設置した地点は図36のとおりである。観測結果によっては、地下水位を維持するための方策を検討する必要がある。なお、数年継続して観測し、日本海沿岸東北自動車道（令和8年度開通）の建設前・後で地下水位の変動傾向に変化がなく、工事による影響がないと判断されれば、観測はその時点で終了する予定である。その場合も、観測孔は撤去せず、いつでも再観測できる状態を維持しておく。

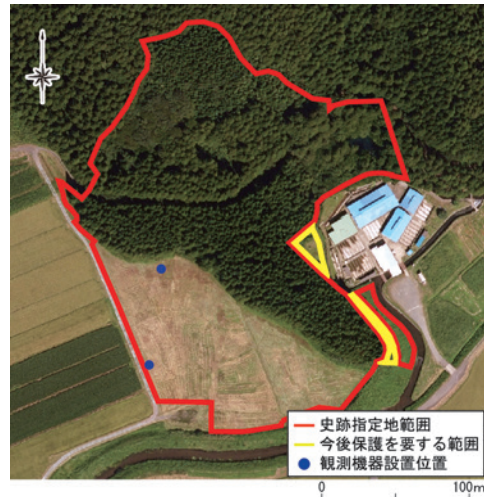


図 36 地下水位観測位置

### 2. 発掘調査・各種分析

史跡の確実な保存のために、主要遺構の規模・機能のほか、古環境変遷など継続的な調査・分析によりさらなる内容説明に努める。

また、周辺地域にはすでに本史跡と関連が指摘されている縄文時代遺跡が2カ所（柴燈林遺跡・吹浦遺跡）存在する上、半径1km圏内には14カ所の縄文時代遺跡がある。これらの調査・研究を進め、史跡との関係や史跡を取り巻く古地形・古環境を明らかにすることなどにより、史跡の適切な活用や整備、新たな価値の発見につなげる。

## 方向性3 景観の保全

遊佐町では、遊佐町環境基本条例が定められている。この中では、「人と自然との豊かなふれあいが保たれ、良好な景観並びに永い伝統にはぐくまれた歴史や文化とが調和した快適な環境を確保すること」（第8条第1項第3号）が施策の基本方針のひとつとして挙げられている。また、本史跡及び周辺の保全された景観は本質的価値及び副次的価値である上、アンケートでは、史跡に「自然豊かな」雰囲気を求める声が多かったことも踏まえると、今後も景観が良好に保たれることが望ましい。そのため、各地区の景観保全についての方針は次のように設定する。

史跡指定地（A-1・A-2地区）で現状変更を行う場合は、周辺環境と調和が図られていることを基本とする。特にA-1地区は、貴重な植物や魚類が見られ、『丸池神社の池・社叢』として町の天然記念物に指定されていることから、原則、現状維持とする。

その周辺（B・C地区）については、指定地と一体的に景観を保存すべき範囲であるが、現在、日本海沿岸東北自動車道の建設が予定されている。現状では史跡の景観を大きく阻害するものは確認されていないことから、史跡西側や南側に建設される高速道路と橋脚の存在感は大きいものと想定される。本計画策定中に、建設前に色彩や高さなど、史跡周辺の景観に影響が考えられる事項についての情報提供を依頼している。今後も継続して情報提供を求め、その情報によっては、事前に協議する機会を設けて史跡景観・眺望への影響が極力少なくなるよう努める。

その他の工事等についても、史跡と調和のとれた景観の維持について、住民の理解を得られるように努め、協力を求める。加えて、活用事業等で前述した史跡の副次的価値についても発信することで、より広く鳥海山を含む周辺の眺望景観の保全について、住民の理解が得られるように努める

#### **方向性4 出土品・調査記録の適切な収蔵・保管**

適切な維持・管理や継続的な調査・研究を進めるためには、現在分散して収蔵されている出土品や調査記録を一括管理することが重要であり、山形県立博物館と折衝を続け、保管施設を整備した上で譲与を受けたい。また、出土品のデータベースなどの管理システムの構築、収蔵施設についても検討する。



## 第7章 活用

### 第1節 現状と課題

平成27年度より、文化庁の「地域の特色ある埋蔵文化財活用事業補助金」の交付を受け、普及啓発事業や情報発信を行ってきた。しかしながら、令和3年度に実施したアンケートでは、史跡の認知度はおよそ5割にとどまり、いまだ地域住民に史跡の存在が充分認識されていないことが明らかになった。加えて、史跡から離れた地区ほど認知度が低い傾向が確認された。

#### 1. 普及啓発事業と情報発信

これまで講演会・シンポジウム・展示会を開催してきた。リピーターは多いが、参加者に拡がりが見られないことから、火起こし体験、石器作り見学のほか、講師が製作した石器や東北芸術工科大学の学生が製作した土器を使用した調理体験を行ったところ、好評であった。また、史跡指定にあたり、遺跡の調査時から携わってきた方より、史跡をイメージした合唱曲を含む楽曲やTシャツを制作・提供いただいた。楽曲についてはYouTubeで公開され、文化・芸術方面での情報発信ともなっている。

アンケートでは、学習として現地見学会、体験としては縄文くらし体験や土器づくり、イベントとしてはお祭りやアートフェスティバルなどを求める声が多かった。

#### 2. 学校教育

町内の小学校・中学校・高等学校が校外学習で、史跡現地や出土品の保管施設を見学している。アンケート結果からは、若い世代ほど認知度が低い傾向がみられたが、10代に関しては20～40代より高かった。このことは、校外学習で利用されたことが要因として考えられる。特に学区内に本史跡のある吹浦小学校では、地域課題を解決する授業の一環として、史跡を地域おこしに生かす方法を話し合う時間が持たれ、児童による史跡をイメージしたキャラクターの考案と、それを利用したポスターやリーフレットなどの作成、修学旅行先での手配りが行われた（図37）。さらなる利用促進のため、活用しやすい環境を整え、学校教育に取り入れやすくしていく必要がある。

また、本史跡は恵まれた自然環境と豊富な情報により、歴史だけでなく人間活動のすべてを学ぶことができる可能性を持つ。特に、史跡やその周辺では地形の多様性から、湧水巡りや森の探検、山菜・木の実採り、川での魚採りなど多様な体験が可能である。

#### 3. 他の文化財や観光資源・施設との連携

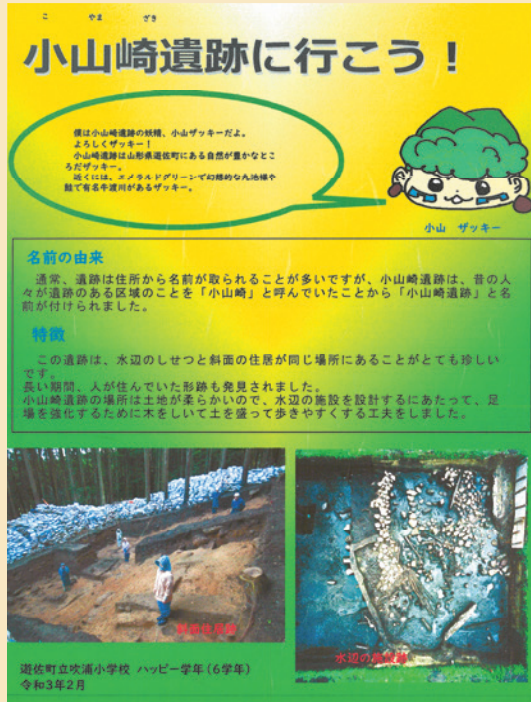
本史跡のある吹浦地区は、縄文時代遺跡が密集している上（図23）、国史跡鳥海山などの知名度の高い文化財も多い（表9-12）。また、史跡内の「丸池」や隣接しているサケ遡上の河川「牛渡川」、「箕輪鮭漁業生産組合」は観光やサケ加工品購入目的での来訪者が多く、宿泊施設や建設計画中の道の駅も近い。これらの連携による面的な活用が望まれている。



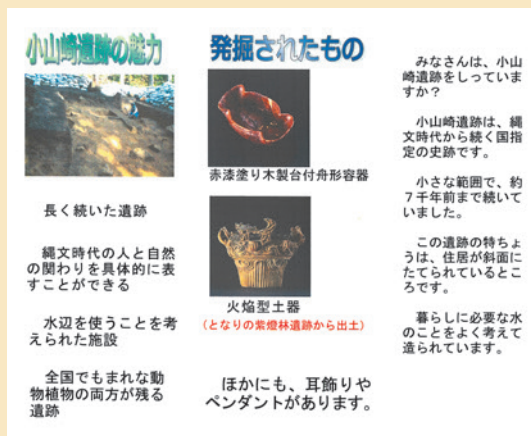
授業「文化財をまちおこしに生かすには？」



児童が発案した史跡のキャラクター原案  
頭が鳥海山、髪が森、頬は水辺遺構をイメージ



児童が作成したポスター



児童が作成したリーフレット

図 37 吹浦小学校での取り組み

## 第2節 方向性と方法

本史跡の場合、まずは認知度の向上から始める必要がある。しかし、そのためにも、当該史跡の本質的価値をわかりやすく伝えるとともに、個々人の理解や意味付けにつながる様々な体験を史跡のまわりに展開していくことが重要であろう。

### 方向性1 個々の関心に応じた情報提供と体験を通じたわかりやすい普及啓発

これまで行ってきた活用事業は史跡の価値を伝えることを目的としており、すでに史跡に

関心のある層が主な対象となっていた。リピート率も高いことから、理解度や関心のある分野に合わせて同様の活用事業を続けることで、さらに深い理解につなげていく。

一方で、アンケートから多くの人が座学に特化しない活用事業を求めていることがわかっている。そのため、史跡現地での見学会のほか、気軽に参加できる体験講座やイベントなどの開催を行っていく。また、史跡を知るきっかけとしては広報が5割を超えていることから、これを町民向けの情報発信のメインとするほか、その他Webページなどの媒体を通じて自然・食・観光・スポーツなど、より多くの人が関心を持っている分野に関連しつつ、縄文文化の理解に資する情報を発信することでさらに幅広い層へ周知していく。

また、史跡現地の利用目的については、歴史学習や縄文体験のほか、散歩道や多目的広場を挙げる割合も少なくない。なかにはスポーツごみ拾いや青空書道など、史跡を何らかのイベント・活動の「場」として利用したいとの声もあった。たくさんの人に史跡を認知してもらうには、学習に絞らない多種多様なイベントの開催や、積極的に史跡を会場とした活動を促す中で、少しずつ史跡の魅力に触れてもらうことも有効と考えられる。

### **方向性2 次世代へつなぐための地域の誇り（シビック・プライド）の涵養**

史跡を次世代へ継承していくためには、将来の担い手として、若い世代の史跡への関心や理解を高めることが重要である。進学等で町外に出た後も再び故郷に戻ってきたいと思うよう、史跡の活用を通して、地域との結びつきや町への愛着、誇りを涵養する。

そのための活用事業として、現在行っている史跡現地や出土品保管施設の見学、出前講座の内容を充実させるとともに、子供たちが史跡に親しみを持つきっかけづくりをする。

学校教育においては、史跡の価値と魅力を教育に携わる人々に知ってもらい、相談しながら、活用しやすい資料や場といった素材の提供に努める。特に利用の少ない中学校・高等学校に対しては、授業内で史跡を紹介してもらえようパンフレットの配布や教員向けの紹介資料の作成など、利用を促進するための方策を講じていく。

また、学校以外でも子供たちが楽しみながら史跡や縄文文化に触れる機会を増やすことで、関心や興味を高める。アンケート結果では、若い世代ほど音楽に関心が高く、さらに10代ではスポーツへの関心も高いことから、これらに関連付けた活用事業も効果が見込める。また、史跡やその周辺では地形の多様性を活かした様々な体験を含む活動がされている。これらの活動に、縄文時代の道具を作ったり、使用したりする体験を組み合わせたプログラムや、夏休みの自由研究に役立つ講座、親子で楽しめるイベントの開催を検討する。将来的には史跡や縄文時代に関心のある子供たちを定期的に集めて活動を行うほか、史跡のガイドを依頼できるようなかたちを目指す。

### **方向性3 自然環境と歴史的環境が一体となった地域の魅力の発見と創出**

小山崎遺跡は鳥海山の麓にあって、湧水に恵まれた牛渡川の清流や「丸池様」と呼ばれ信仰の対象になっている神秘的な泉などと隣接した場所に位置する。加えてそれは鳥海の森への入口でもある。すでに、自然環境体験を目的としたツーリストは多く、動線を共有するなどして、小山崎遺跡にも目を向けてもらうことが重要である。



また、この地域の豊かな自然環境が縄文にも通じるものであることは、地域の生活文化、精神文化のルーツとして、そうした方面からの関心が寄せられることも期待できる。逆にこのルーツを知ることは、今日の自然環境、これからの人間と自然との関わり方などに考えをめぐらす契機にもなる。自然環境と歴史的環境とを結びつけることによってビジョンを大きく広げ、他の縄文時代遺跡とは異なる、小山崎遺跡固有の魅力を創り出していきたい。

具体的には、まず、地区による認知度が異なることから、最も住民が集まる各地区のまちづくりセンターで史跡を紹介するスペースを設置するほか、鳥海山やその地区の文化財と関連付けたテーマで説明を行うなど、まちづくり協議会等と連携した企画で興味をもってもらい、認知度の底上げを図る。

さらに、史跡を含めた遊佐町の歴史や文化財、風土、自然、生態系について広い視野で捉えてもらうため、勉強会や連続講座を開催し、住民が地域の魅力や特色を再発見する機会づくりを行う。再発見後は、その特色ある地域において、史跡と他の文化財・観光資源などを有機的に結びつけて活用する方法を考えるワークショップを行うことにより、地域の文化財全体について保護・活用意識を高める。

また、豊かな文化や自然に恵まれた地域にあるという利点を活かし、周辺の文化財や観光地・施設への来訪者が史跡にも関心を持つよう、目的別、または、ストーリー別に近隣の観光地・文化財・生業・食文化等を周遊するコースを設定する。本史跡の特性の1つである多種多様な有機質遺物が良好に保存されている点は、情報発信のほか、様々な方面と結びつける際にメリットとなる。設定したコースは案内板やホームページに掲載するとともに、観光協会や旅行会社へも情報提供を行い、旅行等のルートに組込んでもらえるよう促す。加えて、町内・近隣の市町村にある文化施設や観光施設、食・芸能など各分野と連携し、来場者の相互誘導をすることで、地域一帯の活性化につなげる。

## 第8章 整備

### 第1節 現状と課題

史跡低地部に隣接した駐車場（以下、「低地側駐車場」）には小山崎遺跡の解説板1基が設置しており、丸池周辺（史跡鳥海山「丸池地区」）では、史跡鳥海山の解説板や丸池を保護するためのロープが設置されている。

#### 1. 保存のための整備

史跡指定地を確実に保存するために必要な、史跡の存在を周知させる標識、その内容に関する基本情報を伝達するための解説板、指定地を保存するための境界標は、保存施設と総称され、文化財保護法で設置が義務付けられている。

現在、指定地内では地下水位の観測以外は特に行っていないため、保存施設の設置のほか、観測の結果によっては地下水位を維持するための設備の導入について検討する。

また、斜面部（私有地）では樹木の繁茂や竹藪の侵食が見られるが、低地部及び隣接している法面については、草刈りを年に3回程度シルバー人材センターに委託している。

#### 2. 便益施設

普通乗用車18台分のスペースがある低地側駐車場（図31「C-2」）と箕輪鮭漁業生産組合の駐車場（以下、「生産組合駐車場」、図31「C-1」）があるが、低地側駐車場は認知されておらず、ほとんど利用はない。一方、生産組合駐車場は、週末等は混雑し駐車できないことも多く、路上駐車も見られる。混雑を解消するための取組みが求められている。

上述の両駐車場ともに大型バスは駐車できないため、牛渡川南側にバス駐車場（図31「C-3」）を整備した。また、町ではバス駐車場に仮設トイレを1基設置している。バス駐車場から遺跡低地部、低地側駐車場から丸池までは、牛渡川を横切ることができず、遠回りをするしなければならない。橋などの新設も検討する必要がある。

#### 3. 史跡現地の公開や出土品の展示

アンケートによると、史跡には「便利さ」や「にぎやかさ」よりも「自然豊かな」「縄文を感じられる」雰囲気を求める人が多い。また、主に利用する人としては、観光客、老若男女、地元の人を挙げる方が多く、対象を絞らず誰もが利用しやすい環境を整えることが求められている。

現地は平成28年度に低地側駐車場に解説板1基を設置したのみで、史跡の内容が十分に理解できるような整備はなされていない。また、史跡は湿地や急斜面の山道、砂利道を含む。加えて、低地部には日陰となる場所がなく、来訪者が快適に見学できるよう遊歩道や休憩可能な設備など環境を整える必要がある。

ハザードマップ上では史跡現地の牛渡川北側から舌状台地部までが土石流危険箇所、南端の牛渡川沿いは津波災害警戒区域、低地部は浸水多発箇所に該当している（図26）ことから、来訪者の安全に配慮しなければならない。

また、史跡の出土品は遊佐町埋蔵文化財調査室（史跡から11km）と山形県立博物館（史跡から134km）に収蔵されている。うち基本的な史跡の情報提供については遊佐町埋蔵文化財調査室で行っているが、建物の破損や雨漏りなどの老朽化が問題であり、さらには、常時見学できる状態にはなく、史跡からも離れているという根本的な課題がある。より史跡の近くにガイダンス施設の設置が必要である。

## 第2節 方向性と方法

史跡を確実に保存するとともに、訪れた人々が史跡の価値や魅力を感じることができるよう、整備の方向性を次のように設定し、方法を検討する。

### 方向性1 史跡保存の優先と整備手法の効果や影響を確認しながらの整備

#### 1. 史跡保存の優先

町有地化後に用地境界測量、境界立会を実施し、境界標や標識、解説板の設置を行う。

また、整備にあたって、史跡の保存を確実なものとする、また、表現を的確なものとするためには、遺構・遺物の状況を確認することが重要である。本史跡の場合は、特に地下水によって地下遺構が守られてきた経緯がある。周辺の開発や環境変化があっても、地下遺構・遺物の良好な保存状態が維持されているか、気を遣う必要があることは既に述べてきたが、さらに整備にあっても各整備手法が地下遺構等に影響を与えないかなど慎重に検討しながら進める必要がある。そのため、既調査報告書の記載や発掘等の各種調査によって、整備前に地下遺構・遺物の保存に影響がないよう確認する。加えて、必要があれば保護層（盛土）や地下水位を維持するための設備により、史跡を保護する。

#### 2. 整備手法の効果や影響を確認しながらの整備

整備内容が適切な景観形成に結びつき、利用者の行動にフィットしたものとなるように、今後整備基本計画、基本設計、実施設計と進めていく必要があるが、実施過程においても、その効果や史跡・環境への影響を評価しながら進めたり、この場所の景観や生態環境の管理手法を編み出しながら進めるなど、より効果的な整備となるようにしたい。現状での整備の進め方のイメージは図38に記載した。

整備基本計画の策定には、専門家や町民等で構成された「史跡小山崎遺跡整備等検討委員会（仮称）」を設置して十分な検討を行うが、その個々の整備に際しては、予め近隣住民の意見を聞き関係各課等との調整を行いながら進める必要がある。

### 方向性2 史跡の価値を表現する整備

本質的価値の観点から、調査により内容の解明が最も進んでおり、小山崎遺跡を特徴づける水辺遺構と居住域の関係が最も明確である縄文時代後期の表現が中心になると考えられる。しかしながら、縄文時代早期末から晩期中葉まで長期間繰り返し利用されたことから、1つの時期を切り取って表現するだけではなく、古環境の変遷とそれに連動して変化する人間活動を時期別に確認できるという遺跡の特徴も表現することが望ましい。低地部と斜面部の関係性が現地でわかるような整備を進めるとともに、史跡全体の解説板のほか、時期別に遺構の表示を行い、将来的には時期ごとの低地部の環境変化が理解できるような整備を目指す。



加えて、史跡がこの地に営まれた背景までもが理解できるような整備をすることが望ましい。史跡付近は海・山・川・平地・池と様々な地形が集中する恵まれた立地であることから、植物・動物の多様性をもたらし、交流の利便性も高かったと考えられる。こうした立地・環境は現在にも継承されている上、周辺景観も保全されている。

来訪者に本質的価値の理解を深めてもらうとともに、保全された周辺景観を活かしながら、史跡を取り巻く立地を含めた往時の環境についても表現することが必要である。

以上を踏まえると、表示すべき遺構としては、前期の遺構であるドングリ（コナラ）集積及び地点貝塚、中期末以降の遺構である竪穴建物跡、水辺遺構（石敷きの道と作業場）、捨て場の5つの遺構が挙げられる。これらと、周辺環境を説明するために必要なポイントの位置は図38に示した。整備基本計画で、各遺構の性格・状況に応じた最も効果的な表現の手法と、史跡の特徴的な立地や環境について理解を促すための方法など、詳細を検討していく。

### 方向性3 安全・快適に利用できる環境づくり

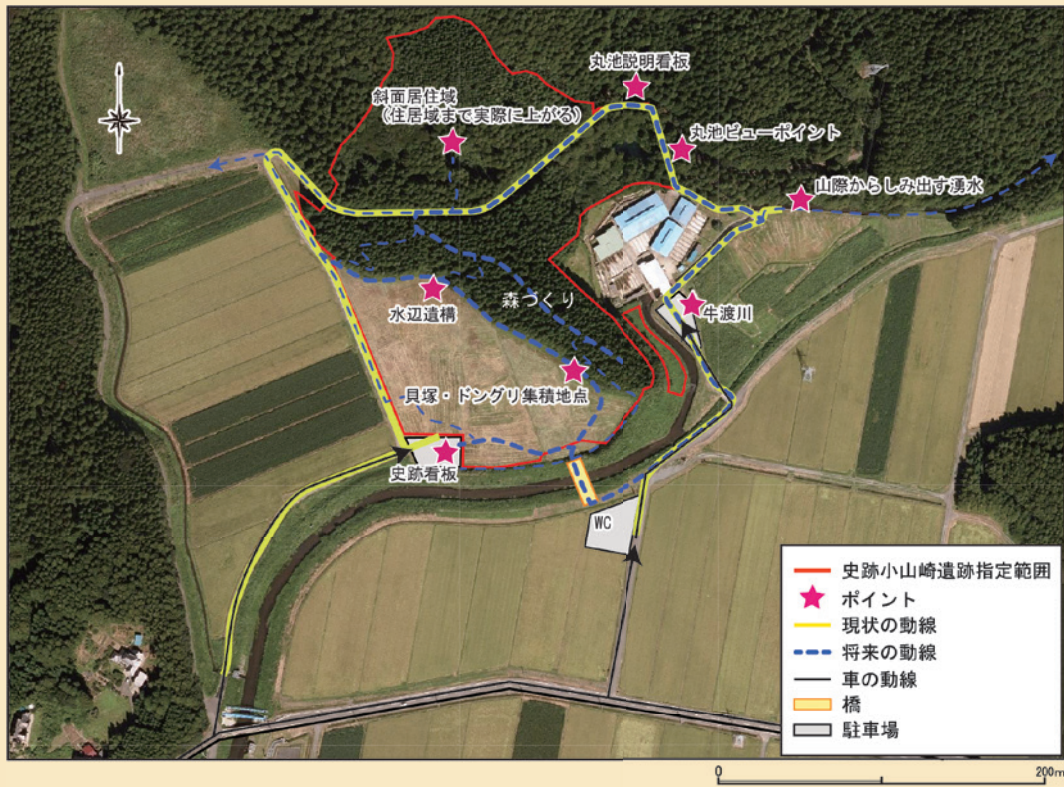
#### 1. 史跡現地の整備

史跡は未整備で、来訪者がスムーズに見学できる状態にない。そのため、駐車場・遊歩道・トイレ・休憩スペースなどの便益施設を設置し、安全・快適に利用できるよう環境を整えていく必要がある。

本史跡に含まれる丸池や近接する牛渡川はすでに観光地となっており、これまでの状況から、史跡への交通手段は自家用車や観光バスが主となることが想定される。そのため、現状の低地側駐車場の認知の向上を図るとともに、新設したバス駐車場の利用状況を確認し、必要があれば駐車スペースを増やすことを視野に入れる。また、史跡内には湿地・山道・砂利道が含まれるとともに、一部日陰もなく炎天下では見学が困難なところもある。正式な動線を決定した後、関係部署と協議した上で、動線に沿って遊歩道やサイン、植栽、休憩スペース、トイレのほか必要な便益施設の設置を検討する。

加えて、利用者の安全を確保するため、現地に各種災害の危険区域や最寄りの避難場所を知らせる表示を設置する。その他、土砂崩れを含む自然災害時の復旧に関しては文化財の保全、来訪者の安全確保及び周辺地域への悪影響の除去のために、緊急性を勘案し、対応策を検討する。

また、周辺道路に案内標識を設置するほか、観光施設や文化施設に相互誘導のための表示をすることで、史跡にアクセスしやすくする。



ここでは本史跡整備のために段階的にすべきことを、5つの主要なアクションとしてまとめた。

- ① **林縁の道や橋の整備による回遊動線の形成**：低地部林縁に、管理用道路を兼ねた散策路を整備し、また、牛渡川を渡る橋を設けるなどして、回遊動線を形成する。水辺遺構のある史跡主要部にアプローチできるようになり、既存の駐車場も有効に活用されることが見込まれる。橋の位置などは未定。回遊動線の形成にあわせてサイン計画を用意する。
- ② **活動拠点の形成**：地域の人々が主体的に管理するほか、体験プログラムなどを企画・実施するための拠点をトイレ、駐車場とともに整備する。ガイダンス機能やワークスペースなどを持たせることによって、地域の自然＝歴史を結びつけた幅広い環境体験や交流の拠点となることが期待できる。
- ③ **水辺遺構・水辺の表現**：水辺遺構の整備は、史跡の本質的価値を表現する上でも重要な課題である。あわせて水辺を思わせる景観、親水的な環境を形成することで、この場所の特徴をわかりやすく表現できるとともに、魅力の1つとなると考えられる。水の管理や水辺の植生管理の方法など、事前に検討を重ねるが、その後も模索しながら順を追った整備となるだろう。
- ④ **縄文の森づくり**：覆土を行うなどして、市民参加のもとに縄文の森の形成を検討する。動線も複層化し、空間体験や景観体験の幅も広がり、場所の魅力を高めることができる。
- ⑤ **歴史的環境情報システムの形成**：図には示していないが、ガイダンス施設・Webサイトなどと一体となった歴史的環境情報システムを形成することにより、歴史イメージは豊かなものとなるほか、このシステムを介して幅広い人々との間でつながりが生まれることが期待される。

以上は、整備基本計画にむけて、現段階での方向性として示すものである。

図 38 現況の動線と整備の方向性（イメージ）



## 2. ガイダンス施設

現状で出土品の展示や史跡についての情報提供を行っている遊佐町埋蔵文化財調査室は、史跡から離れた場所にある上、一般公開されていないため、史跡来訪者に対しガイダンスをどのように行うか、史跡の維持管理や体験プログラムの実施など、史跡の活用を地域住民とともにどのように進めるかなどを考慮しておく必要がある。

小学校統合後の空き校舎などの既存施設は、史跡の説明、遺物の展示のほか、整理・保管、研究機能等を持たせるには適切な施設といえる。現在の候補地は図39のとおりで、史跡からの距離は吹浦小学校が約3km、高瀬小学校が約4kmで、どちらも車で10分以内の距離に位置している。しかし、自家用車以外の交通手段を用いる来訪者のため、現地とガイダンス施設、地域の拠点となる施設の相互誘導や移動のための交通手段、情報提供のあり方について併せて検討しておかなければならない。

また、地域の人々の参加や内外の交流を促し、地域の活性化を図るには、活用のためのスペースを史跡に隣接する場所に形成する必要があるだろう。こうした拠点が連携してガイダンス機能を持つことになる。また、これらの拠点となる場所と、史跡に関心を持つ人々、あるいは来訪者等を、蓄積された膨大な歴史的・考古学的情報を介しながら、結びつけてゆく歴史的環境情報システム（仮）の形成も課題の1つであり、これらを今後の整備基本計画策定の中で検討していく。



図 39 ガイダンス施設候補地の位置



## 第9章 運営・体制

### 第1節 現状と課題

本節では史跡の運営・体制の現状と課題について、項目ごとに整理する。

#### 1. 担当部局の体制

史跡小山崎遺跡の管理団体は遊佐町である。文化庁・山形県のほか、学識経験者から指導を受け、運営は遊佐町教育委員会教育課が主管し、実務は文化係が担当している。職員不足のため、開発行為への対応と史跡等の活用・整備事業が並行して行える状態になく、体制強化が求められている。

#### 2. 首長部局との連携

史跡や周知の埋蔵文化財包蔵地内での土木工事等については、首長部局と情報を共有し、事業者と事前協議を行っている。また、史跡周辺の整備としては、文化財としての解説板は教育課、観光・周辺マップ・ジオパークとしての案内板のほか、バス駐車場については企画課で担当している。

#### 3. 地域住民等との協働

史跡の草刈りは委託業者が、見学時のガイド等の活用事業や運営に関わることは町職員が行っており、現状では地域住民との協力体制はできていない。

地域住民との協働を実現するためには、史跡が認知され、愛着を持ってもらうことが重要であることから、町内の学校や生涯学習まちづくり出前講座等で利用を促しているが、史跡の認知度は5割にとどまっている。より多くの人に史跡を知ってもらうとともに、将来的に史跡の維持管理や運営に住民が関わり、協働で運営していくための仕組みづくりが必要である。

### 第2節 方向性と方法

本史跡の運営・体制における課題を解決し、地域住民との協働、運営体制の拡充を目指すべく、方向性を次のように設定し、方法を検討する。

#### 方向性1 文化財行政の体制充実

史跡を適切に保存・活用していくには、継続的な調査・研究と普及啓発事業を並行して行うことが必要であるため、専門的な知識を持った職員の配置増員を検討する。また、文化庁や県が主催する研修等に積極的に参加することで、担当職員の資質や技術の向上を目指す。

#### 方向性2 首長部局・関連機関との連携強化による円滑な事業の推進

史跡の保存・活用・整備は考古学のほか、多岐にわたる分野の専門的な知識や住民の意見を取り入れることが必要であるため、有識者や地元住民からなる「史跡小山崎遺跡整備検討委員会（仮称）」を設置する。これまでは「文化財」と「観光」とで担当課が別々に事業を進めてきたが、今後の史跡整備そして活用については町の観光や産業、環境保全、防災、まちづくりと密接に関わる。そのため、必要に応じて委員会に関係課職員や地域おこし協力隊などの出席を求め、情報を共有し、一体的な事業として進めていく。また、これまで同様に

文化庁・県による指導・助言を受け、より確実に効果的な運営を行っていく。

### **方向性3 地域住民との協働による史跡の保存・活用**

本史跡の確実な保存と有効な活用・整備のためには、公共の関連機関との連携のみならず、地域住民や商工会、観光協会、まちづくり協議会、老人クラブ連合会、婦人会、ボランティアなど民間の組織や団体の理解と協力に基づく協働により、運営体制を拡充することが不可欠である。

そのため、元発掘調査関係者や講演会参加者など史跡に関心・愛着のある人たちを含め、史跡の保存・活用を応援する組織・ネットワークづくりに取り組む。これと併行して、ワークショップや整備体験を含むイベントなどの住民参加型の事業を企画することで、住民や民間の組織・団体との協力体制を維持・発展させ、積極的な参画を促していく。

また、学校と連携して、総合的な学習や親子レクリエーション、学習発表会などで史跡を活用することにより、広く発信していくことも有効と考えられる。その他、「鳥海山・飛島ジオパークガイドの会」など、既存の活動団体や社会教育団体とも連携を図り、より充実した活動と将来の担い手の育成を目指す。

史跡の保存・活用を支える組織づくりや組織間の連携に取り組み、史跡の保存・活用に常に地域住民が関わり、その活動が次世代に引き継がれていくような体制を目指す。

## 第10章 施策の実施計画

各項目において、令和4年度から令和8年度を短期、令和9年度から13年度を中期、令和14年度以降を長期として期間を設定し、以下のとおり実施する。

### 第1節 短期計画（令和4年度～令和8年度）

#### 1. 保存管理

史跡指定地の見回りや草刈りなど日常的な管理を行う。遺跡の適切な保存を図るために地下水位のモニタリングを継続する。また、関係者の理解を得ながら、追加指定及び町有地化を推進する。

#### 2. 活用

これまで行ってきた活用事業を継続しながら、史跡現地の見学会や体験講座、各まちづくり協議会と連携した講座や小規模な展示などを新たに開催する。また、教育関係者向けの紹介資料を作成し、パンフレットとあわせて配布することで、出前講座等の利用の促進を図る。広報、Webページなどの媒体を通じて、より幅広い層へ周知していく。

#### 3. 整備

用地境界測量、境界立会を実施し、境界標などを設置する。低地側駐車場への誘導を行った上で、低地側駐車場及びバス駐車場の利用・混雑状況を確認し、新規に駐車場が必要か検討する。関係課や機関、地域住民と協議し、整備基本計画を策定し、基本設計、実施設計を進める。あわせて、既存看板の更新など、その後の整備の妨げにならない範囲で内容充実を検討する。

#### 4. 運営体制

有識者等による「整備検討委員会（仮称）」を設立し、文化庁・山形県の指導を受けながら、史跡の適切な保存・活用・整備・運営体制について検討する。また、活用事業を通して史跡の保存・活用を支える組織の基盤作りをする。教育委員会が主体となりつつ、地域住民の協力を得ながら遺跡の維持管理を行う。

### 第2節 中期計画（令和9年度～令和13年度）

#### 1. 保存管理

史跡の日常的な管理を継続する。必要に応じて、指定地や周辺の発掘調査、出土資料の分析などを行い、内容解明や魅力を高めることに努める。また、調査やモニタリングの結果を確認し、適宜、地下水位を維持するための設備や保護層（盛土）などで史跡を保護する。

#### 2. 活用

ワークショップや史跡のクリーンデーなど住民参加型の事業を企画するとともに、地域一帯の活性化を目指して、地域の文化財等について連続講座を開催する。他文化財も含めた周遊ルートのほか、縄文祭りなどのイベントを住民と一緒に検討する。また、夏休みなどに子供・親子を対象とした講座を開催する。



### 3. 整備

遊歩道や橋などによる回遊動線を形成するほか、動線に沿ったサインを設置する。加えて、休憩及び活用のためのスペース、トイレなどの便益施設を設置する。ドングリ（コナラ）集積・地点貝塚・竪穴建物・水辺遺構・捨て場の整備を進め、特に水辺・水辺遺構の表現及びその管理については、よりよい方法を模索していく。（図38における①・②・③）

### 4. 運営体制

ガイド体験や活用事業の協力スタッフを依頼するなど史跡の整備・運営に関わる機会を設定することで、住民主体の活動に発展する流れを促進し、ボランティア団体の組織化をねらう。また、教育機関の協力を得て、子供たちにも整備や運営に関わってもらおう。

## 第3節 長期計画（令和14年度以降）

### 1. 保存管理

継続して史跡の日常的な管理を行う。必要に応じて、指定地や周辺の発掘調査、出土資料の分析などを行い、内容解明や魅力を高めることに努める。調査の結果によっては、追加指定も検討する。

### 2. 活用

他文化財・観光施設等を含めた周遊ルートを設定し、旅行会社等への情報提供、各施設での相互誘導を行う。整備の進んだ史跡現地を活かして、縄文祭りや植樹などの定期的に行うイベントを開催する。史跡や縄文時代に関心のある子供たちを定期的に集めて活動を行うほか、史跡のガイドを依頼できるようなかたちを目指す。

### 3. 整備

市民参加のもとで縄文の森づくりなどを行い、動線の複層化を図るとともに、史跡を取り巻く往時の環境についての表現を進め、訪れた人が立地の特殊性も含めて史跡の全体像を想像できるようにする。また、ガイダンス施設の整備も進め、来訪者が史跡現地・ガイダンス施設・Webページなど複数の方向から情報が得られ、知識・体感・人とのつながりにより、歴史イメージをより豊かなものにできるような環境を整える。（図38における④・⑤）

### 4. 運営体制

史跡やガイダンス施設のボランティアガイドなど、主体的に保存・活用に関わる人材の充実をはかる。教育機関の協力を得て、子供たちにも整備や運営に関わってもらい、活動が次世代にも引き継がれるような世代間交流の場ともなる体制を目指す。

## 第11章 今後の経過観察

### 第1節 方向性

史跡の適切な保存と有効的な活用は、一時的なものではなく将来にわたり継続して取り組むべきものである。そのため、管理団体はその過程において、自主的な経過観察を定期的に行うことにより、事業内容やその進捗状況を適宜確認し、その有効性や、社会の変化や住民のニーズに対応しているかなどを把握し、検証、改善していくことが必要である。この経過観察は、遊佐町教育委員会が主体となって実施する。

### 第2節 方法

#### 1. 価値や基本的な考え方の確認

本計画に挙げられた史跡の本質的価値や基本的な考え方が、計画策定後の調査・研究によって得られた成果や社会状況に適合しているかを適宜確認する。

#### 2. 実施事項の有効性の点検・検証

実施した施策・事業が、本計画に掲げた基本的な考え方と整合性がとれているか、また効果的であったかなどについて、検証を行う。

#### 3. 計画への反映

点検・検証によって得られた結果を保存・活用に反映し、必要があれば計画の見直しを図る。

## 卷末資料



## 現状変更許可申請書の書式

年 月 日

文化庁長官 殿

住所

申請者名

史跡小山崎遺跡の現状変更（ しようとする行為を記入 ）について

このことについて、文化財保護法第125条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

### 記

- 1 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称  
史跡 小山崎遺跡
- 2 指定年月日  
令和2年3月10日
- 3 史跡、名勝又は天然記念物の所在地  
山形県飽海郡吹浦字七曲30番1外 21筆等
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所  
氏名：  
住所：
- 5 権原に基づく占有者の氏名及び住所  
なし
- 6 管理団体の名称及び事務所の所在地  
山形県遊佐町  
山形県飽海郡遊佐町遊佐字舞鶴202
- 7 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所  
なし

- 8 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地  
氏名：  
住所：
- 9 現状変更を必要とするための理由  
「樹木を伐採することで安全を確保する」など。
- 10 現状変更等の内容及び実施の方法  
変更の対象範囲（面積）、規模（高さ・長さ・深さ）、構造、工法、色彩、材質などを具体的に記入。  
また、工事に伴う仮設工事や外構工事、撤去工事などあればそれも記入。
- 11 現状変更により生ずる物件の滅失もしくはき損または景観の変化その他現状変更等が史跡名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項  
変更行為により、ものが変わったりなくなったりすることによって起こる景観の変化や、地下遺構への影響を記入。
- 12 現状変更等の着手及び終了の予定時期  
着手：現状変更許可日以降  
終了：
- 13 現状変更等に係る地域の地番  
小字名も含めて記入
- 14 現状変更等に係る工事その他の行為の施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地  
氏名：  
住所：
- 15 その他参考となるべき事項  
設計図（平面図、立面図）、現況の写真を添付

## 埋蔵文化財発掘の届出（93条届出）書式

年 月 日

山形県知事 殿

(住所)

(氏名)

印

### 埋蔵文化財発掘の届出について（93条届出）

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のための発掘を実施したいので、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第93条第1項、同第184条第1項及び文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号）第5条第2項の規定により、下記の事項について、関係書類を添付し、別記のとおり届出します。

#### 記

- 1 土木工事等をしようとする土地の所在及び地番
- 2 土木工事等をしようとする土地の面積
- 3 土木工事等をしようとする土地の所有者の氏名又は名称及び住所
- 4 土木工事等をしようとする土地に係る遺跡の種類、員数及び名称並びに現状
- 5 当該土木工事等の目的、計画及び方法の概要
- 6 当該土木工事等の主体となる者（当該土木工事等が請負契約等によりなされるときは、契約の両当事者）の氏名及び住所（法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）
- 7 当該土木工事等の施行担当責任者の氏名及び住所
- 8 当該土木工事等の着手の予定時期
- 9 当該土木工事等の終了の予定時期
- 10 その他参考となるべき事項

#### 〔添付書類〕

土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図並びに当該土木工事等の概要を示す書類及び図面



別 記

93条第1項

県文書番号	文 文 第 号・ 年 月 日
-------	----------------

1 所在地	
2 面積	
3 土地所有者	氏名： 住所：
4 遺跡の種類	散布地 集落跡 貝塚 都城跡 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 横穴墓 その他の墓 生産遺跡 その他の遺（ ）
遺跡の名称	(県遺跡番号 - ) 員数
遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他（ ）
遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他（ ）
5 工事の目的	道路 鉄道 空港 港湾 河川 ダム 学校 共同住宅 個人住宅 工場 店舗 住宅兼工場店舗 その他の建物（ ） 宅地造成 土地区画整理 公園造成 ゴルフ場 観光開発 電気・水道・ガス等 農業基盤整備（農道等含む） その他農業関係事業 土砂採取 その他の開発（ ）
工事の概要	
6 工事主体者	氏名： 住所：
7 施行担 責 任 者	氏名： 住所：
8 着手予定時期	年 月 日
9 終了予定時期	年 月 日
10 参考事項	

指示事項	発掘調査 工事立会 慎重工事 その他（ ）
------	-----------------------

〔注意事項〕

- ① 太線内は届出者が記入。
- ② 指示事項欄は県で記入。
- ③ 4・5欄は、該当事項を□又は○で囲み、該当項目のない場合は（ ）内に記入。

## 埋蔵文化財発掘の通知（94条通知）書式

年 月 日

山形県知事 殿

(住所)

(氏名)

印

### 埋蔵文化財発掘の通知について（94条通知）

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のための発掘を実施したいので、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第94条第1項、同第184条第1項及び文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号）第5条第1項の規定により、下記の事項について、関係書類を添付し、別記のとおり届出します。

#### 記

- 1 土木工事等をしようとする土地の所在及び地番
- 2 土木工事等をしようとする土地の面積
- 3 土木工事等をしようとする土地の所有者の氏名又は名称及び住所
- 4 土木工事等をしようとする土地に係る遺跡の種類、員数及び名称並びに現状
- 5 当該土木工事等の目的、計画及び方法の概要
- 6 当該土木工事等の主体となる者（当該土木工事等が請負契約等によりなされる場合は、契約の両当事者）の氏名及び住所（法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）
- 7 当該土木工事等の施行担当責任者の氏名及び住所
- 8 当該土木工事等の着手の予定時期
- 9 当該土木工事等の終了の予定時期
- 10 その他参考となるべき事項

#### 〔添付書類〕

土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図並びに当該土木工事等の概要を示す書類及び図面

別 記

94条第1項

県文書番号	文 文 第 号・ 年 月 日
-------	----------------

1 所在地	
2 面積	
3 土地所有者	氏名： 住所：
4 遺跡の種類	散布地 集落跡 貝塚 都城跡 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 横穴墓 その他の墓 生産遺跡 その他の遺（ ）
遺跡の名称	(県遺跡番号 - ) 員数
遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他（ ）
遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他（ ）
5 工事の目的	道路 鉄道 空港 港湾 河川 ダム 学校 共同住宅 個人住宅 工場 店舗 住宅兼工場店舗 その他の建物（ ） 宅地造成 土地区画整理 公園造成 ゴルフ場 観光開発 電気・水道・ガス等 農業基盤整備（農道等含む） その他農業関係事業 土砂採取 その他の開発（ ）
工事の概要	
6 工事主体者	氏名： 住所：
7 施行担当者 責任者	氏名： 住所：
8 着手予定時期	年 月 日
9 終了予定時期	年 月 日
10 参考事項	

勧告事項	発掘調査 工事立会 慎重工事 その他（ ）
------	-----------------------

〔注意事項〕

- ① 太線内は届出者が記入。
- ② 勧告事項欄は県で記入。
- ③ 4・5欄は、該当事項を□又は○で囲み、該当項目のない場合は（ ）内に記入。



## アンケート調査の結果

### 1) 調査の目的

遊佐町民の現状における本史跡の認知度と史跡の活用・整備に期待することを把握し、保存活用計画に反映する。

### 2) 回答期間

2021（令和3）年11月16日～12月7日

### 3) 調査対象

中学生以上の町内在住者とし、地区・年代・性別に偏りの生じないように、合計2,400人を無作為に抽出した。母集団（遊佐町内に住む中学生以上の男女）11,822人に対し、約20%の抽出率となる。

### 4) 調査方法

調査対象者に対し、郵送により調査票と返信用封筒を配布し、回収した。

### 5) 回収結果

配布数 2,400票      回収数 953票      不着 2票

回収率 39.7%      (戻ってきたもの/対象者に届いたもの×100)

### 6) 調査信頼度

回収された調査票のうち、属性が不明なものは無効票とした。また、集計期間外に届いた回答、対象者ではない方の回答は今後の事業の参考にするが、有効票としては扱わず、今回の調査結果には反映していない。したがって有効票は951票である。

本アンケート調査は標本調査であるため、母集団との間に誤差（標本誤差）がある。標本誤差は、信頼度を95%と設定した場合、下記の計算式で算出できる。一般的に公的機関が行うアンケート調査では95%の信頼度を用いることが多く、許容できる標本誤差の範囲は、5%未満が望ましいとされている。

#### 標本誤差の計算式

$$\text{標本誤差} = \pm 1.96 \times \sqrt{(11822-951) / 11821 \times \{50 \times (100-50) / 951\}} = \pm 3.047$$

母集団数は、住民基本台帳による中学生以上の遊佐町の人口11,822人（2021年11月1日現在）、回答者数は有効回答数の951人。なお、標本誤差は、回答割合（回答比率）が50%の時に最も高く、0%もしくは100%に近づくほど減少する。本アンケート調査では複数の質問項目があるため、回答割合を50%とした。

以上より、本アンケート調査では、標本誤差が最大でも約3.0%となり、許容できる標本誤差の範囲である5%未満に収まるため、母集団に対し妥当な標本データ数を得られたと言える。

### 7) データ記述について

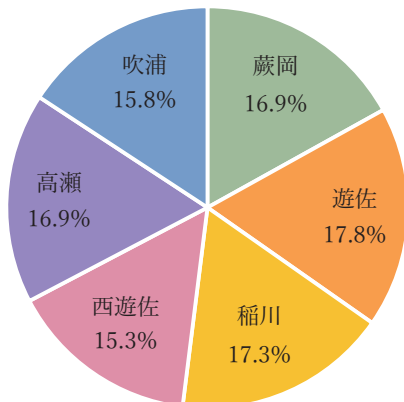
・比率は百分率（%）で表し、小数点以下2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合や文中の数値とグラフの数値が一致しない場合がある。

- ・設問に対する回答者の母数（有効回答数：無回答等を除いている）は“n=〇”として記載し、各比率はこの母数を100%として算出している。
- ・各項目の回答率は、不着の票に関しては各属性より母数を減じているが、無効票については減数できていないため、若干の誤差がある。
- ・複数回答を認めている設問については、回答数を有効回答者数で除した割合を示しているため、その回答比率の合計は通常100%を超える。
- ・単数回答の設問あるいは制限回答法の設問において、回答数がオーバーしている場合は無効回答とする。
- ・選択肢「その他」に具体的に記入された内容が、選択肢として既に用意されたものであれば、その選択肢を選んだものとする。
- ・設問あるいは回答選択肢が長文の場合、意図を変えずに別の言葉で記載、もしくは省略している箇所がある。

## 8) 回答者の属性

### ● 地区 (n=951)

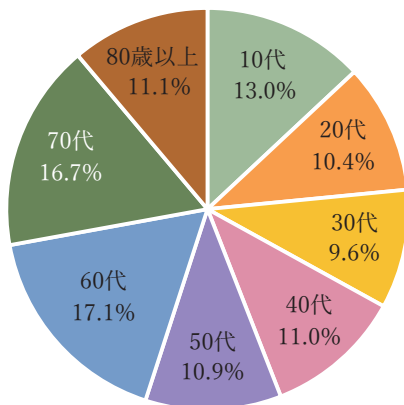
回答者の割合は遊佐地区（17.8%）が最も高く、西遊佐地区（15.3%）が最も低いが大きな偏りはない。



地区	回答数 (人)	割合 (%)	回答率 (%)
蕨岡	160	16.9	39.5
遊佐	171	17.8	43.0
稲川	163	17.3	40.8
西遊佐	147	15.3	36.8
高瀬	160	16.9	40.0
吹浦	150	15.8	37.5
計	951	100.0	39.7

### ● 年代 (n=951)

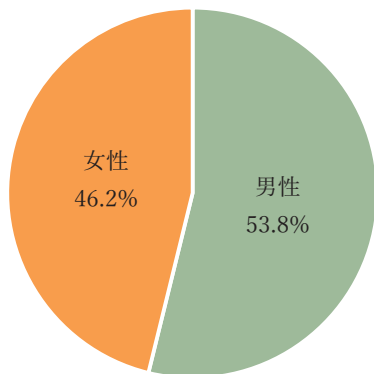
60代（17.1%）が最も多く、30代（9.6%）が最も少ない。60代・70代の回答率はいずれも50%を超えている。



年代	回答数 (人)	割合 (%)	回答率 (%)
10代	124	13.0	41.3
20代	99	10.4	33.0
30代	91	9.6	30.3
40代	105	11.0	35.0
50代	104	10.9	34.6
60代	163	17.1	54.5
70代	159	16.7	53.2
80歳以上	106	11.1	35.3
計	951	100	39.7

● 性別 (n=951)

回答者の割合は「男性」が約53.8%、「女性」が約46.2%で、男性の割合がやや高いが、大きな差はない。

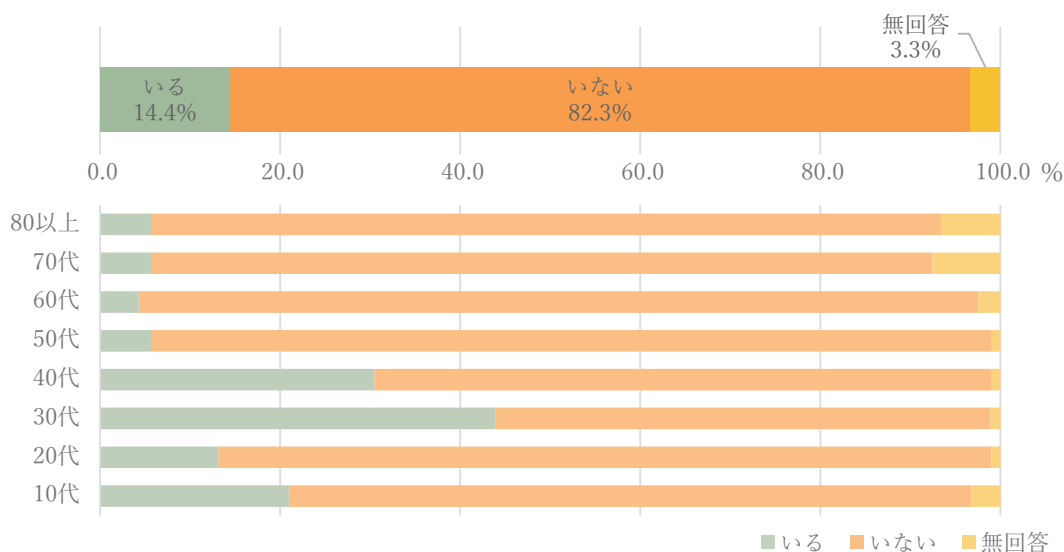


性別	回答数 (人)	割合 (%)	回答率 (%)
男性	512	53.8	42.7
女性	439	46.2	35.7
合計	951	100	39.7

9) 結果

①家庭内に小学生以下の子供がいるか。(n=951)

「いる」が14.4%、「いない」が82.3%、「無回答」3.3%で、30代・40代に小学生以下の子供のいる家庭が多い。



②興味・関心のある分野【3つまで】(n=895)

● 全体

「自然」(48.5%)が最も多く、次いで「食」(40.4%)、「観光」(31.6%)となっている。

● 地区別

「自然」に最も関心が高いのは遊佐地区で5割を超える。西遊佐地区では「観光」と「スポーツ」の順位が逆転する。

● 年代別

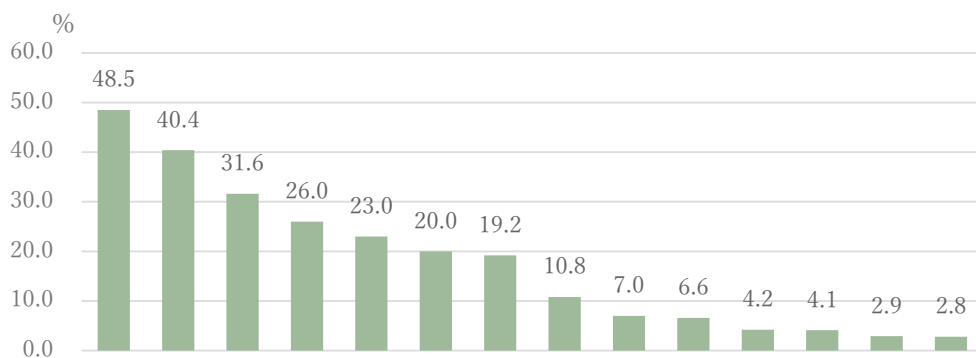
・10代は全体の傾向と異なり「音楽」(46.2%)が最も多く、「スポーツ」がそれに次ぐ。全体では3位である「観光」は6位まで下がる。



- ・20代は「食」(52.2%)に最も関心が高く、10代と同様に「音楽」と「スポーツ」にも関心がある。
- ・30代では20代と同様「食」に最も関心が高く、「音楽」と「スポーツ」にも関心があるが、「子育て」への関心が高くなる。
- ・40代～60代はほぼ全体と同様の傾向を示すが、4位以降にばらつきが見られ、40代は「音楽」、60代は「環境」にそれぞれ関心が向く。70代・80歳以上では「歴史」への関心が高くなる。「80歳以上」では特に「自然」に関心が高く、6割を超える。
- ・「その他」のうち、ゲームやメディアは10代～20代に特徴的な回答である。

● 性別

男性では「スポーツ」が「観光」を抜いて3位にくるのに対し、女性では「音楽」「環境」よりも低い6位となる。「その他」に回答のあったうち、7割が男性であり、最も回答が多かった年代は60代である。内訳としては、主に福祉、ゲーム、お金、産業、DIY、政治等が挙げられる。



項目	自然	食	観光	スポーツ	音楽	環境	歴史	芸術	子育て	教育	国際交流	ボランティア	その他	無回答
全体 (n=895)	48.5	40.4	31.6	26.0	23.0	20.0	19.2	10.8	7.0	6.6	4.2	4.1	3.0	2.8
蕨岡 (n=150)	47.3	43.3	32.0	26.0	20.7	24.0	20.7	12.0	4.7	6.7	4.0	2.7	1.3	2.0
遊佐 (n=165)	50.3	37.6	36.4	26.1	21.2	17.0	15.8	9.7	8.5	6.1	7.3	2.4	2.4	3.0
稲川 (n=152)	49.3	41.4	28.9	23.0	23.0	20.4	23.0	7.9	6.6	3.9	4.6	7.2	3.9	4.6
西遊佐 (n=137)	49.6	41.6	29.2	32.1	28.5	21.2	19.0	10.9	8.8	8.8	1.5	3.6	2.9	2.2
高瀬 (n=152)	49.3	40.1	30.9	24.3	21.1	20.4	23.0	9.9	6.6	6.6	4.6	3.3	3.9	2.6
吹浦 (n=139)	44.6	38.8	31.7	25.2	24.5	18.0	13.7	15.1	7.2	7.9	2.9	5.8	2.9	2.2
10代 (n=117)	32.5	36.8	12.8	37.6	46.2	11.1	13.7	11.1	1.7	4.3	10.3	6.0	3.4	1.7
20代 (n=92)	35.9	52.2	35.9	25.0	33.7	13.0	9.8	9.8	8.7	10.9	9.8	2.2	3.3	4.3
30代 (n=75)	32.0	48.0	33.3	25.3	22.7	17.3	9.3	12.0	28.0	14.7	0.0	4.0	4.0	2.7
40代 (n=96)	51.0	41.7	37.5	24.0	25.0	11.5	12.5	12.5	15.6	8.3	6.3	2.1	3.1	4.2
50代 (n=100)	49.0	47.0	43.0	21.0	14.0	20.0	16.0	10.0	4.0	5.0	4.0	3.0	2.0	3.0
60代 (n=161)	58.4	42.2	34.2	26.1	19.3	29.8	18.0	15.5	3.7	3.7	0.6	4.3	3.7	0.0
70代 (n=153)	56.2	33.3	29.4	27.5	16.3	22.9	31.4	9.2	2.6	4.6	3.3	6.5	0.0	3.3
80以上 (n=101)	60.4	28.7	30.7	18.8	9.9	27.7	34.7	5.0	3.0	6.9	1.0	3.0	5.0	5.0
男性 (n=485)	46.8	35.3	30.1	32.4	21.6	20.8	21.0	9.7	4.7	7.0	3.5	2.9	3.5	2.5
女性 (n=410)	50.5	46.6	33.4	18.5	24.6	19.3	17.1	12.2	9.8	6.1	5.1	5.6	2.2	3.2

60%以上 50~59% 40~49% 30~39% 20~29%

### ③小山崎遺跡を知っているか。(n=951)

#### ● 全体

「知っている」(49.9%)、「知らない」(49.4%) とともに約5割でほぼ差がない。

#### ● 地区別

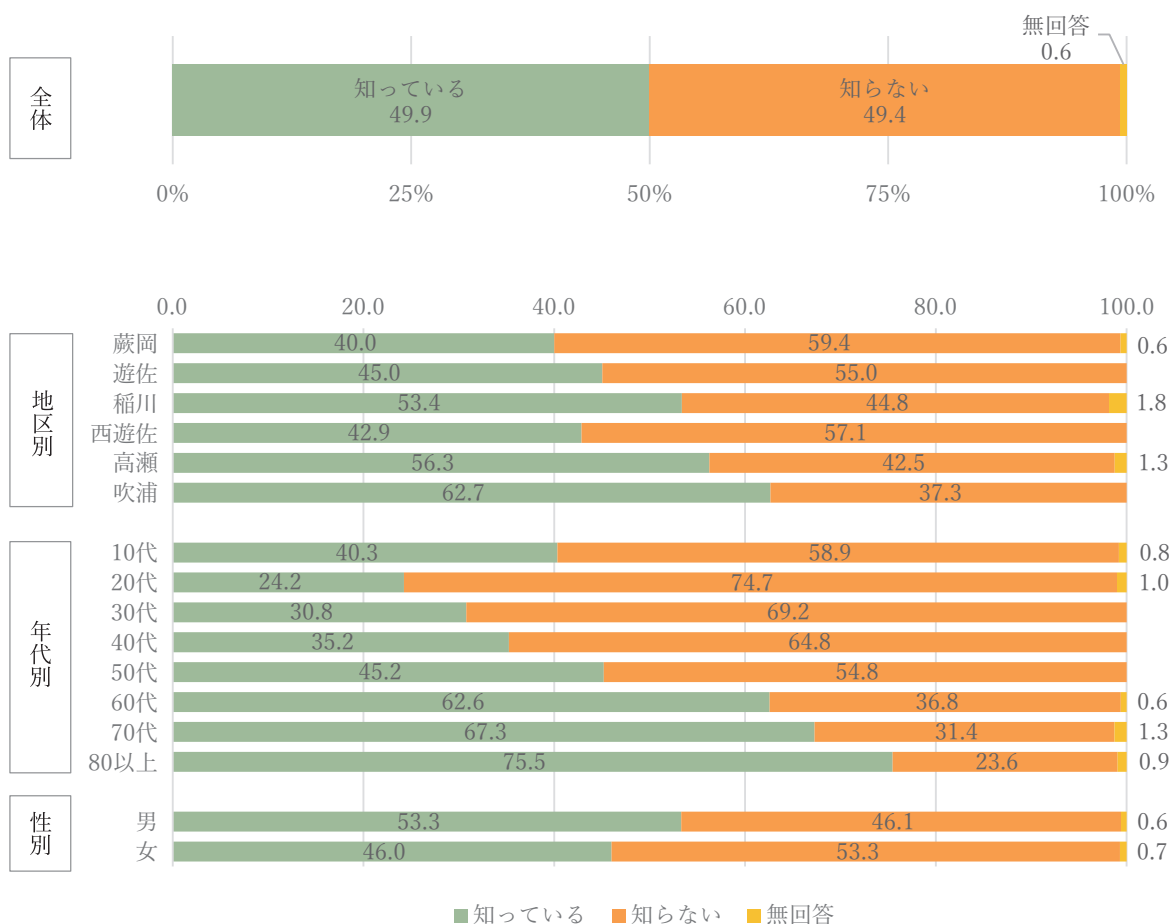
「知っている」の割合は吹浦地区(62.7%)が最も多く、蕨岡地区(40.0%)が最も少ない。

#### ● 年代別

年齢が高いほど「知っている」割合が高くなる傾向が見られ、年代と認知度がほぼ比例する( $y = 6.75x + 17.3$ )。ただし、10代の認知度は予測値17.3%前後となるが2倍以上の40.3%である。

#### ● 性別

「知っている」の割合は男性の方が53.3%、女性が46.0%で男性の方がやや高いが、大きな差はみられない。



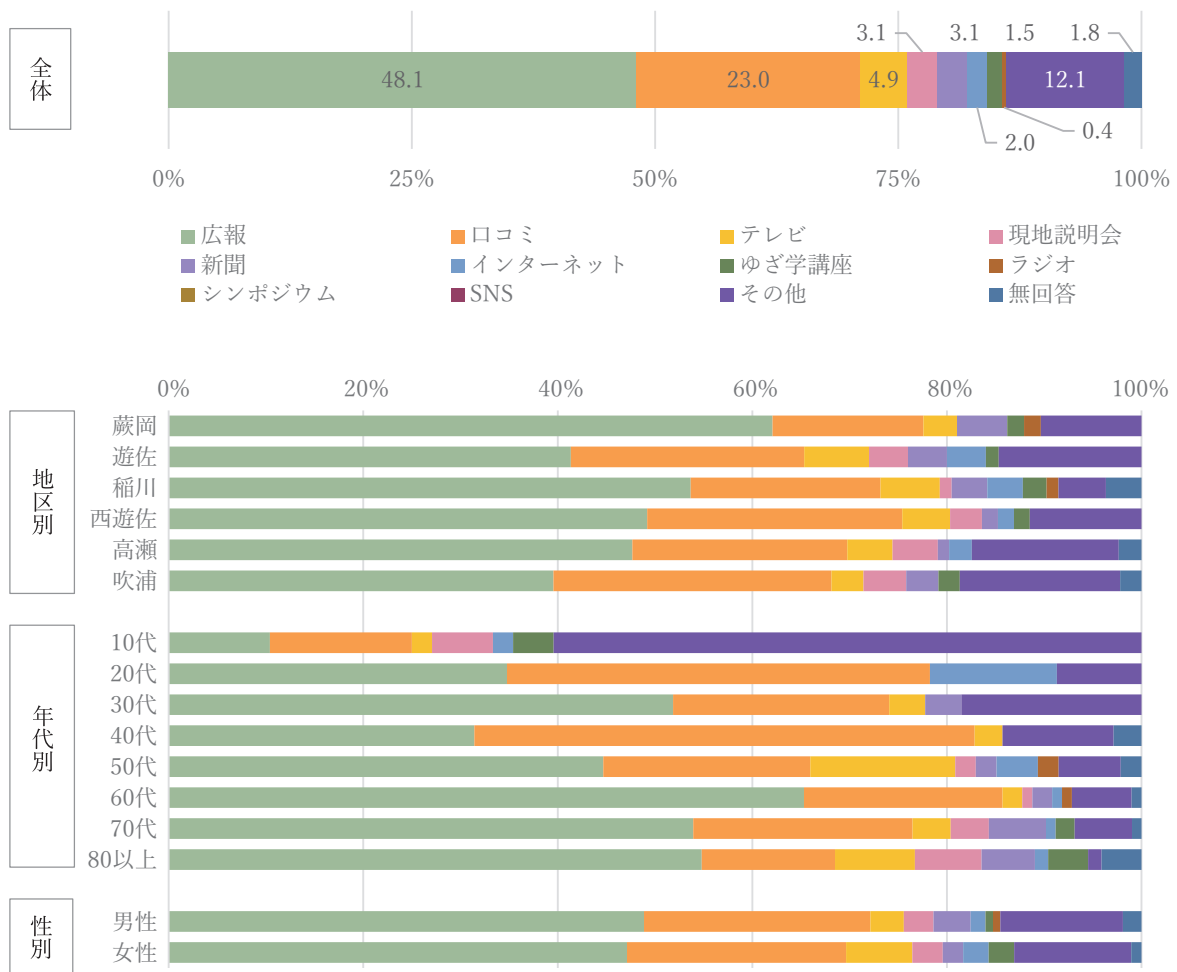
#### ④小山崎遺跡を知ったきっかけは何か。【1つのみ】(n=453)

##### ● 全体

「広報」(48.1%)の割合が最も高く、約5割である。口コミ(23.0%)がそれに次ぐ。「その他」(12.1%)のうち、7.5%は授業、校外学習、親子レクリエーション、自由研究等の学校関連であった。

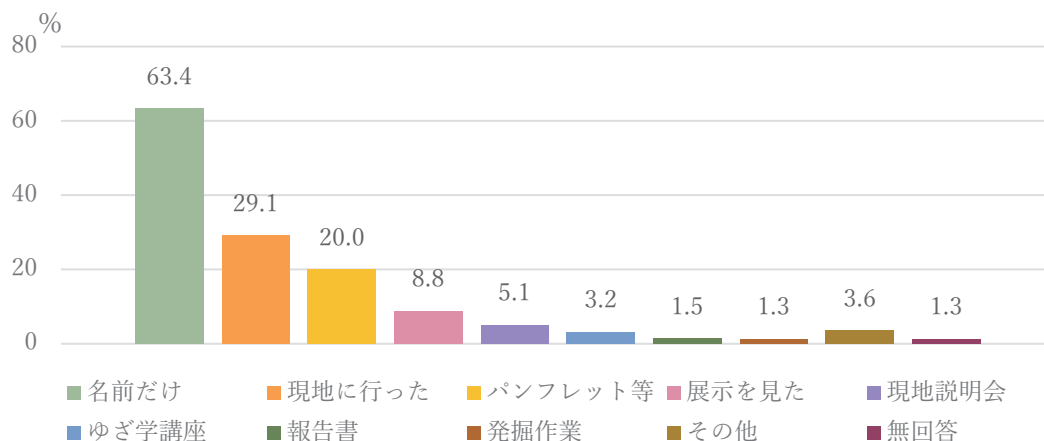
##### ● 年代

10代が小山崎遺跡を知ったきっかけとして「学校」関連が58.3%であり、小中学校での校外学習における遺跡や調査室の見学、あるいは出前講座の活用が、認知度の引き上げに一定の効果をもたらしていると考えられる。



#### ⑤どの程度知っているか【いくつでも可】(n=475)

「知っている」と答えた人のうち、「名前だけ知っている」(63.4%)が6割を超える。「現地に行ったことがある」(29.1%)が約3割、「パンフレット等を読んだことがある」(20.0%)が2割で、他の項目は1割に満たない。



## ⑥どのような場所になるのが望ましいか【各3つまで】

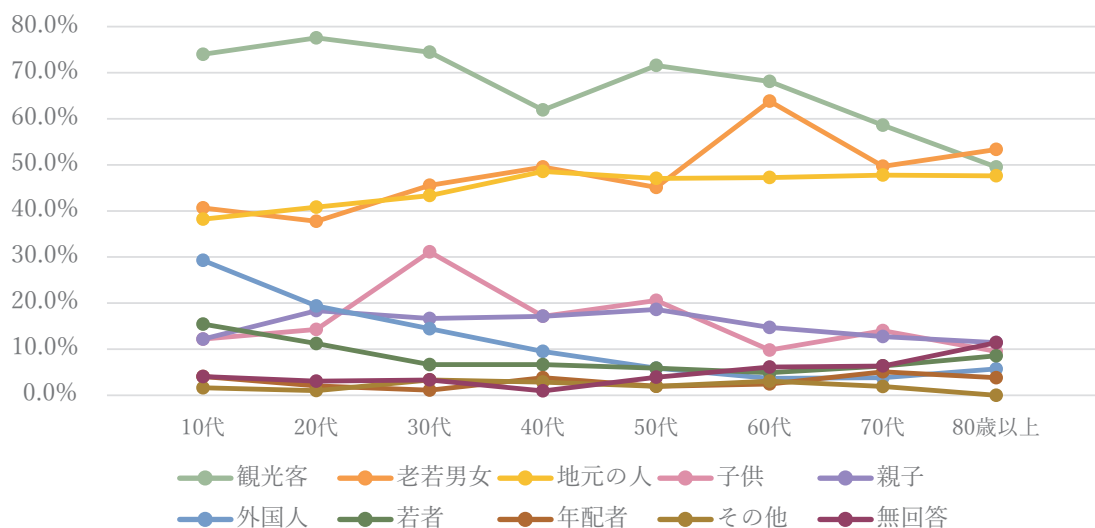
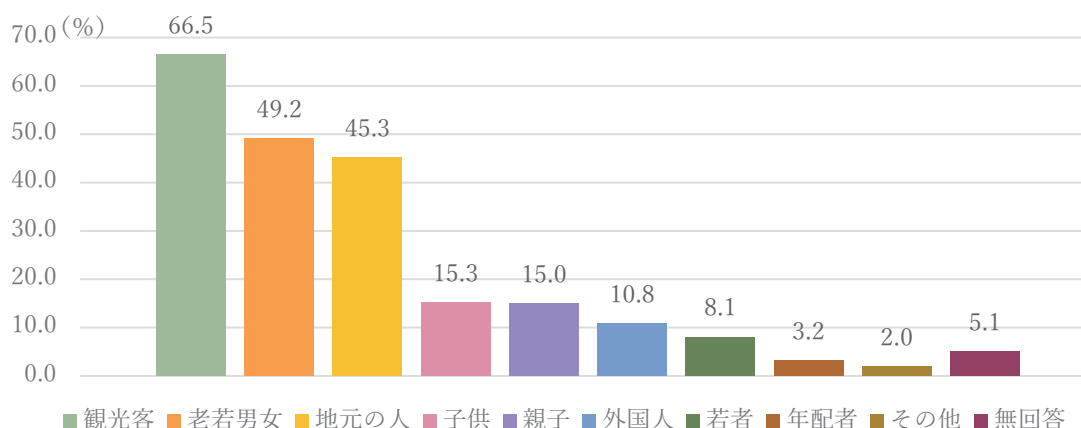
### ア. 主な利用者 (n=943)

#### ● 全体

「観光客」(66.5%) が最も多く、「老若男女」(49.2%)、「地元の人」(45.3%) と続く。

#### ● 年代別

30代で「子供」の比率が高く、他年代の倍ほどである。「外国人」の比率が10代で高く、60代まで年代が上がるにつれて緩やかに減少し、70代から若干高くなる。





## イ. 利用目的 (n=947)

### ● 全体

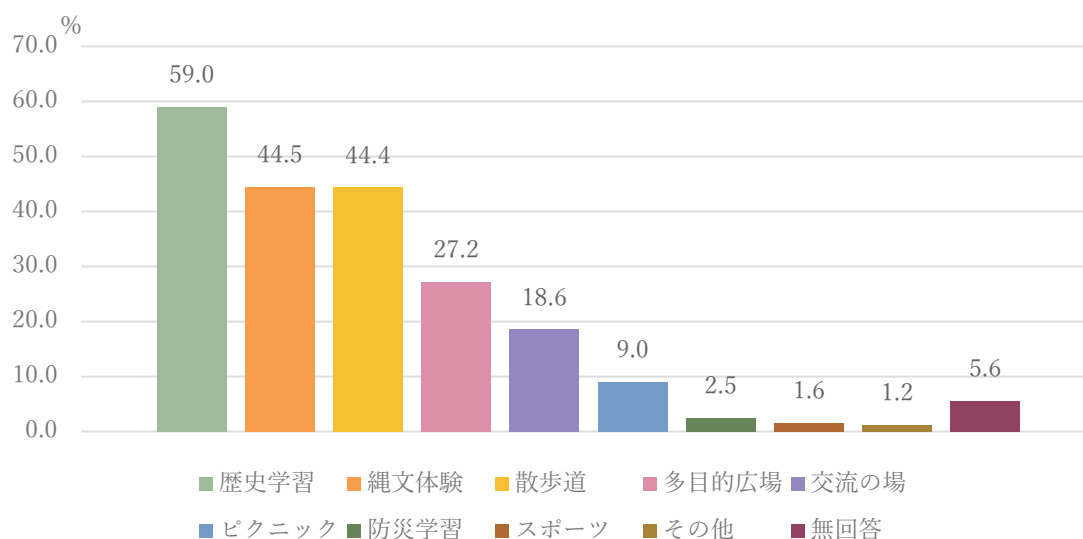
「歴史学習」(59.0%) が最も多く、「散歩道」(44.5%) や「縄文体験」(44.4%) も 4 割強である。次いで「多目的広場」(27.5%)、「交流の場」(18.6%) と続く。その他では、「体験学習」や「野外イベントの場」、「キャンプサイト」などがある。

### ● 年代別

10代~20代で「歴史学習」の比率が 3 割を超える。40代~60代と 80歳以上では、「散歩道」の比率が「縄文体験」と逆転し、50代~60代では「歴史学習」とほぼ同比率となる。

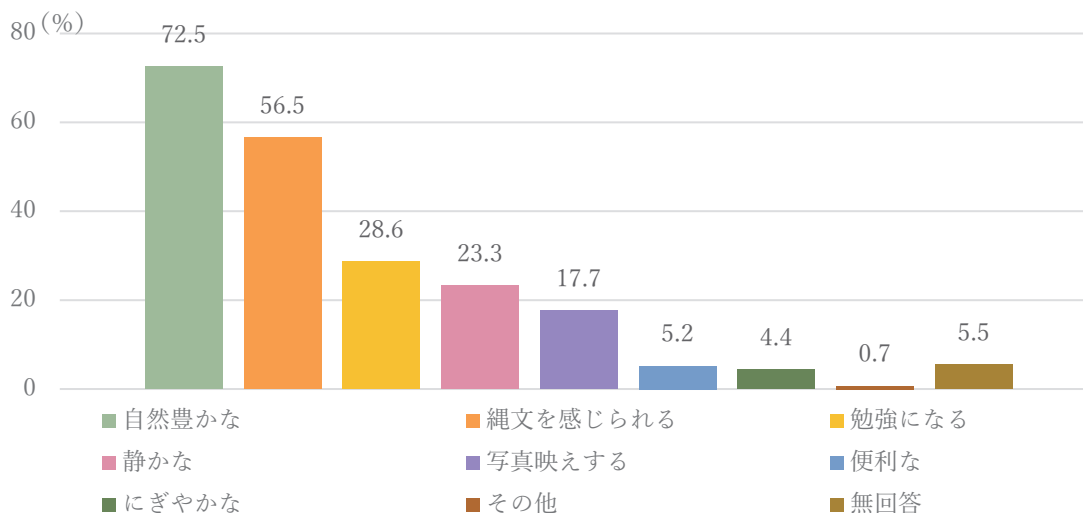
### ● 性別

女性では「散歩道」と「縄文体験」の比率が逆転している。



## ウ. 雰囲気 (n=949)

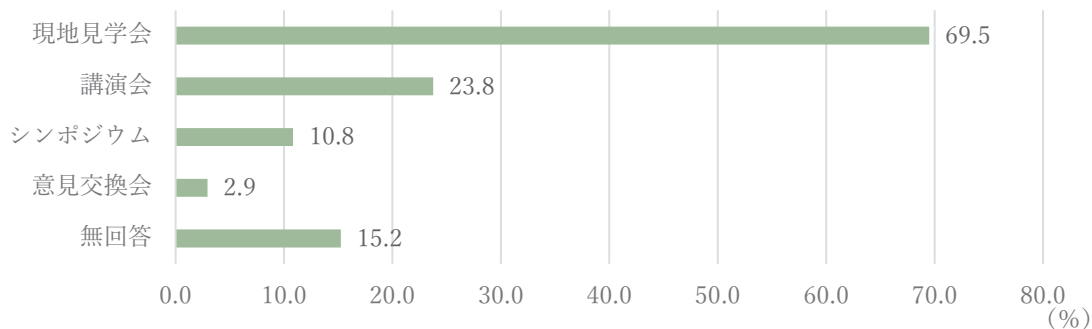
「自然豊かな」(72.5%) が最も多く 7 割を超える。次いで「縄文を感じられる」(56.5%) も 5 割を超え、「勉強になる」(28.6%)、「静かな」(23.3%)、「写真映えする」(17.7%) と続く。その他の内容としては、「そのまま」が良いというものから「清潔な」、「くつろげる」といった回答も見られ、選択肢よりさらに多様性が見られる。



## ⑦どのような機会があれば参加したいか【各3つまで】

### ア. 学習 (n=951)

「現地見学会」(69.5%) が群を抜いて多く、約7割である。次いで「講演会」(23.8%)、「シンポジウム」(10.8%)、「意見交換会」(2.9%)と続く。



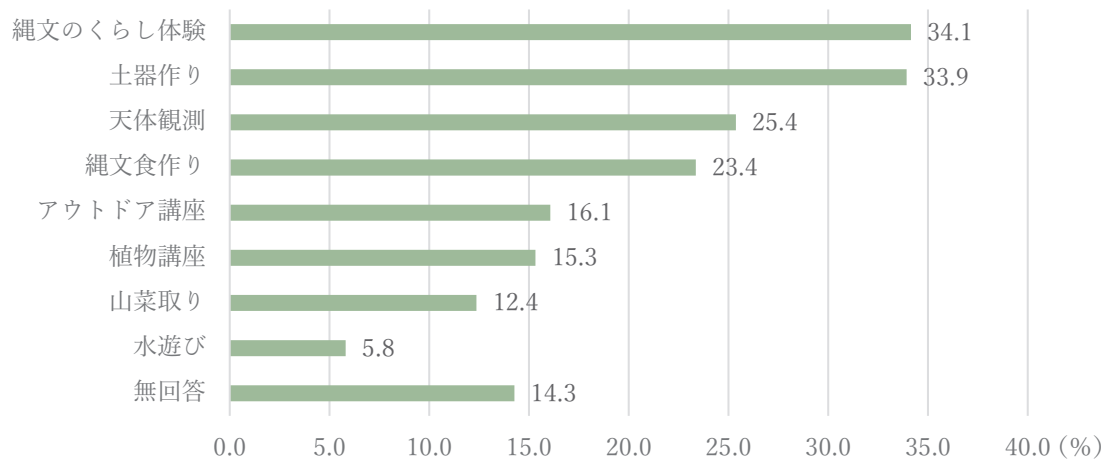
### イ. 体験 (n=946)

#### ● 全体

「縄文の暮らし体験」(34.1%) が最も多く、次いで「土器作り」(33.9%)、「天体観測」(25.4%)、「縄文食作り」(23.4%)と続く。

#### ● 年代別

「縄文の暮らし体験」は60代~70代で4割近く、20代と80歳以上では3割以下である。「アウトドア講座」は30代と60代で比率が高い。「植物講座」は60代~80代以上に、「水遊び」は10代~40代に偏る。



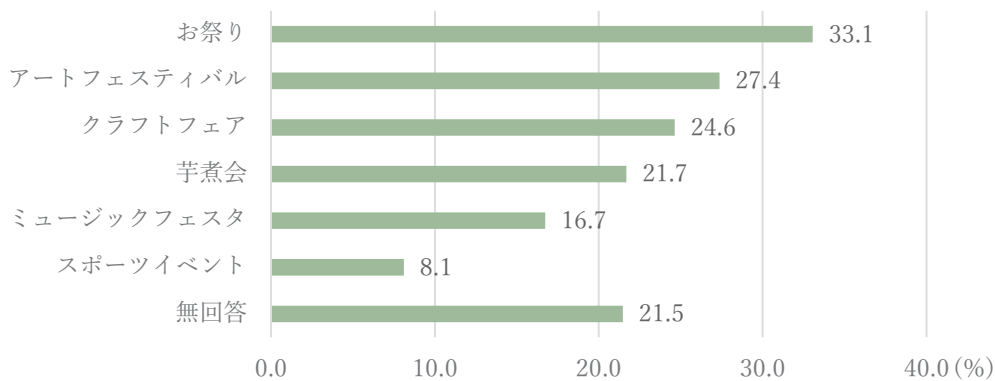
### ウ. イベント (n=950)

#### ● 全体

「お祭り」(33.1%) が最も多く、「アートフェスティバル」(27.4%)、「クラフトフェア」(24.5%)、「芋煮会」(21.6%)と続く。

#### ● 年代別

10代と30代での「お祭り」の比率が特に高く、5割を超える。



### ● 「その他」の記載 (n=37)

記入があった46件のうち、設問に添わない回答は、次の設問の「⑧遺跡に関する意見」とした。

「学校行事」や「親子学習会」等、学校での利用 (8.1%) や「丸池神社の祭典の復活」といった地域での利用 (2.7%) のほか、「発掘作業」や「火おこし」、「土器を利用した芋煮」、「縄文式家屋の体験」のような遺跡ならではの体験活動 (16.2%)、「キャンプ」や「トレッキング」、「青空書道」、「スポーツゴミ拾い」、「ソバ食会」、「ARスタンプラリー」、「デザインフェスタ」など、史跡の「場」を利用したイベント (21.6%) や、「ユーチューブ」などの情報発信 (2.7%) に関連した回答もあった。

一方、「静かな方が良い」、「人が集まるよりフラッと行ける感じがよい」というような理由から「イベント不要」との回答も一定数 (13.5%) ある。また、「年齢や身体的理由から参加は出来ない」といった回答も多く (16.2%)、送迎車付き、あるいはバスツアーなどがあれば参加してみたいという意見も見られた (5.4%)。

### ⑧遺跡に関する意見 (自由記述) (n=190)

前問のうち、⑧の意見と判断したものをあわせ、190件の記入があり、うち11件はイラストもあった。意見の概要は以下のとおり。

- ・もっと宣伝すべき、PR不足かと思う、多くの人に知ってもらいたい (26.3%)。
- ・観光に生かす、観光客が増えるとよい、観光スポットになってほしい (15.3%)。
- ・このアンケートで遺跡を知った (14.7%)。
- ・周辺の環境や観光スポットと連携、整備・活用をするとよい (14.2%)。
- ・小・中学生の授業や体験学習に利用するとよい (12.6%)。
- ・自然を生かしてほしい (11.6%)。
- ・まずは地元・町民に知ってもらうことから始めた方がよい (11.6%)。
- ・展示や体験ができる施設があるとよい (10.0%)。
- ・遺跡に行ったことがない、行ってみたい (10.0%)。
- ・重要・貴重・誇りに思う、大切にしたい、大切にしてほしい (8.9%)。
- ・周遊ルート・散歩道・ウォーキングコースなどの整備 (7.4%)。

---

---

## 史跡小山崎遺跡 保存活用計画書

令和4年3月31日 発行

編集・発行 山形県遊佐町教育委員会

〒999-8301 山形県飽海郡遊佐町遊佐字舞鶴202

印刷 鶴岡印刷株式会社 酒田印刷

---

---





